

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成23年2月22日(火)

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／
地域移行・障害児支援室

目 次

(本体資料)

1	障害者自立支援法等の改正について	1
2	介護職員等によるたんの吸引等の実施について	13
3	新体系サービスへの移行等について	16
4	障害者自立支援対策臨時特例基金の活用について	21
5	報酬改定について	22
6	規制改革について	23
7	障害福祉関係施設の整備等について	25
8	障害福祉サービス事業所等における適正な 運営等について	27
9	訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について	35
10	障害者の就労支援の推進等について	38
11	障害者の地域生活への移行について	41
12	相談支援体制の充実等について	44
13	障害者虐待防止対策等について	48
14	発達障害者への支援について	50
15	重症心身障害児（者）通園事業について	54
16	障害児施設に係る児童福祉法の改正等について	55

目 次

(関連資料)

1	障害者自立支援法等の改正について	1
2	介護職員等によるたんの吸引等の実施について	39
3	新体系サービスへの移行等について	48
4	障害者自立支援対策臨時特例基金の活用について	61
5	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業について	65
6	サービス管理責任者資格要件弾力化事業について	73
7	福祉・介護人材の処遇改善事業の申請率（平成22年11月現在）	80
8	介護雇用プログラムについて	81
9	障害者就労施設における農業分野への取組	83
10	平成22年度障害者就業・生活支援センター 一覧	84
11	障害者の地域生活への移行について	95
12	相談支援体制の充実等について	100
13	障害者虐待防止対策等について	102
14	発達障害者への支援について	104
15	重症心身障害児（者）通園事業について	121

目 次

(その他資料)

- 1 障害者虐待防止対策支援事業実施要綱の一部改正について（案）・・・ 1
- 2 重症心身障害児（者）通園事業の実施要綱新旧対照表（案）・・・・ 9
- 3 平成23年度在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金交付要綱・・・・ 13
一部改正新旧対照表（案）
- 4 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱一部改正・・・・ 15
新旧対照表（案）

< 本 体 資 料 >

1 障害者自立支援法等の改正について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）が、昨年12月10日に公布されたところである。

この整備法による障害者自立支援法等の主な改正内容は、以下のとおりであるので、ご了知のうえ、市町村、事業者等への周知等円滑な施行に向けた準備をお願いしたい。

整備法による各改正事項の施行期日については、障害者の範囲の見直し等については公布日、グループホーム・ケアホームの利用の際の助成（特定障害者特別給付費）の創設及び重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）は平成23年10月1日、その他の事項については平成24年4月1日を予定している。

なお、整備法については、衆議院の決議及び参議院の附帯決議がそれぞれ付されているので、その趣旨も踏まえ、その施行に当たっていただきたい。

また、平成24年4月には報酬改定も予定しているところであるが、その内容、システム対応等については、後日お示しする。

(1) 利用者負担の見直しについて（平成24年4月1日施行予定）

① 利用者負担の規定の見直しについて

利用者負担については、これまでの累次の対策において、その軽減を図り、昨年4月からは低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料としたところであり、実質的に負担能力に応じた負担となっているところであるが、今般成立した整備法において、負担能力に応じた利用者負担とすることを法律上も明確化した。

この改正に伴い、障害者等に支給される障害福祉サービスに係る介護給付費等の月額額は、以下ようになる。

【改正前】

指定障害福祉サービス等につき通常要する費用の額の100分の90に相当する額（当該費用の額の100分の10に相当する額が支給決定障害者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超えるときは、当該費用の額の100分の90に相当する額を超え100分の100に相当する額以下の範囲内において政令で定める額）

【改正後】

アに掲げる額からイに掲げる額を控除して得た額

- ア 指定障害福祉サービス等につき通常要する費用の額
- イ 支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額がアに掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

上記のとおり、これまでの利用者負担と比べて高くなることがないように、負担能力に応じて設定される負担上限月額よりも、サービスに係る費用の1割に相当する額の方が低い場合には、当該1割に相当する額を負担していただくこととしている。

また、自立支援医療、療養介護医療、補装具、障害児通所支援、肢体不自由児通所医療、障害児入所支援及び障害児入所医療についても、障害福祉サービスと同様に、負担能力に応じた利用者負担を原則としたところであり、これらのサービスに係る給付費についても、介護給付費等と同様の方法により支給月額が算定されることとなる。

各サービスに係る利用者負担につき、「家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額」（負担上限月額）、その判定基準（階層区分、世帯の範囲等）などについては、予算編成等を踏まえながら順次お示ししていく。

② 利用者負担の合算について

これまでも世帯における負担の軽減等を図る観点から、同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障害者等が複数いる場合や、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障害者等がいる場合などにおいて、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス費等を支給しているところであるが、更なる負担軽減を図る観点から、今般成立した整備法において、高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給することとしたところである。

高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費は、同一の世帯に属する支給決定障害者等に係る以下の利用者負担の合計額が一定の額を超える場合に、当該超える部分に相当する額を支給（償還）するものである。

- ・ 障害福祉サービスに係る利用者負担
- ・ 補装具に係る利用者負担
- ・ 介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担
- ・ 障害児通所支援に係る利用者負担
- ・ 障害児入所支援に係る利用者負担

高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費の算定基準額、支給（償還）額の計算方法、支給（償還）事務の取扱い等については、予算編成等を踏まえながら順次お示ししていくが、基本的な考え方は以下のとおりである。

- ・ 自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児通所医療に係る利用者負担については、従来と同様、合算の対象外であること。
- ・ 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を併給する場合は、それぞれの支給（償還）額につき、従来と同様の方法により按分して算出するものであること。（高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費は市町村において、高額障害児入所給付費は都道府県、指定都市及び児童相談所設置市において支給することにも留意されたい。）

（２）障害者の範囲の見直しについて（公布日（平成２２年１２月１０日）施行）

発達障害については、従来から精神障害に含まれるものとして障害者自立支援法に基づく給付の対象となっていたところであるが、今般成立した整備法によって、発達障害者が同法の障害者の範囲に含まれることが法律上に明記されたところである。

また、これに関して、障害者手帳の所持は、身体障害者を除き、障害者自立支援法に基づく給付の要件とされていないため、発達障害者は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず同法に基づく給付の対象となり得ることについて、再度管内市町村及び発達障害者支援センター等の関係機関への周知をお願いする。

【発達障害の定義】

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第２条参照）

※ ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-F98に含まれる障害（平成17年4月1日付け文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

なお、これまでも厚生労働省主催の会議等で周知を図っているところであるが、高次脳機能障害は器質性精神障害として精神障害に含まれていること、またこれにより高次脳機能障害者は、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず障害者自立支援法に基づく給付の対象となり得ることについても、再度管内市町村及び精神保健福祉センター等の関係機関への周知をお願いする。（このことについては、後日告示等において明記することを予定している。）

(3) 相談支援の充実等について

① 相談支援の充実について

ア 基幹相談支援センター（平成24年4月1日施行）

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設であり、市町村又は当該業務の実施の委託を受けた者が設置することができることとされている。

基幹相談支援センターは、障害者の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業者間の調整や支援といった役割を担うことを想定しているが、具体的な役割等については、後日お示しする。

イ 「自立支援協議会」を法律上位置付け（平成24年4月1日施行予定）

障害者の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要である。

※ （地域）自立支援協議会の設置状況（平成22年4月現在。速報値）
都道府県100%、市区町村85%

このため、これを担う自立支援協議会について、設置促進や運営の活性化のために法律上位置付けることとしている。

自立支援協議会を設置した都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととされている。

この改正の施行日は平成24年4月1日を予定しているが、都道府県におかれては、今回の改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっても、自立支援協議会の意見を聴くよう努めるとともに、管内市町村に対してもこの旨を周知願いたい。

ウ 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化（平成24年4月1日施行）

地域移行支援や地域定着支援について、これまで補助事業として実施してきた内容を個別給付化し、地域移行の取組みを強化することとしている。

地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものである。

また、地域定着支援は、居宅で一人暮らししている障害者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うものである。

地域移行支援・地域定着支援を担う「指定一般相談支援事業者」は都

道府県が指定することとしている。その指定基準は後日お示しするが、都道府県におかれては、今後、準備に遺漏無きようお願いしたい。

なお、整備法附則第15条に基づき、施行（平成24年4月1日）の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者」とみなされるが、サービス等利用計画は、エに記載する「指定特定相談支援事業者」でなければ作成できないことに留意されたい。

エ 支給決定プロセスの見直し等（平成24年4月1日施行）

支給決定プロセスについて、介護給付費等の支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直すとともに、現在、重度障害者等に限定されているサービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大することとしている。

サービス等利用計画の作成を担う「指定特定相談支援事業者」は市町村が指定することとしている。その指定基準は後日お示しするが、市町村におかれては、今後、準備に遺漏無きようお願いしたい。

また、障害児についても、新たに、児童福祉法に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成することとしている。

※ 障害児については、居宅サービスの利用に係るものは障害者自立支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」において、通所サービスの利用に係るものは児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」において、作成することとなるが、これらの事業者の指定基準を同様とすること等により、同一事業者が一体的に計画を作成するようする方向で検討している。

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外である。

なお、「指定特定相談支援事業者」又は「指定障害児相談支援事業者」が作成する計画案に代えて、障害者自ら又は障害児の保護者が作成する計画案（セルフケアプラン）を提出できることとしている。

② 成年後見制度利用支援事業の必須事業化について（平成24年4月1日施行予定）

成年後見制度利用支援事業について、市町村における制度の実施の促進を図るため、市町村の地域生活支援事業の必須事業とすることとしている。

対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものとしている。

なお、補助の対象となる費用等は、予算編成等を踏まえながら順次お示ししていく。

(4) 障害児支援の強化（平成24年4月1日施行）

障害児支援については、これまで障害種別ごとに支援が実施されてきたところであるが、身近な地域で支援を受けられるようにするため、現行の知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等について、入所により支援を行う施設を障害児入所施設等に、通所による支援を行う施設を児童発達支援センター等にそれぞれ一元化することとしている。

① 通所による支援の見直し

通所による支援については、障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害児通所支援に再編することとしている。その際、現在、肢体不自由児通園施設において、肢体不自由についての治療を行っていることを踏まえ、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」と、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行う「医療型児童発達支援」に分けることとしているが、再編後も、障害特性に応じた適切な支援が確保されなければならないものとされている。

なお、児童発達支援は、児童福祉施設に位置付けられた「児童発達支援センター」で行われるほか、児童発達支援センター以外の場所でも行うことができることとしている。この具体的なサービス内容や実施基準等については、後日お示しする。

また、児童発達支援センターについては、児童発達支援を行うだけではなく、地域の療育を担う中核的な役割を付与する方向で検討している。

その他、放課後や夏休み等における居場所の確保を図る観点から、就学している障害児に対して、単なる居場所としてだけではなく、必要な訓練や指導などの療育を行うものとして、「放課後等デイサービス」を実施することとしている。これに伴い、現在、障害自立支援法に位置付けられている児童デイサービスは、改正後は、児童福祉法に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスとして実施されることとなる。

また、障害のある子どもと障害のない子どもがともに過ごしていけるようにすることは重要であるが、障害児にとっては専門的な指導や支援を受けることも必要であることを踏まえ、保育所等に通う障害児に対する支援を充実するため、障害児施設の職員等が保育所等を訪問し、障害児が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を創設することとしている。

なお、通所による支援の見直しに関しては、以下の事項に留意されたい。

ア 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていること等を踏まえ、障害児通所支援については、障害児の保護者の居住地が所在する市町村を実施主体とすること。

イ 障害児通所支援事業を第2種社会福祉事業に位置付け、自治体や社会福祉法人以外の者も参入しやすくすること。

【経過措置について】

通所による支援の見直しに係る経過措置の概要は、以下のとおりである。

① 通所給付決定に係る経過措置について

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る支給決定を受けている者は、施行日（平成24年4月1日）に、児童福祉法に基づく通所給付決定を受けたものとみなされる。（附則第23条第1項）
- ・ 施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）を受けている者は、施行日に、通所給付決定を受けたものとみなされる。（附則第23条第3項）

※ このみなし通所給付決定により利用できるサービスの種類及びその有効期間については、政令で定める。

② 事業者指定に係る経過措置について

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る指定を受けている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。（附則第22条第1項）
- ・ 知的障害児通園施設又は盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）に係る指定を受けている者は、施行日に、児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。（附則第22条第2項）
- ・ 肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）に係る指定を受けている者は、施行日に、医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。（附則第22条第3項）

※ いずれも施行日から1年以内の省令で定める期間内に指定の申請をしないときは、当該期間の経過によって、みなし指定の効力は失効となることに留意されたい。

③ 障害児通所事業等の開始に係る届出に係る経過措置

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る事業の開始に係る届出をしている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業の開始の届出をしたものとみなされる。（附則第33条第1項）

- ・ 障害児通所支援事業に相当する事業に供する施設に係る設置の届出等をしている者は、施行日に、障害児通所事業等の開始の届出をしたものとみなされる。(附則第33条第2項)
- ・ 現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）又は肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）を設置している者は、施行日に、必要な届出等を行って児童発達支援センターを設置しているものとみなされる。(附則第34条第2項)

② 入所による支援の見直し

入所による支援についても、障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう再編することとしている。その際、通所による支援と同様、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う「障害児入所支援（福祉型）」と、これらの支援とともに知的障害、肢体不自由又は重症心身障害についての治療を行う「障害児入所支援（医療型）」に分けることとしているが、再編後も、知的障害、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害といったそれぞれの障害の特性に応じた適切な支援が確保されなければならないものとされている。

なお、具体的な実施基準等については、後日お示しするが、入所による支援の見直しに関しては、以下の事項に留意されたい。

- ア 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市を引き続き実施主体とすること。
- イ 都道府県等が引き続き障害児入所施設による支援がなければ福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該入所者からの申請により満20歳に達するまで障害児入所施設による支援を受けることができること。

【経過措置について】

入所による支援の見直しに係る経過措置の概要は、以下のとおりである。

- ① 入所給付決定に係る経過措置について
 - ・ 施設給付決定（通所のみによる利用に係るものを除く。）を受けている者は、施行日（平成24年4月1日）に、入所給付決定を受けたものとみなされる。(附則第26条)
 - ※ みなし入所給付決定の有効期間は、現に受けている施設給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間となる。
- ② 事業者指定に係る経過措置について
 - ・ 知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）、肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものを除く。）又は重症心身障害児施設に係る指定を受けている者は、

施行日に、障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。
(附則第27条)

※ みなし指定の有効期間は、現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間となる。

③ 障害児入所施設の設置に係る届出に係る経過措置

現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って②の施設を設置している者は、施行日に、必要な届出等を行って障害児入所施設を設置しているものとみなされる。(附則第34条第1項)

③ 在園期間の延長措置の見直し

今般の改正により、これまで児童福祉法による支援を行っていた18歳以上の障害児施設入所者については、子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、より適切な支援が行われるようにする観点から、障害者自立支援法で対応するよう見直しを行うこととしている。

この見直しに伴い、障害児施設入所者が、引き続いて障害者支援施設に入所する場合については、当該入所者が18歳となる日の前日に保護者であった者が有した居住地が所在する市町村が実施主体となるので留意されたい。

また、この見直しに当たっては、障害児施設入所者が障害福祉サービスを利用することとなる場合、必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害福祉サービスの事業の基準の設定に当たって適切な配慮等を行うこととしている。その具体的な内容等については、後日お示しするが、特に重症心身障害者について十分配慮したうえで、支援の継続性を確保するための措置や、現在入所している者が退所させられないことを行うための措置を行うこととしている。

【経過措置について】

在園期間の延長の見直しに係る経過措置の概要は、以下のとおりである。

① 障害福祉サービスへの移行に係る手続の省略

在園期間の延長の見直しによって、障害児施設への入所ができなくなり、継続して障害福祉サービス（施設入所支援や療養介護）を利用する必要が生ずる者については、一定の期日までに申出をした場合（※）、市町村は、障害程度区分の認定、支給要否決定等の手続を省略して支給決定を行う。(附則第35条)

※ 施行日（平成24年4月1日）に18歳以上である者が施行日において障害児施設への入所ができなくなる場合は施行日までに、施行日に18歳未満である者が施行日以後に18歳となることに伴い障害児施設への入所ができなくなる場合は18歳となる日までに申出を行う必要がある。

② 現に在園期間の延長等により知的障害児施設等に入所等又は児童デイサービスを利用している20歳未満の者に係る経過措置について

現に在園期間の延長により知的障害児施設等に入所等をしている20歳未満の者については、施行日に、入所給付決定を受けたものとみなされる。(附則第30条)

また、利用年齢に関する特例により児童デイサービスを利用している20歳未満の者については、施行日に、通所給付決定を受けたものとみなされる。(附則第23条第2項)

※ この経過措置によって入所等を継続した者についても、その在園期間は20歳までであることに留意されたい。

(5) グループホーム・ケアホームの利用の際の助成について（平成23年10月1日施行予定）

障害者の地域生活への移行を促進するためには、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を確保する必要がある。

このことを踏まえ、今般成立した整備法において、グループホーム・ケアホームを利用している障害者に対して居住に要する費用の助成を行うこととしたところである。

この助成（特定障害者特別給付費（いわゆる補足給付））に係る事務取扱等の詳細については本年4月に案をお示しする予定であるが、支給対象者、対象経費、支給額等の基本的枠組みについては、以下のとおりとする予定であるので、必要な準備をよろしく願います。

【支給対象者】

共同生活援助（グループホーム）又は共同生活介護（ケアホーム）に係る支給決定を受けている障害者（当該障害者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課されている場合を除く。）

【対象経費】

支給対象者が入居している共同生活住居における家賃

【支給額（月額）】

1万円（支給対象者が入居している共同生活住居における家賃の月額が1万円未満の場合は、当該家賃の額）

※ 月の途中で入居又は退去をした場合は、当該月の家賃として実際に支払った額に基づき支給額を算定

→ 当該支払った額が1万円以上の場合は1万円、1万円未満の場合は当該支払った額を支給

【支給方法】

事業者による代理受領が可能

- ※ この場合、事業者に対する特定障害者特別給付費の支払は、介護給付費等に係る代理受領の場合と同様、翌々月となる。

なお、グループホーム・ケアホームに係る家賃を改定する際は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第143条第5項等に基づき、事業者は利用者に対して説明を行い、その同意を得ることが必要とされている。

都道府県においては、事業者がこのことを周知するとともに、障害者自立支援法第46条第1項に基づく家賃の改定に係る届出等があった場合には、家賃を改定する理由、利用者に対する説明が適切になされているか、その同意を適正に取っているかということの確認等を行い、不適正な家賃の改定がなされないよう必要な対応をよろしく願います。

（6）重度視覚障害者（児）に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）について（平成23年10月1日施行予定）

重度視覚障害者（児）の移動支援については、今般成立した整備法において、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護が障害福祉サービスに位置付けられ、自立支援給付の対象とされたところである。

同行援護の対象者やサービス内容の範囲、事業者の指定基準、国庫負担基準等については、現在検討中であり、本年4月に案をお示しする予定である。

（7）事業者の業務管理体制の整備について（平成24年4月1日施行予定）

今般成立した整備法により、新たに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者等（以下この（7）において単に「事業者」という。）に業務管理体制の整備及び届出が義務付けられるとともに、国、都道府県及び市町村に事業者の本部等への立入検査の権限等が付与されるなど、事業者による不正事案の発生防止と適正なサービスの提供を確保するための措置が定められたところであるが、その主な内容は、以下のとおりであるので、ご了承ください。

① 法令を遵守するための体制の確保に係る措置

事業者を単位として、法令を遵守する義務を履行を確保するための体制（業務管理体制）を整備することを義務付けることとした。

② 監査・監督機能の強化

不正行為への組織的な関与が疑われる場合等において、都道府県知事等が事業者の本部等に立入検査することができる権限を新たに創設すること

とした。

③ 不正事業者等による処分逃れを防止するための措置

- ・ 事業の廃止等に係る届出について、事後届出制から事前届出制に変更することとした。
- ・ 指定を取り消された事業者が、当該事業者と密接な関係にある者に事業を移行する場合について、指定（指定の更新を含む。④において同じ。）に係る欠格事由に追加することとした。

④ 連座制（※）の適用緩和

不正行為に係る事業者の責任の程度を考慮し、都道府県知事等が指定の可否を判断できるよう連座制の適用を緩和することとした。

※ 「連座制」とは、ある一つの事業所で不正行為が発覚し、指定が取り消された場合に、当該事業所を運営する法人について、新たな事業所の指定や既存事業所の指定の更新が認められない取扱いをいう。

現行制度においては、組織的な不正行為であるか否かにかかわらず、一律に連座制が適用される取扱いとなっている。

⑤ 事業の廃止等をする場合におけるサービスの確保に係る措置

- ・ 事業の廃止等をする事業者について、サービスを利用していた者が引き続きサービスを受けることができるよう必要な便宜を提供することを義務付けることとした。
- ・ 必要な便宜の提供を適正に行っていない場合において、都道府県知事等が事業者に対して当該便宜の提供を適正に行うよう勧告・命令を行うことができる権限を新たに創設することとした。
- ・ 都道府県知事等は、事業者による必要な便宜の提供が円滑に行われるよう必要な助言等の援助を行うことができることとした。

【業務管理体制の監督権者について】

業務管理体制の監督権者（事業者から業務管理体制の整備に係る届出を受け、上記の権限を行使する機関）は、以下のとおりである。

- ① 次のいずれかに該当する事業者又は施設等の設置者 厚生労働大臣
- ア 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定医療機関及び指定障害児相談支援事業者のうち事業所又は施設等が2以上の都道府県に所在する事業者又は施設等の設置者
- イ のぞみの園
- ② 次のいずれかに該当する事業者又は施設等の設置者 都道府県知事
- ア 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定医療機関のうち事業所又は施設等が同一都道府県内にのみ所在する事業者又は施設等の設置者

- イ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者のうち事業所が同一都道府県内の2以上の市町村に所在するもの
- ③ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者のうち事業所が同一市町村内のみで所在するもの 市町村長
- ※ 業務管理体制の監督権者と事業者の指定権者が異なる場合があることに留意されたい。

なお、基準該当障害福祉サービス事業者は、これらの措置の対象外であるが、これらの措置が不正事案の発生防止と適正なサービスの提供の確保を目的としているという趣旨を踏まえ、市町村においては、基準該当障害福祉サービス事業者による不正事案の発生防止と適正なサービスの提供が確保されるよう必要な配慮をお願いします。

事業者等の業務管理体制に関する基準、業務管理体制確認検査指針（仮称）、業務管理体制の整備に必要な事業者等に係るデータの管理方法等については、追って連絡するが、基本的には介護保険法に基づく業務管理体制の整備等に係る仕組みと同様のものとする予定である。

また、施行日（平成24年4月1日予定）以後に行うこととなる業務管理体制の整備に係る届出については、一定の経過措置（介護保険の例では、制度施行後6か月以内の届出を認める経過措置を実施）を設けることを検討しているが、その内容についても後日お示しする。

各事業者等における業務管理体制が実効ある形で機能し、不正事案の発生防止と適正なサービスの提供が確保されるためには、事業者等が自ら適切な業務管理体制を整備し、不断にその改善を図っていくことが最も重要であるが、国、都道府県及び市町村においても事業者等への業務管理体制の整備の状況に対する監督を通じて、適切な助言を行うことにより、その取組みを支援していくことが必要であるので、必要な対応をよろしくをお願いします。

2 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

(1) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会について

これまで、介護職員等によるたんの吸引・経管栄養の取扱については、当面のやむを得ない措置（実質的違法性阻却）として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたんの吸引等のうちの一定の行為を実施することを一定の要件の下、運用上認めてきた。（関連資料2（39, 40頁））

しかしながら、こうした運用による対応について、そもそも法律において

位置付けるべきではないか、グループホーム・有料老人ホームや障害者施設等においては対応できていないのではないか、在宅でもホームヘルパーの業務として位置付けるべきではないか等の課題が指摘されている。

介護職員等がたんの吸引等を実施できるようにすることは、今後、たんの吸引等の医行為が必要な重度の障害者等が地域において安心して暮らせる社会を実現していく上で不可欠であり、このことは、平成22年6月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」の中でも、「たん吸引や経管栄養等の日常における医療的ケアについて、介助者等による実施ができるようにする方向で検討し、平成22年度内にその結論を得る」とされたところである。

また、平成22年9月に総理からも、「介護人材の活用のため、在宅、介護保険施設、学校等において、介護福祉士等の介護職員が、たんの吸引や経管栄養等といった日常の「医療的ケア」を実施できるよう、法整備の検討を早急に進めること」との指示が厚生労働省に対してあったところである。（関連資料2（41頁））

こうしたことから、平成22年7月、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」（座長・大島伸一 独立行政法人国立長寿医療研究センター総長）（関連資料2（42頁））を設置し、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方や介護現場等において、たんの吸引等が必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するための方策について検討を行ってきたところであり、同年12月に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方について（中間まとめ）」が取りまとめられたところである。（関連資料2（43頁））

※基本的な考え方（中間まとめから抜粋）

- ・介護の現場等におけるたんの吸引等のニーズや実態を踏まえ、必要な人に必要なサービスを安全かつ速やかに提供することを基本とすべきである。
- ・介護職員等によるたんの吸引等については、介護サービス事業者等の業務として実施することができるよう位置付け、現在の実質的違法性阻却論に伴う介護職員等の不安や法的な不安定を解消することを目指す。
- ・その際、現在の実質的違法性阻却論による運用の下で行われていることができなくなるなど、不利益な変更が生じないよう十分に配慮することが必要である。
- ・まずは、たんの吸引及び経管栄養を対象として制度化を行うが、将来的な拡大の可能性も視野に入れた仕組みとする。ただし、その際には、関係者を含めた議論を経て判断することが必要である。
- ・安全性の確保については、医学や医療の観点からはもちろん、利用者の視点や社会的な観点からも納得できる仕組みによるものとする。
- ・介護職員等に対する教育・研修の在り方については、不特定多数の者を対象とする場合と、特定の者を対象とする場合を区別して取り扱うもの

とする。後者については、特定の利用者ごとに行う実地研修を重視した研修体系を設けるなど配慮するものとする。

その結果、介護福祉士及び一定の研修を修了した介護職員等が一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとし、「社会福祉士及び介護福祉士法」を改正する方向で検討しているところである。

なお、平成22年10月から実施している「試行事業」を通して、その結果の評価と検証を行い、教育・研修や安全確保措置の具体的内容等について、さらに検討を進めることとしており、検討結果がまとまり次第情報提供を行うこととしたい。

(2) 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の創設

介護職員等がたんの吸引等の一部医行為を安全に実施できるよう、全都道府県において介護職員等に対する研修を実施するために必要な経費及びその研修の指導を行う者を養成する研修の受講に要する経費を補助することについて、平成23年度予算案に計上したところである。(関連資料2(44頁))

また、平成22年度補正予算においては、介護職員等に対する研修を行うための体制整備に必要な経費を計上したところである。

本研修事業の具体的内容等については、今後、「試行事業」の評価と検証を行い、その結果等を踏まえ改めてお知らせすることとしているが、各都道府県においては、在宅の障害(児)者や障害福祉事業所等のニーズを十分に踏まえ、これらの補助事業を活用し、本研修事業の実施に向けての積極的な取り組みをお願いしたい。(関連資料2(45,46頁))

なお、全都道府県における本研修事業の実施に先立ち、厚生労働省では、都道府県単位でたんの吸引等に関する研修指導を行う医師・看護師等に対し、必要な講習を実施することとしており、改めて開催案内等をお知らせすることとしているので、受講者の人選や派遣等についてご留意願いたい。

(3) 「特定の者を対象とした研修」の実施

「中間まとめ」において、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の重度障害者の介護等については、利用者とのコミュニケーションなど、利用者や介護職員等との個別の関係性がより重視されることから、これらの特定の利用者ごとに行う実地研修を重視した研修体系を設けるなど、教育・研修(基本研修及び実地研修)の体系には複数の類型を設けることとされている。

現在、「特定の者を対象とした研修」についても「試行事業」を実施しているところであり、今後、その結果について評価と検証を行い、教育・研修や安全確保措置の具体的内容等について改めてお知らせすることとしている。各都道府県におかれては、特定の利用者ごとに行う実地研修を重視した研修の実施についても、各都道府県内の関係団体の意見を踏まえ、十分な配慮をお願いする。(関連資料2(47頁))

3 新体系サービスへの移行等について

(1) 新体系サービスの理念

障害者が地域で安心して暮らすためには、施設中心のこれまでのサービスから、地域生活中心の新たなサービス体系へと変えていく必要がある。このため、障害者自立支援法に基づく新たなサービス体系（新体系サービス）は、24時間を同じ施設の中で過ごすのではなく、日中の活動の支援と居住の支援を組み合わせるよう「昼夜分離」を進め、障害者が自分の希望に応じて、複数のサービスを組み合わせる利用することを可能とし、地域生活への移行を進めることを目指している。（関連資料3（48, 49頁））

障害者が自ら選択する地域生活へ移行すること、移行後も安心して地域で暮らすことができるよう支援することは「障がい者制度改革推進会議」の中でも最重要な課題として提言され、閣議決定（「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日））されたところである。

障害者が、一日中施設の中で生活するのではなく、昼夜の生活の場の分離等を図り、自ら選んでサービスを組み合わせる地域において生活できるようにする新体系の理念と方向性は、このような閣議決定等の方向に沿うものであり、厚生労働省としては、引き続き新体系移行を進める方針である。（関連資料3（50頁））

(2) 新体系サービスへの移行状況

新体系サービスへの移行率については、各都道府県別に見るとばらつきがあるが、平成22年10月1日現在、全国平均では56.5%となっており、平成21年同月に比べ11.1ポイントの増加となっている。（関連資料3（51, 52頁））

施設種別の移行率を見ると、平成22年10月1日現在、身体障害福祉分野については、前年同月に比べ14.2ポイント増加し64.8%となり、精神障害福祉分野については、精神障害者生活訓練施設の移行率が平均値の半分以下であるものの、全体としては前年同月に比べ9.6ポイント増加し60.4%となっている。また、知的障害福祉分野については、知的障害者通勤寮が32.5%、知的障害者入所授産施設が36.1%と平均値を20ポイント余り下回っているが、全体としては前年同月に比べ10.5ポイント増加し53.0%となったところである。（関連資料3（53頁））

一方、昨年、各都道府県のご協力の下、旧体系の施設に対し、新体系サービスへの移行予定についてアンケート調査を行ったところであるが、これによると、回答のあった旧体系施設2,262か所の約74%に当たる1,663か所が具体的な移行時期を決めているという結果だった。（平成22年4月1日時点）（関連資料3（54, 55頁））

(参考) 移行時期を決めている旧体系施設の割合 (主な施設種別)

具体的な移行時期を決めている施設の割合 (該当施設数/回答総数)

・精神障害者生活訓練施設	53.9% (69施設/128施設)
・精神障害者通所授産施設	63.0% (51施設/81施設)
・知的障害者小規模通所授産施設	65.6% (21施設/32施設)
・知的障害者通勤寮	69.6% (39施設/56施設)
・知的障害者通所授産施設	70.9% (423施設/597施設)
・身体障害者通所授産施設	71.1% (81施設/114施設)
・身体障害者療護施設	76.4% (126施設/165施設)
・知的障害者入所更生施設	79.0% (470施設/595施設)

新体系サービスへの移行状況等調査については、これまで半年に一度実施しているところであり、各都道府県には、管内市区町村への移行状況等の照会、結果の取りまとめ等のご協力を頂いているところである。

引き続き平成23年4月1日時点においても同調査を行うこととしているが、これと併せて、旧体系施設の移行予定時期や、移行していない理由等を把握するためのアンケート調査を実施することとしているので、ご協力をお願いします。

(3) 新体系サービスへの移行支援策

平成23年度末の経過措置期間を経過した旧体系事業所は、障害者自立支援法における法的な位置付けを失うこととなるため、万一新体系への移行がなされない場合には介護給付費又は訓練等給付費(報酬)の支払や運営費補助を行うことが困難となる。

そこで、新体系サービスへの移行を円滑に進めるため、これまで、都道府県に設置した障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金等において、いわゆる従前額保障や新体系サービスへ移行する場合に必要な施設改修や設備整備に対する財政支援等の措置を講じてきたところである。(関連資料3(56頁))

① 報酬による支援

平成21年4月の報酬改定において、全体でプラス5.1%の改定を行い、新体系サービスにつき、手厚いサービスを提供した際などに、「重度障害者支援加算」、「医療連携体制加算」、「土日等日中支援加算」等のきめ細かな加算を設けるなど、報酬の充実を図ったところである。

これにより、旧体系施設と比べ新体系サービス事業所の方が、収支差率(事業支出に対する報酬等事業収入と事業支出の差額の割合)の高い位置に分布する傾向にあるとともに、従前額保障が適用される新体系サービス事業所の割合は報酬改定前後(平成21年3月→同年4月)で4.5ポイント減少している。(関連資料3(57頁))

また、報酬改定において、知的障害者通勤寮及び精神障害者生活訓練施設の移行先の一つとして想定している宿泊型自立訓練について、日常生活の支援や地域移行の情報提供等を強化した場合を評価する各種加算を創設するとともに、標準利用期間を1年から2年への延長、さらには宿泊型自立訓練と同一敷地内での日中活動サービスの利用を可能とするなどの改善を図ったところである。

② 基金等による支援

障害者の地域生活を支援するため、施設サービスの昼夜分離や就労支援等の新体系サービスへの移行に必要な施設改修や設備の充実を推進するため、平成22年度補正予算において障害者自立支援対策臨時特例基金に39億円の積み増しを行い、併せて、基金の区分間流用ができるように執行の弾力化を図ったところである。

また、平成23年度予算案においては、グループホーム・ケアホーム等の整備に必要な経費を計上したところである。（詳細については、本体資料4①（21頁）を参照）

平成23年度は、旧体系施設の新体系サービスへの移行経過措置期間の最終年度であり、各都道府県におかれては、管内旧体系施設の移行予定を把握するとともに、新体系移行支援策の全体像をまとめた「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等事業所への移行促進について」（平成22年7月30日事務連絡）等を参考の上、基金による支援策を最大限活用することにより、平成23年度末までに全ての旧体系施設が新体系サービスに移行するよう、事業者の個々の状況に応じたきめ細かな指導・助言をお願いする。

施設入所者の地域生活への移行を進めるためには、入所施設の機能が、単に入所機能だけに止まるのではなく、相談支援事業の実施、通所・訪問サービスの提供、グループホーム・ケアホームの整備、福祉人材の育成などの機能を地域に開かれた形で併せ持つことが重要である。旧体系の入所施設が新体系サービスに移行することにより、入所施設が地域社会のニーズに対応し、地域社会に開かれた形で事業展開されていくことが望ましいので、併せて配慮をお願いする。

また、新体系サービスに移行する以前からその施設に入所している方については、新体系サービス移行後においても引き続き入所を可能としており、新体系への移行により、利用者が施設から出て行かなければならないということはないので留意願いたい。（詳細は前出「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等事業所への移行促進について」（平成22年7月30日事務連絡）を参照されたい。）

なお、新体系サービスへの移行が進んでいる岩手県及び神奈川県の移行促進についての取組がHPにおいて公表されているところであるので参考にされたい。

(参考)

- 岩手県障がい保健福祉課
<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=401&of=1&ik=3&pnp=60&pnp=349&pnp=401&cd=24872>
- 新サービス体系移行等総合推進事業 (かながわ福祉サービス振興会)
<http://www.kanafuku.jp/special/>
- 障害福祉情報サービスかながわ
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>

併せて、旧体系施設が新体系サービスへ移行するに当たり、新体系移行の実務をどのように進めていくかについて、幾つかの都道府県の実例を参考にし、スケジュール例をまとめたので参考にされたい。(関連資料3 (58, 59, 60頁))

(4) 新体系サービスへの移行に係る指定事務

現在、旧体系施設にあっては、障害者自立支援法附則第20条の規定に基づき、障害者支援施設の指定があったものとみなされているところであるが、この「みなし指定」の有効期間については平成24年3月末までであることから、当該旧体系施設は、それまでに新体系サービスに移行し、都道府県知事から新たに指定を受けることが必要となる。

新体系に移行する旧体系施設については、移行日の3か月前までに障害者自立支援法第47条に基づく指定の辞退届を、また、移行日の1か月前までに社会福祉法第64条に基づく廃止届を、所在地を所管する都道府県知事に提出しなければならない。

この指定手続きに伴う留意事項は、以下のとおりであるので、ご了知の上、市区町村及び管内事業者への周知を図り指定手続きに遺漏なきようお願いする。

① 利用者に対する説明

障害福祉サービス事業者等は、利用者又は家族の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は家族の立場に立ったサービスの提供に努めなければならないとされている(人員、設備及び運営に関する基準第3条第2項)。

このため、旧体系施設の設置者は新体系サービスへの移行に際し、利用者や家族に対して丁寧な説明を行うとともに、相談窓口の開設や個別面談の実施等、新体系移行に伴う利用者や家族の不安解消に努めることが重要である。各都道府県におかれては、必要に応じ、旧体系施設の設置者が実施する利用者や家族に対する説明会等に職員を派遣する等の対応についても検討されるようお願いする。

② 障害程度区分の認定との関係

新体系サービスへの移行に際し、介護給付費等の支給決定を行うためには、障害程度区分の認定が必要となる。障害程度区分の認定については、認定調査、医師意見書の提出、市町村審査会による審査及び判定などの手続きを要するため、旧体系施設の設置者は、利用者や家族に対し、新体系サービスへの移行について十分に時間的余裕をもって説明し、障害程度区分の認定手続きの申請について同意してもらう必要がある。

③ サービス管理責任者

指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設においては、サービス管理責任者の配置が必要である（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援を除く）。

このため、各都道府県においては、旧体系施設の事業者に対し、

- ・ サービス管理責任者研修の受講漏れがないよう研修開催時期の周知を図ること
- ・ 地域生活支援事業における補助事業を活用し、サービス管理責任者研修の開催回数を増やすこと
- ・ サービス管理責任者の要件のうち実務経験の年数を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」の活用を検討すること（詳細については、本体資料6（2）（24頁）を参照）

等により、サービス管理責任者の資格要件を備える職員が確保されるよう支援し、円滑に新体系サービスへ移行できるようご配慮願いたい（本体資料12（2）②の「サービス管理責任者に対する研修について」（47頁）も参照されたい）。

④ 障害福祉計画におけるサービス見込量と事業者指定の関係について

都道府県知事は、事業者から指定障害福祉サービス事業又は障害者支援施設の指定申請があった場合、都道府県障害福祉計画において定めるサービス見込み量又は必要入所定員総数に達しているか、又はこれを超える見込みであるとき、その他障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、障害福祉サービス基盤の整備を計画的に実施するため、当該指定をしないことができることとされている（障害者自立支援法第36条第4項及び第38条第2項）。

この、規定については、

- ・ 現在の利用者が円滑に新体系サービスを利用できるよう、旧体系施設事業者の移行計画書に基づく移行については、計画の数値を上回る場合でも、指定することができる
- ・ 新規事業者については、計画の見込量を超過する場合には、指定を行わないことができる

としているところである。（平成18年5月11日全国障害福祉計画担当者会議

資料)

各都道府県におかれては、この取扱いを改めてご確認頂き、旧体系施設が円滑に新体系へ移行できるようご配慮願いたい。

(参考) WAMNET 平成18年5月11日全国障害福祉計画担当者会議資料
<http://www.wam.go.jp/wamappl/bb15GS60.nsf/vAdmPBigcategory50/59FDF6E966A5A5664925716F002966E0?OpenDocument>

4 障害者自立支援対策臨時特例基金の活用について

平成22年10月に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」においては、「誰もが地域で必要な支援を受け、自立した生活が営める環境を整備する」とこととされ、新体系移行の支援等として「障害者関連施設等が就労支援等の新体系サービスへ移行するための施設改修等を推進する」とこととされた。(関連資料4(61頁)) また、平成22年11月19日の参議院予算委員会において、厚生労働大臣から、新体系移行について、混乱のないように移行をしていく旨の答弁がなされたところである。

これらのことから、平成22年度補正予算において、新体系サービスへの移行に必要な施設改修や設備の充実を推進するとともに、発達障害者に対する情報支援の普及や障害者自立支援機器の開発・普及を図るため、都道府県によっては、基金の財源が不足することが見込まれることを踏まえ、区分間流用ができるよう基金執行の弾力化を図るとともに、約39億円の積み増しを行ったところである。(関連資料4(62頁))

①障害者自立支援基盤整備事業

- ・新体系サービスへの移行の際に必要な備品購入等の設備整備(※)
- ・賃貸物件のグループホーム・ケアホームの改修事業(※)
- ・事務の効率化を図るために必要となる経費(新規)

を補助対象として追加したところである。

(※) 障害者就労訓練設備等整備事業のうち、

- ・設備整備事業及び賃貸物件をグループホーム・ケアホームに改修整備する事業については、障害者自立支援基盤整備事業に組替え
- ・NPO法人、営利法人が自己所有物件をグループホーム・ケアホームに改修整備する事業については、社会福祉施設等施設整備費補助金に組替え

これに伴い、グループホーム・ケアホームにおける消防設備の整備の取扱いについて、別添Q & A（関連資料4（63頁））のとおりので、ご留意願いたい。

また、同基金を活用し整備した施設・設備等の中で、極めて短期間で財産処分を行い、国庫納付を行っている事例が見受けられる。

限られた財源を効率的かつ有効に活用するため、事業の選定に当たっては、事業内容等を十分精査した上で実施するようお願いしたい。

②発達障害者に対する情報支援体制の整備事業の創設

発達障害の特性を勘案し、日常生活上利用する機関や施設等で用いられる書類の音声化等のための機器の整備や発達障害の特性を勘案した情報提供を行う際の対応方法に関する助言等の啓発活動を、発達障害者支援センターやNPO等の当事者団体と連携して実施するための経費として、全都道府県に対し必要額を配分したところであるので、積極的に本事業を取り組まれない。

5 報酬改定について

(1) 報酬改定について

障害福祉サービス費用に係る報酬については、3年に一度の改定を基本としており、次期報酬改定は平成24年4月を予定している。次期報酬改定については、平成21年4月の報酬改定の効果等を勘案しつつ、障害者自立支援法等の改正などを踏まえて検討することとしている。

(2) 障害福祉サービス等経営実態調査等の実施について

以上のことから、障害福祉サービス事業所等の事業経営の状況、障害福祉サービス事業等の提供の実態や実施に係る経過措置（就労継続支援を行う障害者支援施設、食事提供体制加算、サービス管理責任者の要件緩和等）を把握するため、障害福祉サービス事業所等を対象とした経営実態調査及びサービス提供実態調査を行うこととしている。

本調査は、民間のシンクタンクに委託し、平成23年3月中に、抽出した全国の障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等に対して調査票を送付し、平成23年8月を目途にとりまとめを行う予定であるので、各都道府県におかれては、円滑に調査が行われるよう、管内事業者等に協力をいただけるよう周知をお願いしたい。

6 規制改革について

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業について〔構造改革特区関係〕

現在、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害児（者）を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」が行われている。

今般、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、当該特例措置も含む、本年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価が行われ、本年2月7日に「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見（平成22年度）」（関連資料5（66～70頁））が取りまとめられた。

最終的には、本年3月に予定されている構造改革特別区域推進本部における決定により政府としての方針が決まるが、各関係都道府県等におかれては、方針決定後、円滑に対応できるよう注意されたい。

①短期入所に係る事業の全国展開について

指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する短期入所については、特に大きな弊害が認められなかったことから、「基準該当短期入所」として全国展開することとした。

全国展開の時期については、構造改革特別区域推進本部における決定を受けた後、速やかに所要の規定を改正し、実施する。（実施時期が本年4月以降にずれ込む可能性が大きい旨注意。）

②平成23年度以降の事業の要件について

自立訓練については、現時点で全国化を行うには、本来訓練として求められているサービスの質の確保の観点から課題が多い。したがって、来年度は、一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を条件に付与し、再度調査を行った上で全国化の可否を判断することとした。各関係都道府県等におかれては、平成23年度の実施に向けて、本年1月に通知（関連資料5（71, 72頁））を示したところであるので、準備方よろしく願います。

児童デイサービスについては、平成22年度から、一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を条件に付与したところであるが、利用実績が少なく、全国展開により発生する弊害の有無について現時点で判断することが困難であるため、引き続き同じ条件で特区として実施し、平成23年度に再度調査を行った上で全国展開の可否を判断することとした。

(2) サービス管理責任者資格要件弾力化事業について【構造改革特区関係】

平成22年6月2日に構造改革特別区域推進本部において、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に係る政府の対応方針（関連資料6（74,75頁））が決定されたことに伴い、構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置として、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、サービス管理責任者の確保を容易にすることで、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設（新体系サービス）への移行の促進を図るため、当該構造改革特別区域内のサービス管理責任者の資格要件を緩和する「サービス管理責任者資格要件弾力化事業」を新たに実施している。

本事業については、昨年9月7日に通知（関連資料6（76～79頁））を示したところであるので、各都道府県等におかれては、地域の実情を踏まえ、必要に応じて活用していただくようお願いする。

①事業の概要について

地方公共団体が、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合（当該構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であるため、障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。）に、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省令告示第544号）において定めている、サービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ緩和するもの。

②平成23年度以降について

本事業は昨年9月から実施（申請受付）しており、一定期間経過後に弊害の有無について検証し、その結果を踏まえ、全国展開等について検討することとしている。

(3) 居宅介護等のサービス提供責任者の専従要件について【規制改革関係】

居宅介護、重度訪問介護及び行動援護（以下この項目において「居宅介護等」という。）のサービス提供責任者については、事業の規模に応じて1人以上を配置するとともに、それぞれの事業に専従であることを要件としているところである。

この「専従」の取扱いについては、同一事業者が居宅介護等のうちの複数の事業の指定を受ける場合には、それぞれの事業におけるサービス提供責任者の資格要件や業務の類似性を考慮し、事業所の運営やサービス提供の効率化の観

点から、必要となるサービス提供責任者の人数について、居宅介護等の各事業を合わせた事業の規模に応じた人数で足りることとするとともに、当該各事業の間におけるサービス提供責任者の兼務を可能としてきたところである。

また、サービス提供責任者の配置基準がない移動支援事業については、居宅介護等のサービス提供責任者が兼務により従事することができないこととしてきたところである。（障害者自立支援法施行当初より、上記取扱にて実施しているところである。）

この取扱に関しては、行政刷新会議に設置された規制・制度改革に関する分科会において、居宅介護事業所のサービス提供責任者が居宅介護のサービス提供時間内に移動支援事業に従事できるようにすべきとの指摘を受けているところであり、これを踏まえ、平成23年度中に、一定の条件の下に、居宅介護等のサービス提供責任者が移動支援事業に従事することを可能とする方向で検討することとしているので、その旨ご承知おきいただきたい。

7 障害福祉関係施設の整備等について

(1) 平成23年度社会福祉施設整備費について

障害福祉関係施設の整備については、障害者の地域移行支援の核となる、グループホーム・ケアホーム（都道府県の障害福祉計画の目標8.3万人を達成）等の地域で暮らす「住まいの場」の整備、生活介護、自立訓練、就労移行支援等の「日中活動の場」の整備を推進するために、社会福祉施設等施設整備費補助金として108.0億円（対前年度+8.0億円）を平成23年度予算案に計上したところである。

また、平成23年度より、内容改善を図り、

- ・補助事業者として新たにNPO法人、営利法人を対象とする
- ・グループホーム・ケアホームの改修単価（事業費ベース）について、1,000万円（対前年度+400万円）に引き上げる

こととしている。

（福祉貸付について）

なお、平成23年度より、障害者グループホーム・ケアホームの独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付の融資対象としてNPO法人、営利法人を追加することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

(2) 平成23年度における国庫補助に係る協議等について

平成23年度における国庫補助協議については、別途協議方針等をお示ししたところであり、これによらねたいが、限られた財源の中で、当該補助金を効果的かつ有効に活用する必要があるため、既存施設の改修を優先的に採択することとしているので、協議に当たっては、十分にご留意いただきたい。

(3) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成22年11月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」については、平成23年10月7日（金）までに提出をお願いしているのご協力をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について（平成22年11月9日雇児発1109第3号、社援発1109第1号、障発1109第1号、老発1109第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成23年度も引き続き実施することとしている。

(4) 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進については、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところである。

また、平成22年10月1日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、独立行政法人福祉医療機構において、木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備など、エコ対策に係る融資率の優遇措置を講じることとしているので、積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対して周知をお願いしたい。

8 障害福祉サービス事業所等における適正な運営等について

(1) 福祉・介護人材の処遇改善事業について

福祉・介護人材の処遇改善については、障害福祉サービスの質の向上を図る観点から極めて重要な課題である。

このため、平成21年4月の報酬改定において「良質な人材の確保」を基本的な視点の一つとして、5.1%のプラス改定を行うとともに、同年10月から、障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において、介護等職員一人当たり月額平均1.5万円の賃金引き上げに相当する金額を事業者に助成する「福祉・介護人材の処遇改善事業」を実施しているところである。

当該事業の実施に当たっては、各都道府県には制度の趣旨をご理解いただき、管内事業者に対する申請勧奨をはじめ、申請率調査等について尽力をいただいているところであり、申請率も事業開始時点の約42%（平成21年10月現在）から、直近では約73%（平成22年11月現在）まで向上しているところである。（関連資料7（80頁））

しかしながら、介護分野の申請率（83%）に比べると未だ10ポイント程度下回っているところであるので、引き続き管内事業者に対し、様々な機会を捉えて申請勧奨を行われたい。

また、福祉・介護人材の処遇改善事業において、平成22年10月から、福祉・介護職員の能力、資格や経験等に応じた処遇を行うことを定めるキャリアパスの要件や、平成21年4月の報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件を加えており、要件を満たしていない申請事業所については、助成額を減算することとしている。

※ キャリアパス要件（①又は②のいずれか）

- ① 福祉・介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めていること、または職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時的等の臨時的なものを除く。）について定めていること。
- ② 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及びその具体的な取組を定めていること。

※ 定量的要件

事業所のすべての福祉・介護職員に対して、平成21年4月の報酬改定を踏

まえて実施した処遇改善（職員に対する研修、休暇制度等の改善等）の内容及び要した費用を一つ以上明示するとともに、周知していること。

キャリアパス要件及び定量的要件の実施率については、平成22年10月時点においては95%である。

福祉・介護職員がやりがいを持って安心して働ける職場であることが、ひいては利用者へのサービスの質の向上につながる事となる。各都道府県においては、障害福祉サービス事業所等に対し申請勧奨を進めることと併せて、キャリアパス要件及び定量的要件を備えるよう、引き続き指導をお願いする。

なお、平成21年4月の報酬改定がどの程度、障害福祉サービス事業所等に従事する福祉・介護職員の処遇改善の向上につながっているのか調査・検証する「障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」を実施しており、年度末までには調査結果を取りまとめ公表することとしているので、参考にされたい。

（2）介護雇用プログラムについて

厳しい雇用失業情勢が続く中においても、介護分野における求人、ニーズは高く、資格を有する労働力を確保・育成することが急務となっている。

このため、緊急雇用対策（平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定）において、養成機関での受講時間も含めて給与を得て、働きながら介護資格を取得する「介護雇用プログラム」を新たに創設したところであり、『「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム』の積極的推進及び居宅介護従業者養成研修課程における研修課程の一部免除規定の積極的な活用について」（平成21年11月16日職業安定局地域雇用対策室、社会・援護局福祉基盤課、同障害保健福祉部障害福祉課、政策統括官付労働政策担当参事官室連名事務連絡）により、障害福祉関係施設も同事業の対象とされているところである。

昨年、政府において「重点分野雇用創造事業の拡充」等を内容とする「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）が策定され、地域における雇用改善の動きを更に促進するため、平成22年度補正予算において、介護雇用プログラム分も含めて雇用創出の基金が1,000億円積み増しされたところであり、以下の運用改善を行ったところである。（関連資料8（81,82頁））

① 実施期間の延長

平成22年度補正予算分の交付金を活用する重点分野雇用創造事業について、平成23年度まで（一部、平成24年度まで）の事業実施を可能とする。

② 対象分野の拡大

重点分野雇用創造事業において従来から設定されている対象分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用）に、成長分野を支える基盤としての「教育・研究」分野を追加し7分野とする。

③ 重点分野雇用創出事業の対象分野の拡大

重点分野雇用創出事業について、現行の地域人材育成事業と同様に、地域において雇用が見込まれる分野を追加設定(4分野まで)できることとする。当該追加分野は、既に地域人材育成事業において設定されている分野と異なるものを設定することは差し支えないこと。

各都道府県におかれては、地域における更なる介護サービスの質、量を引き上げるため、一層の取組をお願いする。(詳細は「重点分野雇用創造事業の拡充等について」(平成22年11月26日職地発1126第1号厚生労働省職業安定局地域雇用対策室長通知)を参照されたい。)

(3) 社会福祉法人会計基準等について

① 社会福祉法人の会計基準の一元化

社会福祉法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」(平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)の他、当該社会福祉法人が経営する施設等の種別により「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」(平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)や「就労支援の事業の会計処理の基準」(平成18年10月2日社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局通知)(以下「就労支援会計処理基準」という。)等、適用される会計ルールが複数存在しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

このため、会計処理に係る事務負担を軽減する等の観点から、平成20年度から、日本公認会計士協会の協力の下、社会福祉法人の会計基準の一元化に向けての検討を行い、平成22年1月に「社会福祉法人会計基準(素案)」を取りまとめたところである。

その後、関係団体及び各自治体のご意見を踏まえ所要の見直しを行い、今般「社会福祉法人会計基準(案)」(以下、「新会計基準」という。)としてとりまとめ、平成22年12月8日から平成23年1月14日までの間、パブリックコメントによる意見公募を行ったところ513件の意見が寄せられた。

施行時期については、事務体制が整い、実施が可能な社会福祉法人においては平成24年度から新会計基準に移行し、平成25年度には全ての社会福祉法人において新会計基準に移行していただくことを現行案としている。今後、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、必要な見直しを行った上で、平成22年度中に関係通知を発出する予定である。

② 授産施設会計基準の取扱い

社会福祉法人会計基準の一元化により、「授産施設会計基準」(平成13年3月29日社援発第555号厚生労働省社会・援護局長通知)については廃止することとしており、就労支援事業の工賃計算については、新会計基準

においてこれを行うこととなる。

さらに、「社会福祉法人会計基準（案）」の取りまとめに当たり、就労支援事業における工賃計算に関する基準についても、事務処理の簡素化を図ることを目的に見直しを行うこととしている。

具体的には、現行上、パン事業や菓子事業等、複数の生産活動を行う就労支援事業所の場合、それぞれの作業種別毎に会計を区分することが求められているが、新会計基準においては、多種少額の生産活動を行う等の理由により会計を区分することが困難な場合は、作業種別毎の会計の区分を省略することができることとする等の見直しを予定している。

なお、社会福祉法人以外の法人が就労支援事業を行う場合については、引き続き就労支援会計処理基準を適用することとなるが、前記の工賃計算の簡素化等について反映させた所要の改正を行う予定であるのでご了解願いたい。

③ 授産施設会計基準の経過措置

障害者自立支援法における就労支援事業の会計処理については、原則として、「就労会計処理基準」の適用を受けることとなるが、旧体系施設については、新体系サービスへ移行するまでの間、「授産施設会計基準」によることができることとされている。

しかしながら、社会福祉法人が設置する授産施設等の旧体系施設が新体系サービスの就労支援等へ移行する場合、事務負担の軽減や新会計基準への円滑な移行を図る観点から、新体系サービスへの移行後、「就労支援会計処理基準」を経ることなく前記新会計基準へ移行するまでの間、「授産施設会計基準」を用いることができることを検討しており、検討結果がまとも次第お知らせすることとしたい。

（４）短期入所の整備促進について

① 医療機関で行う短期入所サービスの整備促進

医療サービスを必要とする重度の障害者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取る際に短期入所サービスの充実を図っていくことが極めて重要である。

このため、障害福祉関係施設だけではなく、医療機関においてもいわゆる「医療型ショートステイ」として短期入所サービスの実施を可能としているところであり、平成21年4月の報酬改定において、医療機関における宿泊を伴わない短期入所サービスを創設したところである。

しかしながら、平成22年10月1日現在、4,014か所の指定短期入所事業所のうち、医療機関における指定短期入所事業所数は256か所と少ない状況である。

各都道府県におかれては、地域のニーズを踏まえ、医療サービスを必要とする障害者の方々に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力

を得ながら、必要な短期入所サービスの整備に努められたい。

② 単独型の短期入所サービスの整備促進

指定短期入所のうち、併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所については、単独型事業所として、指定障害者支援施設等入所施設以外の様々な事業所において行うことが可能である。

単独型事業所については、先の報酬改定において、指定要件の明確化を図るとともに、経営の安定を図るため「単独型加算」を創設したところである。

さらに、指定短期入所事業所の設置を進めるため、平成22年度から社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象として、短期入所事業所に新たに単独型事業所を追加したところである。

第2期障害福祉計画では、短期入所の平成23年度整備目標が4万人分であるのに対し、平成22年10月の利用実人員は2.9万人であり、今後さらなる整備が必要である。都道府県におかれては、地域のニーズを踏まえ、この施設整備費補助金や基金事業における「障害者自立支援基盤整備事業」を活用すること等により、単独型事業所のみならず、併設事業所や空床利用型事業所も含め、指定短期入所事業所の整備を進められたい。

(5) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金の執行に関し、平成22年11月に国会へ提出された平成21年度決算検査報告において、

- ・ 対象経費の実支出額に自立支援給付費の一部を二重に計上する
- ・ 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の対象経費を含める

等により、本負担金の経理が不当と認められるとの報告がなされたことは、誠に遺憾である。

については、各都道府県におかれては、管内市町村に対して適正な事務処理を指導するなど、本負担金の適正な執行に努められたい。

また、障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金の執行に関しても、

- ・ 控除対象となる徴収金の算定において、扶養義務者の税額等による階層区分によって定められた徴収金ではなく、実際に扶養義務者等から収納した額によって算定していた

等により、本負担金の経理が不適切と認められるとの報告がなされたところであり、各都道府県におかれては、事務処理についてご留意のうえ、本負担金の適正な執行に努められたい。

(参考)

会計検査院HP：

(障害者自立支援給付費負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/summary21/pdf/fy21_futo_51.pdf

(障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/summary21/pdf/fy21_futo_60.pdf

さらに、精神障害者社会復帰施設については、各都道府県の指導監査等において、一部の施設で精神障害者社会復帰施設等運営費補助金の返還を要する不適切な事務処理が行われていたとの報告がなされるなど、事務処理に問題のある事例が見受けられているところである。各都道府県におかれては、管内施設に対する指導監査の一層の強化を図るなど、引き続き本補助金の適切な執行に努められたい。

(6) 自立訓練と就労移行支援に係る訓練等給付費の支給決定の取扱い

一部市町村において、自立訓練や就労移行支援の利用について、「生涯一度だけの利用が原則であり、再度の利用はできない」との誤った運用がなされている実態があると聞いているところである。

自立訓練及び就労移行支援の利用については、生涯一度だけの利用を原則とするものではなく、例えば、障害者が自立訓練の利用を経て地域生活に移行した後、生活環境や障害の状況の変化等により、再度、自立訓練の利用を希望し、その利用が必要と認められる場合においては、再度の支給決定が可能な仕組みとしている。

各都道府県におかれては、管内市町村及び関係機関に対し、自立訓練及び就労移行支援に係る訓練等給付費の支給決定が適切になされるよう周知徹底をお願いする。

(7) 感染症の予防対策等について

インフルエンザは毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

このため、都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成22年12月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

・厚生労働省ホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>

- ・国立感染症研究所感染症情報センターホームページ

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

- ・インフルエンザQ&A（平成22年度）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」

（平成22年12月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」

（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）

- ・「ノロウイルスに関するQ&Aについて」

（平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）

- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」

（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」

（平成15年7月25日社援基発第725001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

- ・「社会福祉施設における衛生管理について」

（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社

会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局
計画課長連名通知) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

なお、社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」

(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

(8) 障害者支援施設等の防災対策等について

① 防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

ア 火災発生の未然防止

イ 火災発生時の早期通報・連絡

ウ 初期消火対策

エ 夜間防火管理体制

オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保

キ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、
ク 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への通知

ケ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立

コ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護

サ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保

等防災対策に万全を期されたい。

(参考)

- ・ 「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)
- ・ 「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社援第2153号、厚生省社会・援護局長通知)
- ・ 「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日文施指第53号、社援第212号、11林野治第172号、建設省河砂発第6号、消防災第8号、文部省大臣官房長、厚生省社会・援護局長、林野庁長官、建設省河川局長、自治省消防庁次長連名通知)

② 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的な参画をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点として重要な役割を有していることから、今後とも、震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

9 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務について

(1) 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」(平成19年4月13日付事務連絡)において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準(個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準)を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を徴収する等し、いわゆる「非定型ケース」(支給決定基準で定められた支給量によ

らずに支給決定を行う場合)として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

また、国庫負担基準を超過する市町村に対しては、都道府県地域生活支援事業における「重度障害者に係る市町村特別支援事業」及び障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業において実施する「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」により、一定の財政支援を可能としているので、積極的にご活用いただきたい。

(2) 障害者自立支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

65歳以上の障害者については、介護保険法が優先的に適用される一方で、サービスの支給量・内容が介護保険制度では十分に確保されない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられる仕組みとなっている。

しかしながら、65歳以上の在宅の障害者が、介護保険サービスを既に利用している場合には、障害者自立支援法による新規の申請を一律に認めない取扱いをしている事例が昨年度あった他、利用者から「65歳到達により、介護保険が適用された結果、利用者の心身の状況や環境、支援のニーズ等の個別の事情が変わらないにもかかわらず、必要なサービスが受けられなくなった」といった声も寄せられているところである。

障害者の中には、ALS（筋萎縮性側索硬化症）や全身性障害などで介護保険制度が想定する加齢に伴う障害を超える重度の障害を持つ方々もいるため、このような方々が十分なサービスを受けられるよう、利用される方々の意向を丁寧に聴取するなど、個々の実態を十分に把握した上で、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知)を踏まえ、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者自立支援法において、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられるようにするなど、適切な運用に努められたい。

(3) 重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」(平成19年2月16日付事務連絡)において、留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めてご留意の上、対応していただきたい。

ア 平成21年4月より、重度訪問介護の報酬単価については、サービス提供時間の区分を30分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであって、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うとい

う業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

イ これまでに、利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、サービスを提供してくれる事業所が見つからない」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

ウ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては、基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

(4) 居宅介護におけるサービス1回当たりの利用可能時間数について

居宅介護は、身体介護や家事援助などの支援を短時間に集中して行う業務形態を想定しており、必要に応じて、1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者の生活パターンに合わせた支援を行っているところである。

このため、支給決定事務等に係る事務連絡において、支給決定を行った障害者等に交付する受給者証に、居宅介護についてはサービス1回当たりの利用可能時間数を記載することとしており、また、目安として、サービス1回当たりの標準利用可能時間数を「身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで」と示しているところである。

支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うことが必要であり、居宅介護のサービス1回当たりの利用可能時間数についても、標準利用可能時間数を一律に適用するのではなく、必要な場合は、標準利用可能時間数を超える時間数を設定するなど、一人ひとりの事情を踏まえた支給決定をすることが必要であることに留意されたい。

【参考】平成21年10月7日付事務連絡「平成21年10月からの介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」より抜粋
（「第2 支給決定事務」の「X 受給者証の交付」のうち関連部分）

(イ) 支給量等

a 支給量の記載例

以下は記載例であり、事業者が記載内容の意味を誤解するおそれがないと認められる限りにおいて、各市町村の判断により適宜略記等することは差し支えない。

(a) 居宅介護（居宅における身体介護中心）、居宅介護（通院等介助（身体介護を伴う場合）中心）、居宅介護（家事援助中心）、居宅介護（通院等介助（身体介護を伴わない場合）中心）

・・・〇〇時間30分／月（1回当たり〇時間まで）

※ 1回当たりの標準利用可能時間数（身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで）を超える承認をする場合、しない場合を含め、1回当たりの利用可能時間数を記載する。

10 障害者の就労支援の推進等について

(1) 工賃倍増5か年計画支援事業の推進等について

① 工賃倍増5か年計画支援事業の推進について

就労継続支援B型事業所等における工賃水準の引き上げのための取組については、各都道府県において、工賃倍増5か年計画に基づき実施されているところであるが、平成21年度の平均工賃については、12,695円（工賃倍増計画対象施設）となっており、引き続き、これらの事業所における工賃水準の引き上げのための取組が必要である（工賃実績の詳細は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/jisseki.html>）を参照のこと）。

平成23年度予算案においては、工賃倍増5か年計画支援事業費について、予算の執行状況を踏まえた見直しを行っているところであるが、平成22年度に引き続き、複数の事業所が協同して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口組織」の整備、工賃引上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施及び事業者の経営意識の向上（未着手事業所への説明会）に関する定額補助（10／10相当）並びに経営コンサルタント派遣等による個別事業所の工賃引上げの促進等に関する補助（補助率1／2）を行うこととしている。（事業の実施要綱の改正は行わない予定）

平成23年度は、工賃倍増5か年計画の最終年度であることから、各都道府県においては、地域の実情やこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、対象施設・事業所の工賃水準の引き上げのための取組を引き続き行うとともに平成24年度以降の取組につなげるための事業内容の検証や今後の事業内容の検討をお願いしたい。

なお、平成24年度以降の本事業の取り扱いについては、今後、これま

での取組の成果及び課題、都道府県等関係者の意見等を踏まえ、検討することとしている。そのため、これまでの取組の成果及び課題、検証結果等に関する調査等を予定しているので、協力をお願いしたい。

② 障害者の就労支援に当たっての農業部局との連携について

障害者就労施設においては、障害者の障害程度に応じて作業が可能、自然や動植物とのふれあいによる情緒安定、一般就労に向けて体力・精神面での訓練などとの理由から、農園芸活動が行われており、稲作や畑作（野菜、果樹、花卉栽培）、畜産（養鶏、養豚）、農産加工から販売など幅広い分野で取り組まれているところである。

福祉関係者からは、このような取組をさらに推し進めるため、障害者の指導に当たって更に農業知識を得たい、生産量の安定・確保・拡大を図りたい、販路の拡大、経営を安定したい、障害者の工賃アップを図りたいとの要望があり、農業関係者から農業分野全般について具体的な知識、技術の伝授を受けたいとの要望があるところである一方、農業関係者からは、高齢化や過疎化により減り続けている農業従事者を確保したい、障害者の雇用促進という社会的要請に貢献したいとの意向があるが、障害者に適した業務がわからない、どのような環境整備が必要かわからないなどといった不安を有していると聞いている。

このような課題を解消するため、管内農業部局と連携を取り、福祉関係者と農業関係者の互いの制度の理解促進を図ることを目的に、HPの作成による情報提供や啓発活動、研修会等の開催等について取り組まれない。当該事業については、工賃倍増5か年計画支援事業の対象としているところである。

（農林水産省の担当部署：農林水産省経営局人材育成課女性・高齢者活動推進室）

（関連資料9（83頁））

③ 工賃（賃金）の実績報告について

平成21年度と同様、平成22年度についても工賃（賃金）の実績を調査し、昨年11月に、厚生労働省ホームページにおいて、調査結果を公表したところである。

来年度においても、今年度と同様に工賃（賃金）の実績調査を行うこととしているが、工賃（賃金）実績は、利用者が事業所を選ぶ基準ともなり得るものであることから、事業所ごとに公表することが重要と考えている。

このため、来年度の調査へのご協力をお願いするとともに、その公表に当たっては、昨年度同様、各事業所に公表の趣旨を理解していただき、事業所ごとの工賃（賃金）実績を公表していただくようお願いする。

調査概要等については以下のとおりであるが、詳細については追って通知することとしている。

(ア) 対象事業所及び施設

就労継続支援事業所（A型、B型）並びに身体・知的・精神障害者それぞれの入所・通所授産施設、小規模通所授産施設及び福祉工場

(イ) 対象期間

平成22年度（平成22年4月～平成23年3月）

(ウ) 報告方法

今年度、各都道府県ごとに報告された実績について、対象事業所及び施設ごとに一覧表にとりまとめた様式を送付するので、当該様式を加筆修正の上、報告。

(エ) 提出期限

平成23年5月31日（火）

(2) 障害者就業・生活支援センター事業等について

① 障害者就業・生活支援センター事業について

障害者基本計画に基づく「重点施策実施5か年計画」により、全障害保健福祉圏域に整備することとしており、このため、平成23年度予算案において、設置数を拡充し、全国322か所で実施することとしている。（障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱については、改正を行わない予定。）

全障害保健福祉圏域に設置をしていない都道府県については、労働部局及び各都道府県労働局と連携を図り、設置計画を策定し、着実な整備を進めることにより、障害者の一般就労後の定着支援等の充実とともに、地域の就労支援体制の拠点となるよう、積極的な取組に努められたい。

また、平成24年度以降における設置の取り扱いについては、今後、当省職業安定局等と検討することとしている。

（関連資料10（84～94頁））

② 特別支援学校との連携について

特別支援学校卒業者等、未就労障害者の就労継続支援B型の新規利用に当たっては、利用する就労支援サービスが適切か否かを判断するための客観的指標の作成が困難な中、本人の能力・適性について、短期間のアセスメントを経ることが適切であることから、その際、就労移行支援事業を短期間利用することが可能である旨について周知をしてきたところである。また、この取り扱いについては、平成22年6月に行われた文部科学省開催の特別支援教育担当者会議においても周知をしたところである。各都道府県におかれては、特別支援学校に在学中の生徒が当該学校の教育活動として行われる現場実習において、短期間のアセスメントのために、就労移行支援事業を利用し、卒業と同時に適切なサービスを利用できるよう関係機関等と連携を図るとともに、さらなる周知をお願いしたい。

また、障害者自立支援法等の改正により、支給決定プロセスの見直し等（支給決定の前のサービス等利用計画案の作成及びサービス等利用計画作成の対象者の拡大並びに障害児に係る障害児支援利用計画の作成（1の（3）の①のエ参照））がなされることを踏まえ、切れ目のない円滑な就労支援サービス利用が可能となるよう、特別支援学校等との連携強化を図るための取組をお願いしたい。なお、基金事業の対象事業である、「就労系事業利用に向けたアセスメント実施連携事業」は、特別支援学校等との連携によるアセスメント実施に向けた体制づくりを行った場合の費用について助成するものであり、活用が図られるよう周知されたい。

1.1 障害者の地域生活への移行について

（1）施設入所者の地域生活への移行状況について

都道府県が定める障害福祉計画においては、平成23年度末までに、平成17年10月からの地域生活移行者数を2.1万人（14.5%）見込むとともに、平成17年10月の施設入所者数を1.2万人（8.3%）削減することを見込んでいる。

今回（平成22年10月1日現在）調査結果（企画課資料「3 第3期障害福祉計画について」参照）をみると、地域生活移行者数の累計は、既に平成23年度末の障害福祉計画の見込みを上回る24,277人（16.6%）となっている。

一方、新規入所者が毎年8～9千人いることから、施設入所者削減数は、6,562人（4.5%）にとどまっているところである。

各都道府県におかれては、今回の調査結果を分析し、グループホーム・ケアホームなどの住まいの場の確保や地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備など、更なる地域移行の取組の強化をお願いする。

（2）障害者の地域移行と住まいの場について

① 障害者の地域生活への移行について

障害者の地域生活への移行を進めるためには、地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備が必要である。

このため、平成23年度予算案において、地域生活支援事業費補助金のメニューの一つとして、地域生活を支えるための夜間も含めた緊急対応や緊急一時宿泊事業等の具体的な施策を盛り込んだプランを作成し、地域移行に積極的に取り組む市町村に対し、国庫補助を行う「地域移行のための安心生活支援事業」（仮称）を創設することとしている。

事業の実施については、各自治体からの協議方式により行う予定であるが、具体的な協議方法等については、別途、お示しする予定である。

各都道府県におかれては、管内市町村や関係団体に対して本事業を周知

するとともに、障害者の地域生活への移行に向けた各種取組に対する支援をお願いします。

また、「精神障害者アウトリーチ推進事業」（新規）を実施する地域において、管内市町村が「地域移行のための安心生活支援事業」（仮称）を実施する場合には、医療的な支援が必要な精神障害者を「精神障害者アウトリーチ推進事業」につなげるなどの効果的な支援が必要となることから、当該市町村との緊密な連携をお願いします。

なお、障害者自立支援法等の改正において、平成24年4月から、地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、その取組の強化を図ることとしているので、各自治体におかれては円滑な施行に向けた準備をよろしくお願いします（本体資料1（3）①ウ（4頁）に記載）。

② グループホーム・ケアホームについて

ア グループホーム・ケアホームの整備等について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、グループホーム・ケアホームの整備を促進していくことが重要である。

障害福祉計画では、平成23年度までに8.3万人分整備することとされているが、平成22年10月現在では約6.1万人分となっており、この目標を達成するためには更なる整備促進が必要である。

このような状況を踏まえ、平成23年度予算案においては、当該整備目標が達成できるよう必要な予算を計上するとともに、社会福祉施設等施設整備費におけるグループホーム・ケアホームの改修単価（事業費ベース）を、1,000万円（対前年度+400万円）に引き上げることとしている。

また、平成23年度より、グループホーム・ケアホームについて、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付の融資対象法人として、新たにNPO法人、営利法人を追加することとしている。

なお、従前から障害者就労訓練設備等整備事業により実施してきた賃貸物件のグループホーム・ケアホーム等改修事業については、平成23年度においては、障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）による障害者自立支援基盤整備事業により補助を行う仕組みに変更するので、留意されたい。

都道府県市におかれては、障害福祉計画の目標の達成に向けて更なる整備促進を図られたい。

なお、障害者自立支援法等の改正において、平成23年10月から、グループホーム・ケアホームの利用の際、家賃の一定額を助成することとしているので、各自治体におかれては円滑な施行に向けた準備をよろしくお願いします（本体資料1（5）（10頁）に記載）。

イ グループホーム・ケアホームの防火安全対策について

グループホーム・ケアホームの防火安全対策については、従前からその徹底をお願いしてきたところであるが、昨年3月に実施した全国調査において、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める非常災害に際しての具体的計画の未策定、定期的な避難訓練の未実施が各々20%を超える実態等が見受けられたところである。

このような状況を踏まえ、昨年6月に「障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全対策の徹底について」（平成22年6月25日付け障害福祉課事務連絡）により、非常災害に際しての具体的計画の策定、定期的な避難訓練の実施等についてお願いしたところであるが、引き続き、これらの防火安全対策の徹底についてお願いする。

また、平成21年4月施行の消防法施行令改正により新たに義務付けられたスプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の既存のグループホーム・ケアホームへの設置の経過措置については、平成24年3月をもって終了することとなる。

このため、新たに義務づけられた全てのグループホーム・ケアホームにおいて、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金や障害者自立支援対策臨時特例交付金の活用等により、来年度中に確実に設置を終えるよう指導徹底をお願いする。

併せて、設置義務がないグループホーム・ケアホームについても、利用者の安全確保の徹底を図るため、社会福祉施設等施設整備費補助金又は障害者自立支援対策臨時特例交付金の活用等により、設置の促進に努められたい。

③ 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、地域定着支援センターと保護観察所が協働し、退所後の福祉施設等への受け入れ調整を行っているところである。

受け入れ依頼のあったグループホーム、ケアホーム、宿泊型自立訓練及び施設入所支援については、基金事業における「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業」や報酬の「地域生活移行個別支援特別加算」により、矯正施設等を退所した障害者が地域社会に復帰できるよう、特別の支援を行った場合の支援措置を設けているところである。

都道府県におかれては、これらの措置の管内市町村や事業者への周知等をお願いするとともに、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への円滑な移行を促進するための取組をお願いする。

(3) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が入所施設等から地域において生活を送るためには、まずは住まいの場の確保が必要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」(平成21年11月12日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)を発出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしたところである。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、引き続き、福祉部局と住宅部局との連携による取組の強化をお願いする。

1 2 相談支援体制の充実等について

(1) 相談支援の充実等について

① 相談支援の充実について

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要であるが、市町村ごとにその取組状況に格差があるとの指摘がある。

また、サービス利用計画の作成については、重度障害者等の地域生活を支援する上で重要であるが、利用が低調となっている。

さらに、自立支援協議会については、地域の関係者が集まり、個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題を共有し、計画的にサービス基盤の整備を進めていく役割を担っているが、単なる意見交換の場となったり、会議がほとんど開催されていない等、形骸化している事例が見受けられる。

このため、障害者自立支援法等の改正により、以下のとおり、相談支援の充実等(原則として平成24年4月1日施行予定)を図ることとされたところである。(本体資料1(3)①(4頁)に記載)

- ・ 市町村に基幹相談支援センターを設置(任意)
- ・ 「自立支援協議会」を法律上位置付け
- ・ 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
- ・ 支給決定のプロセスの見直し(サービス等利用計画案の勘案)、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大
- ・ 成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ

各都道府県におかれては、円滑な施行に向けた準備として、それまでの間においても、サービス利用計画作成費、地域生活支援事業費補助金や障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の積極的な活用等により、市町村の相談支援体制の充実のための必要な支援をお願いします。

○相談支援事業の実施状況について（速報値）

（平成22年4月1日現在 障害福祉課調べ）

（1,750市町村）

◆市町村相談支援機能強化事業	実施済	47%	実施予定	1%	未実施	52%
◆住宅入居等支援事業	実施済	13%	実施予定	1%	未実施	86%
◆成年後見制度利用支援事業	実施済	40%	実施予定	5%	未実施	55%
◆サービス利用計画作成費	利用者数	3,413人				
◆地域自立支援協議会	設置済	85%				

② 身体・知的障害者相談員への委託による相談援助の権限移譲について

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）においては、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠であるとの基本的な考え方から、都道府県（指定都市・中核市）の身体・知的障害者相談員への委託による相談援助は、すべての市町村へ移譲するとともに、広域的に行う必要があるものについては、都道府県が自らその事務を行うことを妨げないこととされている。

平成23年通常国会に改正法案が提出される予定であるが、身体・知的障害者相談員は、障害者や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っており、障害者の地域生活への移行・定着を進めていく上で、その役割は、今後一層期待されると考えている。

今後の権限委譲に当たっては、身体・知的障害者相談員が担う役割の重要性を踏まえ、都道府県と市町村が連携し、地域における相談支援の充実の観点から適切に対応されるようお願いする。

○地域主権戦略大綱（平成22年6月22日 閣議決定）（抜粋）

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

1 権限移譲を行うもの

(1) すべての市町村へ移譲する事務

② 身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している身体障害者相談員への委託による身体に障害のある者の相談へ

の対応及び身体に障害のある者の更生のための援助（身体障害者福祉法（昭24 法283）12 条の3 第1 項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

イ 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している知的障害者相談員への委託による知的障害者等の相談への対応及び知的障害者の更生のための援助（知的障害者福祉法（昭35 法37）15 条の2 第1 項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

（2）相談支援等に関する研修について

① 相談支援専門員に対する研修について

ア 障害者自立支援法等の改正を踏まえた相談支援専門員に対する研修の見直し

障害者自立支援法等の改正においては、新たに、「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」及び「障害児相談支援」を創設（平成24年4月1日施行）することとされている。

このため、平成23年度は、「法の円滑な施行準備のための研修」を実施することとしている。

※ カリキュラムは「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」及び「障害児相談支援」。時間数は4～5時間程度を想定。

また、併せて、現任者の資質の向上のために、「専門コース別研修」を創設することとしている。

※ 具体的コース等は今後検討。

これらの研修の具体的内容やコース等については、ウに記載する平成23年度相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）でお示しする予定であるが、都道府県におかれては、「法の円滑な施行準備のための研修」について、初任者研修や現任研修と併せて実施する方法や、単独で実施する方法などにより確実に実施し、できる限り多くの方を受講させるよう特段の配慮をお願いする。また、「専門コース別研修」についても積極的に実施されるようお願いする。

なお、これらの研修に要する経費については、地域生活支援事業費補助金の対象とすることとしている。

また、平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系については、

既存の初任者研修や現任研修の見直しを含め、今後検討することとしている。(関連資料12(100頁))

イ 相談支援専門員の現任研修の実施について

相談支援専門員の要件は、都道府県において実施される初任者研修を修了した翌年度から5年以内に相談支援従事者現任研修(以下「現任研修」という。)を修了した者としているところであり、平成18年度の初任者研修修了者は、平成23年度中に現任研修を修了する必要があるが、平成21年度までに現任研修を一度も開催していない県が2か所ある。(関連資料12(101頁))

各都道府県におかれては、相談支援専門員の資質の向上を図るための研修でもある現任研修を確実に実施し、該当者について、平成23年度中に計画的に研修を受講させるよう、特段の配慮をお願いしたい。

ウ 平成23年度相談支援従事者指導者養成研修会(国研修)について

平成23年度の「相談支援従事者指導者養成研修会(国研修)」については、以下のとおり実施する予定であるので、各都道府県におかれては、相談支援従事者等の中から適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

- ◆研修名 : 相談支援従事者指導者養成研修会(国研修)
- ◆日時 : 平成23年6月22日(水)～24日(金)
- ◆場所 : 国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

② サービス管理責任者に対する研修について

サービス管理責任者に関しては、経過措置として、実務経験の要件を満たしていれば、平成24年3月までの間は「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」及び「サービス管理責任者研修」を修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できることとしている。各都道府県におかれては、来年度が経過措置の最終年度であることを踏まえ、既にサービス管理責任者として配置されている者であって、これらの研修を修了していない者について、計画的に研修を受講させるよう、特段の配慮をお願いする。

なお、平成23年度の「サービス管理責任者指導者養成研修会(国研修)」については、以下のとおり実施する予定であるので、引き続き、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

- ◆研修名 : サービス管理責任者指導者養成研修会(国研修)
- ◆日時 : 平成23年9月14日(水)～16日(金)

◆場 所 : 国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

1.3 障害者虐待防止対策等について

(1) 障害者虐待防止対策支援事業について

障害者に対する虐待防止の取組については、従来より機会あるごとに要請してきているところであるが、近年においても数々の事件が報告されており、地域における協力体制の整備や支援体制の強化等障害者虐待防止への取組強化が喫緊の課題となっている。

このため、厚生労働省としては、平成22年度から、「障害者虐待防止対策支援事業」を創設したところであるが、事業の実施状況が非常に低調であり、一部の自治体による実施に限られたところである。

このような状況を踏まえ、平成23年度においては、障害者虐待防止の取組を推進するため、

- ・ 障害者虐待防止に関する法整備がなされていないため、各自治体において予算措置が極めて困難な状況にあることを踏まえ、暫定的に補助率を定額とするとともに
- ・ 実施主体を都道府県から市町村にも拡大

することとしている。

については、全都道府県において研修などの事業を積極的に実施していただくとともに、新たに実施主体となる市町村に対しての事業実施に当たっての支援をお願いする。

なお、平成23年度においても、国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修事業」を実施することとしており、具体的な日程（現時点では、平成23年10月～11月、3日間程度を予定）等については、別途連絡する予定である。（関連資料1.3（102,103頁））

(2) 障害者（児）福祉施設における人権侵害の防止等について

① 人権侵害の防止等について

今年度、複数の障害者（児）福祉施設において、職員による利用者への性的虐待や身体的虐待などの権利侵害行為が行われていたことが都道府県の指導監査により確認され、これらの施設に対し「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号）に違反するとして都道府県知事が改善勧告を行った事例が報告されているところである。

障害者（児）の人権が擁護され適切な支援がなされるべき施設においてこのような事件が起きることは、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同

種施設までもが社会の不信感を被ることともなり、看過し難い問題である。

このような事件を未然に防止するため、これまで「障害者(児)施設における虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号)、「障害者(児)施設等の利用者の権利擁護について」(平成20年3月31日障発0331018号)により、従前からお願いしてきたところであるが、今年度に入り、複数の障害者(児)福祉施設において権利侵害行為が発生したことから、「障害者(児)施設等の利用者の権利擁護について」(平成22年9月21日付事務連絡)を発出し、利用者の権利擁護の周知徹底並びに適切な指導及び助言をお願いしたところである。

各都道府県等におかれては、引き続き、障害者(児)に対する権利侵害行為の未然防止に努めていただくとともに、虐待に関する情報を得たときは、虐待を受けた障害者(児)の保護、施設内の調査、虐待の行われた施設に対して、改善命令、事業停止、許可取消等の厳正な対応を図られたい。

また、改善命令を行った障害者(児)福祉施設については、随時確認監査を実施し、確実な是正が図られるよう十分な指導をお願いしたい。

なお、障害児施設における被措置児童等の権利擁護を図るため、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」(平成21年3月31日雇児福発第0331002号、障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)を発出しているところであり、都道府県等におかれては、引き続き、関係部局等と連携し、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等のための取組を総合的に進めていただくようお願いする。

② 苦情解決の取組について

ア 事業者段階における取組について

障害者(児)施設の最低基準において、利用者等の権利擁護の観点から、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至り得ることを考えた場合、苦情解決の仕組みは利用者の権利を擁護する上できわめて重要な位置を占めるものである。

各都道府県におかれては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもとより、障害者(児)やその家族には、支援を受けている施設への遠慮から直接苦情を言いにくいという指摘があることから、都道府県、市町村、児童相談所などの行政相談における苦情の受付、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会における苦情解決制度の活用などの周知を図られたい。

イ 運営適正化委員会における苦情解決の取組について

運営適正化委員会については、利用者と事業者の双方で話し合っても

解決できないようなケースの解決のあっせん等を行うため、都道府県社会福祉協議会内に設ける組織である。

したがって、運営適正化委員会は公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行が求められるところであり、事務局長その他の事務職員の専従化や相談技術の向上に努めるとともに、苦情解決合議体は最低2か月に1回以上開催されるよう標準的な処理期間を公表することや、第三者委員向けの研修会を積極的に実施することが重要である。

各都道府県におかれては、主管課と連携し、都道府県社会福祉協議会に対する必要な指導をお願いしたい。

③ 障害者（児）施設のサービスに関する第三者評価について

障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業所等は、当該障害福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めることとされている。

第三者評価は、福祉サービスを提供する障害者（児）施設のサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、評価を受けた事業者が第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業である。

また、障害福祉サービス事業所等においては、第三者評価の受審により、自らが提供するサービスについて、利用者に対し適切に行われているかどうかを見直す契機となることから第三者評価を積極的に活用することが重要である。

各都道府県におかれては、都道府県レベルの推進体制整備の促進を図るとともに、管内障害者（児）施設、事業所に対して、第三者評価事業を積極的な実施を促すよう指導願いたい。

(参考) WAMNET福祉サービス第三者評価情報システム

福祉医療機構の「WAMNET」において、都道府県推進組織が評価結果を記録することや、WAMNET閲覧者が、施設の名称、所在地、種類等で評価結果を検索することが可能

1.4 発達障害者への支援について

「発達障害者支援法」が平成17年4月に施行され、厚生労働省においては、知的障害の有無によらず、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ってきたところであり、今後は支援が不足している分野に重点を置いて施策を実施する等、発達障害者支援の一層の充実に向けて、取り組みを行っていくこととしている。

(1) 発達障害の定義について

発達障害は従来より障害者自立支援法の対象となっていることについては、発達障害情報センターのホームページや、厚生労働省主催の会議等ですでに周知を図っているところである。今般の法改正（本体資料1（2）（3頁）参照）の趣旨も踏まえ、発達障害者への障害者自立支援法に基づくサービスの適用に関し、身体障害者を除けば、手帳所持は同法の個々のサービス提供の要件とされていないため、手帳所持の有無によらず発達障害者についてもサービスの対象となり得ることについて、各都道府県・指定都市におかれては、再度管内市町村及び発達障害者支援センター等の関係機関への周知をお願いする。

◆発達障害の定義

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

◆発達障害情報センター・ホームページ（<http://www.rehab.go.jp/ddis/>）

平成22年1月20日よりサイトのリニューアルを行い、提供する情報内容を充実させるとともに、対象者・年代別等に情報を整理し、文字のサイズや表示色、音声読み上げ等の機能を追加した。

(2) 平成23年度予算案に計上した主な発達障害者支援に関する事業

これまで国、都道府県、市町村のそれぞれの役割分担に応じて取り組んできたところであるが、発達障害への支援は早期発見・早期支援が重要であるにも関わらず、その主な担い手となる市町村における取組みが十分とは言えない現状に鑑み、平成23年度予算案において、市町村を実施主体とする事業を新たに2つ盛り込んだところである。

これらの事業について管内市町村に周知をお願いするとともに、市町村で実施することとなるこれらの新規事業について、発達障害者支援センターや発達障害者支援体制整備事業による適切なサポート等を行うことにより、引き続き、発達障害に対する地域における重層的な支援体制の構築に努められたい。

① 巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員（市町村に配置）が、保育所等の子どもやその親が集まる施設を巡回し、施設のスタッフや親に対し助言等の支援を行うことにより、障害の早期発見・早期支援ができる体制を整備する事業を盛り込んだところである。（関連資料14（110頁））

なお、初年度であるため、各都道府県・指定都市に1か所程度の予算計上とし、今後これをモデルに地域に拡大していくことを想定しているところであるが、既に多くの自治体から、本事業の実施について前向きに検討したいとの問い合わせを受けているところである。このため、事前協議を求めるところとしているので、ご了承ください。

平成23年度 補助か所数：66市町村

補助率：1/2（国1/2、市町村1/2）

② 発達障害者等支援都市システム事業

発達障害者支援開発事業は、都道府県・指定都市における発達障害者支援の取組みをモデル的に実践・検証評価を行うことによって有効な支援手法を開発し、開発した手法を全国に普及させることを目的に実施しているところであり、平成22年度から、これまで不足していた成人期における支援手法の開発をテーマに取り組んでいるところである。（関連資料14（108頁））

平成23年度からは、新たに、総合的かつ先駆的な取組を行う市町村（5市町村程度）を指定し、その取組内容をマニュアルやプログラムとしてとりまとめ、モデル都市として全国に情報発信していくこととしているので、市町村において、この事業の積極的な活用をお願いしたい。（関連資料14（111頁））

また、発達障害者の家族支援の強化を図る観点から、次の事業を都道府県事業として、新たに計上したところであり、ペアレントメンターの養成とあわせて実施することで最大限の事業効果が見込めることから、この事業の積極的な実施をお願いする。

③ ペアレントメンター・コーディネーターの配置

平成22年度の発達障害者支援体制整備事業において、ペアレントメンターの養成を盛り込んだところであるが、平成23年度においては、さらにこの事業の推進を図るため、養成されたペアレントメンターの活動を円滑にコーディネートする者を配置し、発達障害児（者）及びその家族に対する支援体制の一層の強化を図る。（関連資料14（107頁））

平成23年度 補助か所数：66都道府県・指定都市

補助率：1/2（国1/2、都道府県・指定都市1/2）

なお、発達障害に関する国庫補助事業については、平成17年度から実施しているところであるが、未だに活用されていない県もあり、これまでの実施状況等を確認のうえ、一層の取組をお願いしたい。（関連資料14（109頁））

（3）発達障害者に対する情報支援体制の整備事業の創設

平成22年度補正予算において、発達障害の特性を勘案し、書類の音声化

等のための機器や情報提供の支援体制の整備について、発達障害者支援センターやNPO等の当事者団体と連携して実施するための経費を、障害者自立支援対策臨時特例交付金に積み増しを行ったところであるので、本事業の積極的な活用をお願いします。（関連資料14（112頁））

（４）発達障害に係る研修

発達障害施策に携わる職員に対する研修については、秩父学園において、発達障害者支援センター職員、発達障害関係職員向けの研修をそれぞれ年2回実施してきており、毎年、200人程度のご参加をいただいているところである。

研修メニューとして、「地域啓発の方法」や「医学的理解と支援」、「発達障害学生へ支援」、「発達障害者の就労支援」などの各ライフステージに応じた支援の基本情報のほか、国庫補助事業に盛り込まれている「ペアレントメンターの養成」や「アセスメントツール（PARS等）の活用」などの研修を実施しているので、積極的に参加いただき、地域における指導的な役割を担う人材の確保について、引き続き努められたい。（関連資料14（113頁））

また、平成22年度から、国が指定した施設において、発達障害者支援センターに従事する職員等の資質向上を目的とした、中期的（3ヶ月程度）な「発達障害者支援者実地研修事業」を行っているところであるが、今年度の参加状況を踏まえ、研修受講方法の弾力化を図るなど、研修希望者が参加しやすい研修内容とする予定であるので、この事業の積極的な活用をあわせてお願いしたい。（関連資料14（114頁））

（５）「世界自閉症啓発デー」への対応

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」であることから、厚生労働省においては、昨年に引き続き、関係団体等と世界自閉症啓発デー・日本実行委員会を組織し、同日にシンポジウムの開催などの広報啓発事業を実施する予定である。（関連資料14（115頁））

各自治体においては、先日通知した「平成23年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」における普及啓発の推進について」（平成23年1月21日付障障地発0121第1号）（関連資料14（116～118頁））により協力依頼をさせていただいたところであるが、これを自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、ポスターの掲示やシンポジウムの開催等、関係機関や関係団体と協力のもと、発達障害に関する普及啓発の推進に取り組まれるようお願いする。

上記を含め、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会において、毎年4月2日から8日までを「発達障害啓発週間」と定め、発達障害についての啓発活動を行っており、地域における取り組みについても、実行委員会の公式サイト等に掲載することとしているので、3月4日（金）までに情報提供をあわ

せてお願いする（※詳しくは、上記通知を参照。）

また、初めての試みとして、世界自閉症啓発デー（4月2日）の前日において、東京タワーを日没後から22：00までライトアップ（ブルー）するとともに、これにあわせて、東京タワー内の展示スペースにおいて、1日（金）から3日（日）までの3日間、世界自閉症啓発デーの趣旨や発達障害について理解してもらうため、パネルを使った展示やDVDの上映などの企画展を実施する方向で関係者と調整を行っている。

このライトアップについては、世界のいくつかの国においても、世界自閉症啓発デーに賛同し、その日に合わせて同様の取組を名所旧跡において行っているところであり、各自治体においても趣旨に鑑み同様の試みを検討するなど、自閉症をはじめとした発達障害施策のより一層の推進をお願いしたい。

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取り組み等に関する情報を提供

（参考）発達障害者雇用開発助成金について

発達障害者の就労支援施策として、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、平成21年度より「発達障害者雇用開発助成金」を創設し、発達障害者のうち障害者手帳を所持していない者をハローワークの職業紹介により雇い入れる事業主に対して、賃金の一部を助成しているところである。

平成22年10月1日からは、支給要件のうち、地域障害者職業センターにおける職業評価を受けたことについては廃止されるなど、要件の緩和が行われたところ。（関連資料14（120頁））

発達障害者支援センター等において、本人向けのリーフレット等を活用し本事業の周知にご協力いただくとともに、ハローワーク等と連携するなどの本事業の効果的な実施についてのご協力をお願いしたい。

◆本人向けリーフレット（厚生労働省ホームページ内）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha/pdf/hattatsu_leaflet02.pdf

1.5 重症心身障害児（者）通園事業について

重症心身障害児（者）通園事業については、重度の知的障害及び重度の肢体不自由児が重複する在宅の重症心身障害児（者）に対し、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導等を行うとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る事業である。

平成23年度予算案においては、在宅で暮らす重症心身障害児（者）への支援の充実を図るため、各都道府県、指定都市、中核市の実施見込みを踏まえ、実施か所数の増（B型施設15か所増）を図るとともに、現行、B型施設にお

いては、5人以上の利用が見込めない場合に実施している巡回支援について、平成23年度からは、利用人数や施設区分（A型施設であっても可。）を問わず、実施可能とすることとしている。

また、平成23年度補助基準額については、利用者数に応じて設定することとしている。

については、管内の実施施設に周知するとともに、事業の実施にあたっては、適切な支援を提供できるようご配慮をいただきたい。（関連資料15（121頁））

なお、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）が公布されたところであるが、同法第5条の規定により、重症心身障害児（者）通園事業を利用している18歳未満の障害児については、平成24年4月から「児童発達支援」として法定事業に位置付けられることになっている。児童発達支援としての実施基準等や重症心身障害児（者）通園事業を利用している18歳以上の者については、引き続き、一体的に運営できるよう現在検討を行っているところであり、具体的な内容については、後日お示しする。

1.6 障害児施設に係る児童福祉法の改正等について

（1）児童福祉施設に入所する児童への子ども手当の支給について

子ども手当については、雇用均等・児童家庭局において、平成23年度予算案に所要額を計上し、平成23年度分の支給のための所要の法律案（単年度法）を国会に提出しているところである。

法律案では、次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、児童福祉施設に入所している子どもについても、施設の設置者に支給する形で子ども手当を支給することとしている。その際、子ども手当として支給された金額を子どもごとに適切に財産管理をして、子ども手当の趣旨に従って用いる旨、省令に規定される予定である。

については、今後、必要な情報提供をしていくので、各都道府県におかれては、ご留意いただきたい。

（2）児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

平成19年の児童虐待防止法改正法附則において、「施行（平成20年4月）後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ものとされた。

民法に関する部分は、法務省の法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」において、検討が行われ、平成22年12月に要綱案がまとめられ、今後、法制審議会より答申が得られる予定である。

児童福祉法に関する部分は、社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のた

めの親権の在り方に関する専門員会」において、検討が行われ、平成23年1月に報告書がまとめられたところである。

報告書においては、「入所中の子どもの福祉のために施設長が行う養育上の措置について、親権者は不当な主張をしてはならない」等とされている。今後、この報告書の内容を踏まえた児童福祉法の改正案を今国会に提出する予定である。

については、法改正等に関する事項について、適宜、情報提供をしていくので、ご承知おきいただきたい。

(3) 子ども・子育て新システムに関する検討状況について

子ども・子育て新システムについては、子ども・子育て新システム検討会議作業グループ（副大臣、政務官級会合）の下に設置された3つのワーキングチームにおいて、具体的な検討が進められているところである。

平成22年12月15日の第7回基本制度ワーキングチームにおいて、障害児に対する支援について議論されたところである。

については、今後、障害児支援等に関する事項等、適宜、必要な情報提供をしていくこととしているので、ご承知おきいただきたい。

< 関 連 資 料 >

1 障害者自立支援法等の改正について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行（予定）

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日（予定））から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- （その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

① 趣旨

(施行期日)
公布日施行

趣旨

(課題) 改正の趣旨を明確にする必要。

→ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律を整備するものであることを明記。

② 利用者負担の見直し

(施行期日)
平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日(予定))から施行

利用者負担の規定の見直し

(課題) 累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。

→ 法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。
(ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)

※ 例えば、現在、市町村民税非課税世帯については、利用者負担は無料。

※ 利用者の実質負担率0.37%(H22.10国保連データ)。

利用者負担の合算

(課題) 障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、それぞれに別に設定されている。

→ 高額障害福祉サービス費について補装具費と合算することで、利用者の負担を軽減。

利用者負担の規定の見直し（平成24年4月1日施行予定）

- 今般の改正により、負担能力に応じた利用者負担とすることを法律上明確化。
- これにより、障害者等に支給される介護給付費等の月額、以下のとおりとなる。

（改正前） 障害福祉サービスに要する費用の額の100分の90



〔ただし、当該費用の1割相当額が、家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超える場合は、支給される月額を100分の90を超え100分の100以下の範囲内で調整。〕

（改正後） 障害福祉サービスに要する費用の額 —

家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額

〔ただし、当該政令で定める額が当該費用の1割相当額を超えるときは、当該1割相当額〕

※ 自立支援医療、補装具、障害児通所支援、障害児入所支援等に係る利用者負担及び給付費についても同様。

- 「家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額」（負担上限月額）、その判定基準（階層区分、世帯の範囲等）などについては、予算編成等を踏まえながら順次連絡。

利用者負担に係る規定の見直しについて

○市町村が障害者に対して支給する給付費の月額

=

かかった費用の額

－

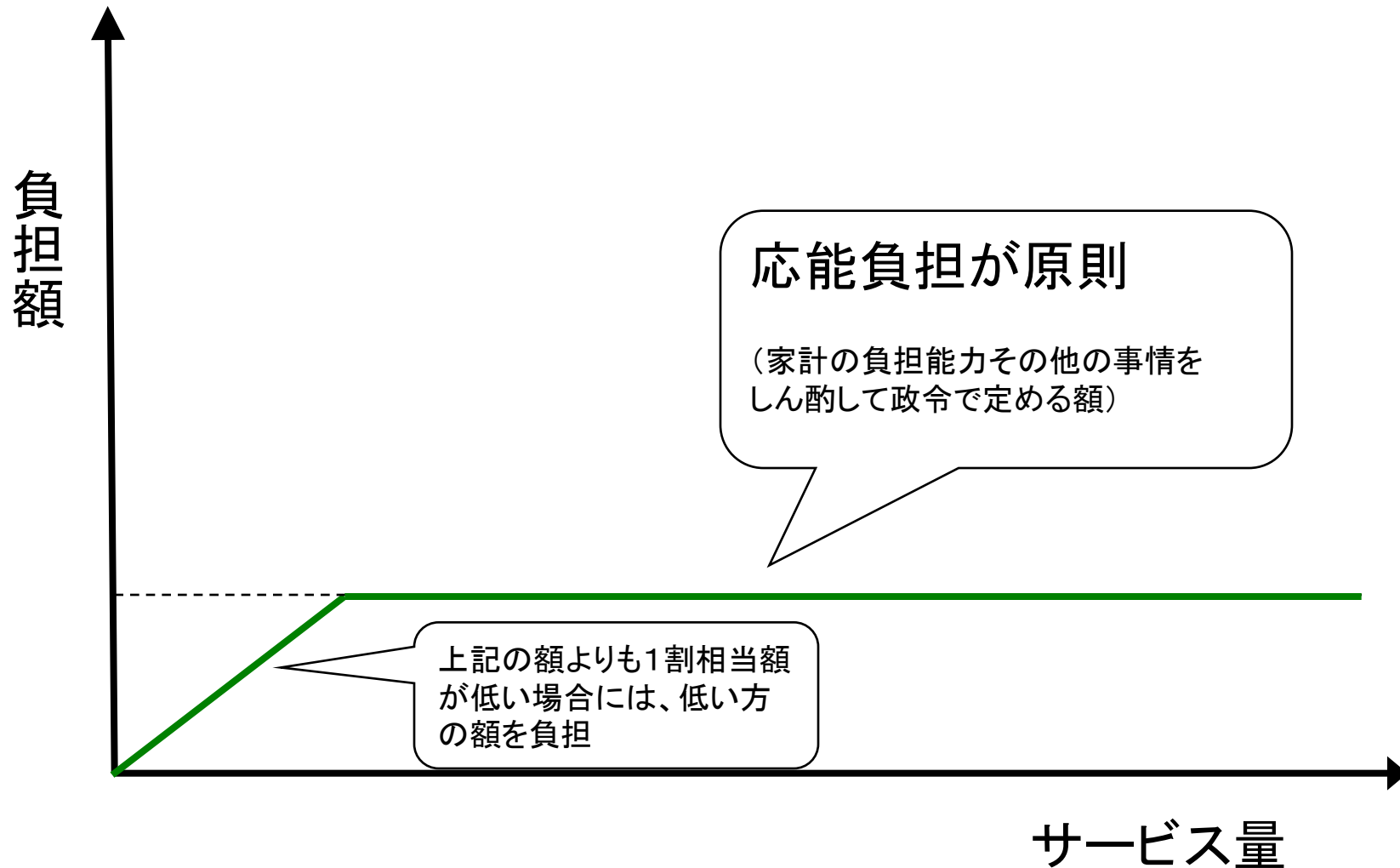
一部負担の額

・応能負担が原則

〔 家計の負担能力その他の事情を
しん酌して政令で定める額 〕

〔 上記の額よりも1割相当額が低い
場合には、低い方の額を負担 〕

利用者負担の規定の見直し



利用者負担の合算（平成24年4月1日施行予定）

- 今般の改正により、高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給。
 - 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費は、同一の世帯に属する支給決定障害者等に係る以下の利用者負担の合算額が一定の額を超える場合に、当該超える部分に相当する額を支給（償還）するもの。
 - ① 障害福祉サービスに係る利用者負担
 - ② 補装具に係る利用者負担
 - ③ 介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担
 - ④ 障害児通所支援に係る利用者負担
 - ⑤ 障害児入所支援に係る利用者負担
 - 詳細は、予算編成等を踏まえながら順次連絡するが、基本的な考え方は以下のとおり。
 - ・ 自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る利用者負担については、従来と同様、合算の対象外であること。
 - ・ 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を併給する場合は、それぞれの支給（償還）額につき、従来と同様の方法により按分して算出するものであること。
- ※ 高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費は市町村、高額障害児入所給付は都道府県、指定都市及び児童相談所設置市において支給 8

高額障害福祉サービス費の補装具費との合算

○ 現在、「高額障害福祉サービス費」は、次の各サービスの利用者負担額を合算した額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を償還して給付する制度。

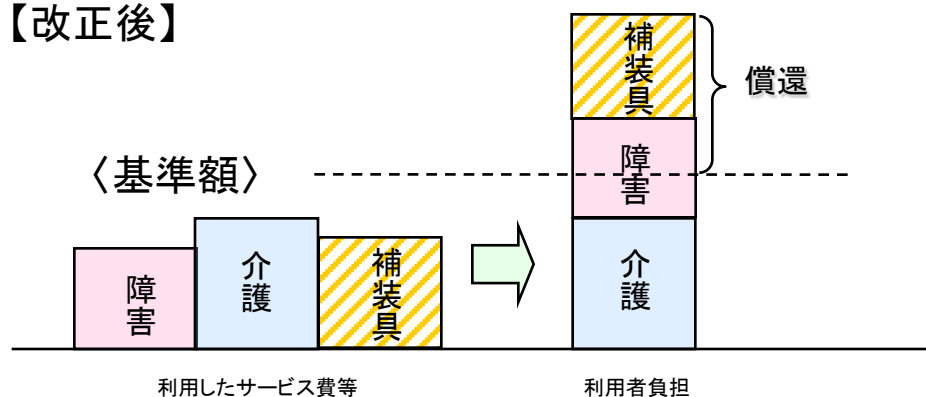
- ① 同一世帯の他の者が利用する障害福祉サービスに係る費用
- ② 障害福祉サービス利用者本人が利用する介護保険法上のサービスに係る費用
- ③ 同一世帯の児童が利用する児童福祉法に基づく障害児支援に係るサービスに係る費用

**新たに補装具費も
合算対象となる費用とする(※)**

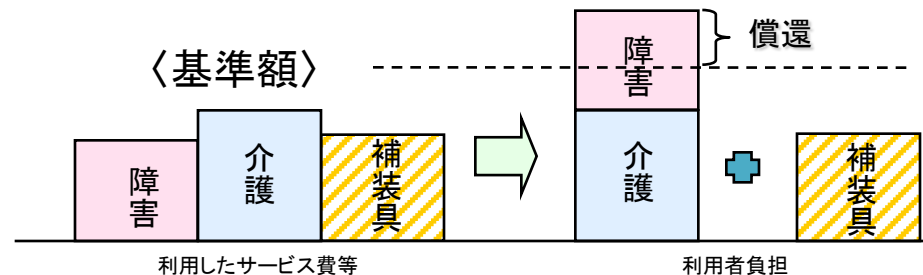
※補装具費は、世帯の中に市町村民税所得割額が46万以上の者がいる場合は公費負担の対象外(現行どおり)。

＜例：同一人が障害福祉と介護保険のサービスを利用及び補装具費の支給を受けている場合＞

【改正後】



【現行】



③ 障害者の範囲の見直し

障害者の範囲の見直し

(課題) 発達障害は、概念的には精神障害に含まれるが、そのことが明確にされていない。

→ 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。

- ※ 発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害の定義規定も置かれている。
- ※ あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

○ 障害者の範囲について

◆ 障害者自立支援法との関係について

発達障害は従来より障害者自立支援法の対象として取り扱われてきたところであるが、今般「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)」により、障害者自立支援法第4条第1項において、発達障害は精神障害に含まれるものとして法律上に明記されたところであり、各種サービスの対象となるので、改めて管内市区町村及び関係機関等へ周知願いたい。

【 発達障害の定義 】

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害（発達障害者支援法第2条）

※ ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）におけるF80-98に含まれる障害
（平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知）

(参考) ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）

第5章 精神及び行動の障害（F00-F99）

		<法律>		<手帳>
F00-F69	統合失調症や気分（感情）障害など	精神保健福祉法	障害者 知的 福祉法	精神保健 福祉手帳
F70-F79	知的障害<精神遅滞>			療育 手帳
F80-F89	心理的発達の障害 （自閉症・アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、 学習障害など）		発達障害者支援法	精神保健福祉手帳
F90-F98	小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 （注意欠陥多動性障害、トゥレット症候群など）			

【 精神保健福祉法における精神障害者の定義 】

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者
(精神保健福祉法第5条)



※神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格および行動の障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害(F8)、小児(児童)期および青年期に生じる行動及び情緒の障害(F9)など

【 障害者自立支援法における障害者の定義 】

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者をいう。

(障害者自立支援法第4条第1項)

<発達障害児(者)の利用が見込まれる主なサービス>

(1) 相談支援事業

(2) 日中活動系サービス

① 就労移行支援

② 就労継続支援

③ 自立訓練(生活訓練)

④ 児童デイサービス

(3) 訪問系サービス

① 行動援護

② 短期入所(ショートステイ)

(4) 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)

(5) 地域生活支援事業

① 移動支援

④ 相談支援の充実

(施行期日)
原則として平成24年4月1
日施行(予定)

相談支援体制の強化

(課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取り組状況に差がある。
また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

→ 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター(基幹相談支援センター)を市町村に設置。

→ 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。

※ 市区町村における地域自立支援協議会の設置状況 85%(平成22年4月)

→ 地域移行や地域定着についての相談支援の充実(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)。

支給決定プロセスの見直し等

(課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

→ 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。

→ サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大。

※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は3,413人(平成22年4月)。

基幹相談支援センター

- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
- 市町村又は当該業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業者その他の省令で定める者が設置することができる。

設置できる者

■市町村

■市町村が委託する者
(一般相談支援事業者等)

※設置するかどうか
は市町村の任意

《基幹相談支援センター》

- 身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う

地域における相談支援の
中核的な役割を担う機関

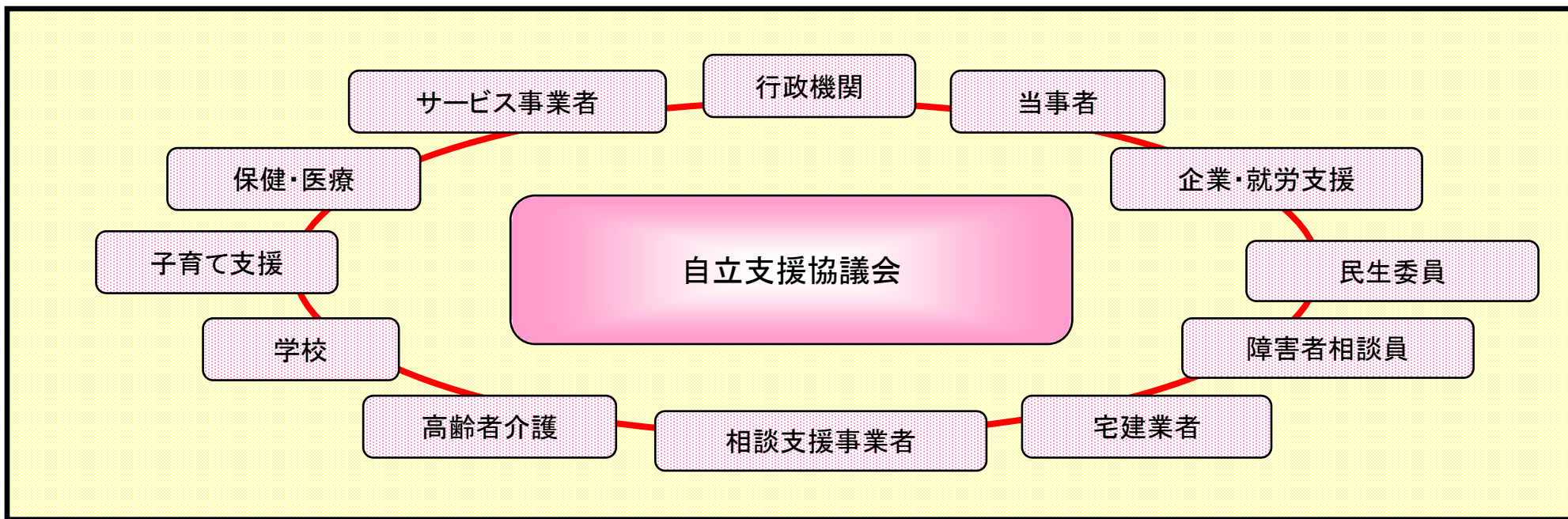
(基幹相談支援センターが行う業務のイメージ)

- 自ら、障害者等の相談、情報提供、助言を行う。
- 地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。

「自立支援協議会」を法律上位置付け

- 障害者の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要である。
 - これを担う「自立支援協議会」について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。
 - 自立支援協議会を設置した都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととされている。
- ※ この改正の施行日は平成24年4月1日を予定しているが、「第三期障害福祉計画(平成24年度～)」の作成に当たっても、今回の改正の趣旨を踏まえ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

【自立支援協議会を構成する関係者】



「障害者」の相談支援体系

現行

見直し後

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村／指定特定・一般相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)

- ・サービス利用計画の作成
- ・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者

※事業者指定は、市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

- ・支給決定の参考
- ・対象を拡大に拡大

○精神障害者地域生活支援特別対策事業(補助金)
(都道府県／指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

○居住サポート事業(補助金)
(市町村／指定相談支援事業者等に委託可)

指定一般相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○地域相談支援(個別給付)

- ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
- ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

一般的な相談支援

サービス等利用計画

地域移行支援・地域定着支援

「障害児」の相談支援体系

現行

見直し後

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村／指定特定・一般相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)
・サービス利用計画の作成
・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者

※事業者指定は、市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)
・サービス利用支援
・継続サービス利用支援

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

・支給決定の参考
・対象を拡大に拡大

創設

障害児相談支援事業者(児)

※事業者指定は、市町村長が行う。

○障害児相談支援(個別給付)
・障害児支援利用援助
・継続障害児支援利用援助

○通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)

(児)とあるのは児童福祉法に基づくもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

一般的な相談支援

居宅サービス

サービス等利用計画等

通所サービス

地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

○ 地域移行支援

施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。

→ 現行の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

○ 地域定着支援

居宅で一人暮らししている者については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。

→ 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

※ 地域移行支援・地域定着支援を担う「一般相談支援事業者」の指定は、都道府県が行う。

※ 施行(平成24年4月1日)の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者」とみなす。

施設・病院内

地域

退所・退院を希望する者

地域移行・地域生活のためのコーディネート機能

サービス利用計画

(退所・退院に向けたケアマネジメントを行い、地域生活への移行、定着を計画的に支援。)

地域移行・地域生活のための支援

地域相談支援として個別給付化

地域移行支援

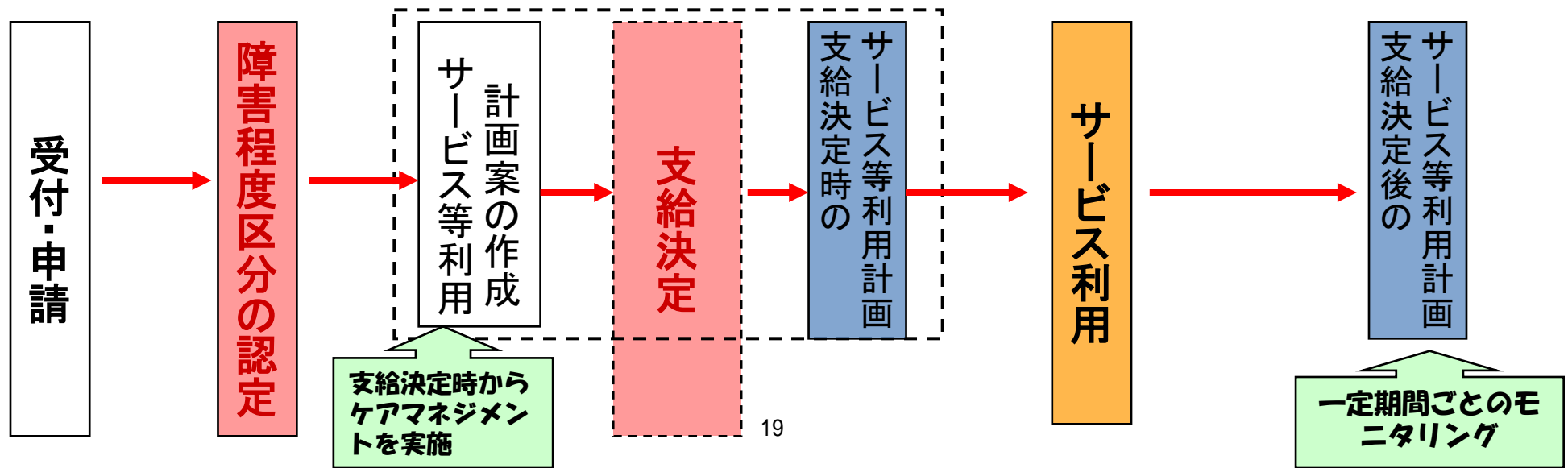
(地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援・入居支援等)

地域定着支援

(24時間の相談支援体制等)

支給決定プロセスの見直し等

- 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うこととする。
 - * 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出できることとする。
 - * 特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について市町村が指定することとする。
 - * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。
- 障害児についても、新たに、児童福祉法に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成することとする。
 - * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成するようにする方向で検討)
 - * 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。



⑤ 障害児支援の強化

(施行期日)
平成24年4月1日施行

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

- 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設(通所・入所)について一元化。
- 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)。

放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

(課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

- 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設。
(20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。)

(課題) 保育所等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための支援が必要。

- 保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設。

在園期間の延長措置の見直し

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。
(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』の中での議論)

→ 18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。

(その際、必要な支援の継続措置に関する規定や、現に入所している者が退所させられることがないようにするための必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

障害児支援の強化

(1) 障害児通所支援 (児童福祉法第6条の2等)

- ① 通所支援・児童デイサービスについて、障害種別による区分をなくし、「児童発達支援(センター)」「医療型児童発達支援(センター)」として一元化して、多様な障害の子どもを受け入れられるようにする。その際、障害特性に応じた対応ができるよう配慮。
- ② 新たに、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」を創設する。
- ③ 給付についての実施主体を、市町村とする。

(2) 障害児入所支援 (児童福祉法第7条等)

- ① 入所支援について、障害の重複化等を踏まえ、障害種別による区分をなくし、「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」として一元化する。その際、障害特性に応じた対応ができるよう配慮。
- ② 在園期間の延長措置を見直し、満18歳以上の入所者については、児童福祉法ではなく障害者施策で対応するように見直す。

その際、必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、この基準の設定に当たって配慮等を行う。

障害児支援施策の見直し

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

盲ろうあ児施設

・難聴幼児通園施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児・者通園事業(補助事業)

知的障害児施設

・知的障害児施設

・第一種自閉症児施設(医)

・第二種自閉症児施設

盲ろうあ児施設

・盲児施設

・ろうあ児施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児施設(医)

・肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- 新 保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型
- ・医療型

通所サービス

入所サービス

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

(施行期日)
平成24年4月1日までの
政令で定める日(平成23年10月
1日(予定))から施行

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

(課題) 障害者の地域移行を促進するため、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保する必要。

→ グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設(居住に要する費用の助成)。

重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化

(課題) 移動支援について、重度の肢体不自由者や知的障害者及び精神障害者については、自立支援給付とされているが、重度の視覚障害者については、地域生活支援事業(補助金)の中で行われているのみ。

→ 重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。

グループホーム・ケアホームの利用の際の助成

1 目的

グループホーム・ケアホームの家賃について、障害者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するもの。

2 対象者

グループホーム・ケアホーム利用者(市町村民税課税世帯を除く)

3 助成額(月額)

家賃を助成対象とし、利用者1人当たり月額1万円を上限

※ 家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を助成。

※ 月の途中で入退居した場合は、1万円を上限として実際に支払った額を助成。

※ 家賃に対する助成は、事業者による代理受領の場合、他の障害福祉サービスに係る報酬と同様に、翌々月となる。

(例:平成23年10月分は、平成23年12月に支給)

4 負担率

1/2 (負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

5 施行期日

平成23年10月1日

重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）

1 目的

地域における自立した生活の支援を充実させるため、重度視覚障害者（児）の移動支援について、「同行援護」として障害福祉サービスに位置付け、自立支援給付の対象とするもの。

※ 対象者やサービス内容の範囲、事業者の指定基準の内容、国庫負担基準等については、今後検討を行う。

2 負担率

1／2（負担割合 国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

3 施行期日

平成23年10月1日

⑦ その他

(施行期日)

(1)(3)(6): 公布日施行

(2)(4)(5): 平成24年4月1日までの
政令で定める日(平成24年
4月1日(予定))から施行

(1) 「その有する能力及び適性に応じ」の削除

(課題) 能力及び適性に応じたサービス量しか支給しないように読まれるおそれ。

→ 目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」との文言を削除。

(2) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

(課題) 成年後見制度利用支援事業は、相談支援事業の事業内容の一つであり、実施していない市町村がある。

※ 市区町村における成年後見制度利用支援事業の実施状況 40%(平成22年4月)

→ 法律上、市町村の地域生活支援事業を必須事業とする。

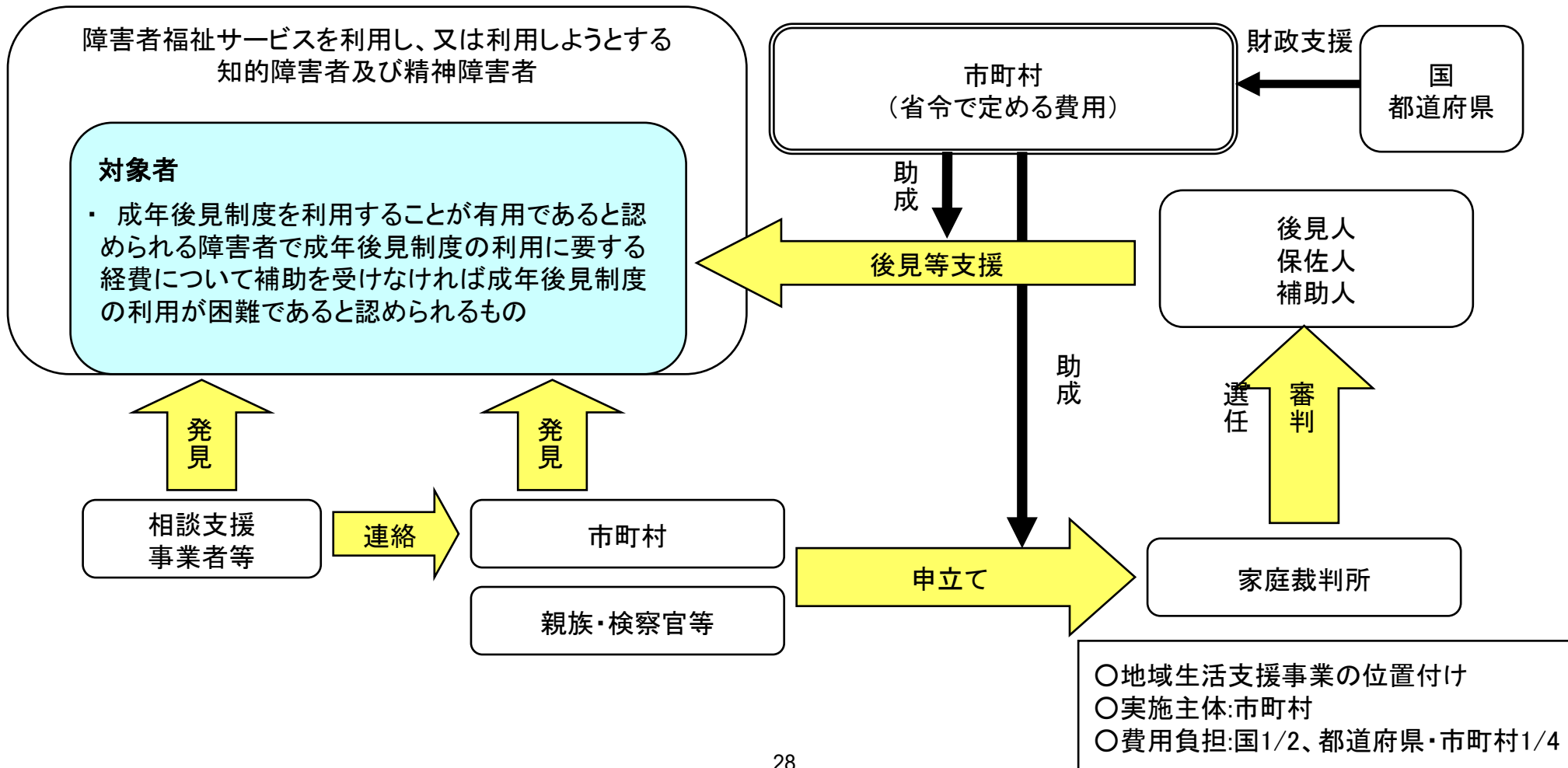
(3) 児童デイサービスに係る利用年齢の特例

(課題) 児童デイサービスの利用は、18歳未満。在学中に、利用できなくなる。

→ 児童デイサービスを20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。

成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ

- 成年後見制度利用支援事業について、市町村における制度の実施の促進を図るため、市町村の地域生活支援事業を必須事業化。
- 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。



(4) 事業者の業務管理体制の整備等

(課題) 障害福祉サービス事業の運営をより適正化することが必要。

→ 事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等。

(5) 精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等

(課題) 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援を推進することが必要。

→ 都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け等。

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正】

→ 精神保健福祉士が、精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等。

【精神保健福祉士法の改正】

(6) 検討

(課題) 難病の者等に対する支援及び障害者等に対する全般的な移動支援の充実が必要。

→ 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者自立支援法等の改正による事業者の業務管理体制の整備等

障害福祉サービス事業者等による適正なサービスの提供を確保するため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策、連座制の見直し、事業廃止時のサービス確保など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)

事業者の法令遵守の履行を確保する必要

事業者の本部への検査権限がない

→不正行為への組織的な関与が確認できない

不正事業者による処分逃れ

→監査中の廃止届により処分ができない
→同一法人グループへの譲渡に制限がない

「一律」連座制の問題

→組織的な不正行為の有無に関わらず一律連座
→自治体の指定取消が、他の自治体の指定権限を過度に制限

事業廃止時のサービス確保対策が不十分

業務管理体制の整備

- 事業者単位の規制として、法令遵守の義務の履行が確保されるよう新たに業務管理体制の整備を義務付け

本部への立入検査等

- 不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、都道府県等による事業者の本部等への立入検査権を創設

処分逃れ対策

- 事業所の廃止届を事後届出制から事前届出制へ変更。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加
- 指定取消を受けた事業者が密接な関係にある者に事業移行する場合について、指定・更新の欠格事由に追加

指定・更新に係る欠格事由の見直し

- いわゆる連座制の仕組みは維持し、不正行為に係る事業者の責任の程度を考慮し、自治体が指定・更新の可否を判断

サービス確保対策の充実

- 事業廃止時のサービス確保に係る事業者の義務を明確化
- 事業者がサービス確保の義務を果たしていない場合を、勧告・命令の事由に追加
- 行政が必要に応じて事業者の実施する措置に対する援助を行う

事業者の業務管理体制の監督体制

業務管理体制の監督権者

国

- 以下のうち事業所又は施設等が2以上の都道府県に所在する事業者又は施設等の設置者
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者
 - ・ 指定障害者支援施設
 - ・ 指定一般相談支援事業者
 - ・ 指定特定相談支援事業者
 - ・ 指定障害児通所支援事業者
 - ・ 指定障害児入所施設
 - ・ 指定医療機関
 - ・ 指定障害児相談支援事業者
- のぞみの園

市町村

- 以下のうち事業所が同一市町村内に所在する事業者
 - ・ 指定特定相談支援事業者
 - ・ 指定障害児相談支援事業者

都道府県

- 以下のうち同一都道府県内に事業所又は施設等が所在する事業者又は施設等の設置者
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者
 - ・ 指定障害者支援施設
 - ・ 指定一般相談支援事業者
 - ・ 指定障害児通所支援事業者
 - ・ 指定障害児入所施設
 - ・ 指定医療機関
- 以下のうち事業所が同一都道府県内の2以上の市町村に所在する事業者
 - ・ 指定特定相談支援事業者
 - ・ 指定障害児相談支援事業者

・ 届出に関する連携

・ 業務管理体制の整備に関する事項の届出

・ 報告徴収、質問、立入検査の実施
・ 勧告、命令等の実施

・ 報告等の権限行使の際の連携
・ 指定権者からの権限行使の要請

事業者
施設等の設置者

事業者・施設等の指定権者

市町村

- ・ 指定特定相談支援事業者
- ・ 指定障害児相談支援事業者

都道府県

- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者
- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定医療機関

※ 事業者等の業務管理体制に関する基準、業務管理体制確認検査指針（仮称）、業務管理体制の整備に必要な事業者データ等の管理方法等については追って連絡するが、基本的に介護保険制度と同様の仕組みとする予定。

※ 施行当初の届出について、一定の経過措置を検討中。

※ 基準該当障害福祉サービス事業者は対象外。

障害保健福祉の推進に関する件

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。
 - 二 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。
- 右決議する。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。
 - 二、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。
- 右決議する。

○ 障害者自立支援法等の改正スケジュールについて

(1) 平成23年10月施行分(その1)

	平成23年										
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
グループホーム・ケアホームの利用の際の助成	○主管課長会議		○利用者負担認定の手引き改訂案の提示 ○事務処理要領改訂案の提示 ○請求明細書等の様式案の提示	○システムインタフェース仕様書案公開	○政省令・告示案の提示 →パブコメ	○政省令・告示の公布 ○利用者負担認定の手引き改訂版の送付 ○事務処理要領改訂版の送付				(市町村) 申請勧奨 → 支給決定	(施行)

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

(2) 平成23年10月施行分(その2)

	平成23年								
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
同行援護 の創設	○主管課長 会議		○サービス内容、 支給対象者、 支給要件等の 案の提示 ○事務処理要領 改訂案の提示 ○報酬案の提示 ○留意事項通知 案の提示 ○請求明細書等 の様式案の提 示 ○同行援護事業 者の指定基準、 従事者要件等 の案の提示 ○同行援護従事 者養成研修カ リキュラム案 の提示	○システム インタフ ェース仕 様書案公 開	○政省令・ 告示案の 提示 →パブコメ	○政省令・告示の 公布 ○留意事項通知の 送付 ○事務処理要領改 訂版の送付			(施行)
						(市町村) 申請受付開始 → 認定調査 → 支給決定 (申請勧奨)			
						(都道府県) 事業者指定申請受付開始 → 事業者指定			
						(都道府県) 同行援護従事者養成研修の実施			

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

(3) 平成24年4月施行分(その1)

	平成23年									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
利用者負担の見直し	○主管課長会議				○利用者負担見直し後の仕組みに係る基本的枠組み案の提示 ○高額障害福祉サービス等給付費等の支給対象者、支給方法(計算方法・償還方法)等の基本的枠組み案の提示		○システムインタフェース仕様書案公開	○請求明細書等の様式案の提示		
	平成23年				平成24年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
		○負担上限月額及び高額障害福祉サービス等給付費算定基準額等の案の提示	○利用者負担認定の手引き改訂案の提示	○政省令案の提示 →パブコメ	○政省令の公布 ○利用者負担認定の手引き改訂版の送付 (市町村) 負担上限月額再認定 → 受給者証交付				(施行)	

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

(4) 平成24年4月施行分(その2)

	平成23年								
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
相談支援体制の充実	○主管課長会議				○地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者、指定基準（人員、運営基準等）等に係る基本的枠組み案の提示 ○相談支援従事者研修事業実施要綱改訂版の送付 ○基幹相談支援センターの業務内容、体制等に係るイメージの提示	○報酬算定構造案の提示	○システムインタフェース仕様書案公開	○請求明細書等の様式案の提示	
	平成23年				平成24年				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
○指定基準省令、相談支援従事者に係る告示案の提示 ○解釈通知改訂案の提示 ○事務処理要領改訂案の提示				○報酬案の提示 ○留意事項通知案の提示	○政省令案の提示 →パブコメ	○政省令・告示の公布 ○解釈通知改訂版の送付 ○留意事項通知の送付 ○事務処理要領改訂版の送付		(施行)	
				(市町村) ※地域相談支援申請受付開始 → 支給決定 (都道府県及び市町村) 事業者指定（準備行為を含む。） ※既存の指定相談支援事業者：みなし指定（指定一般相談）					

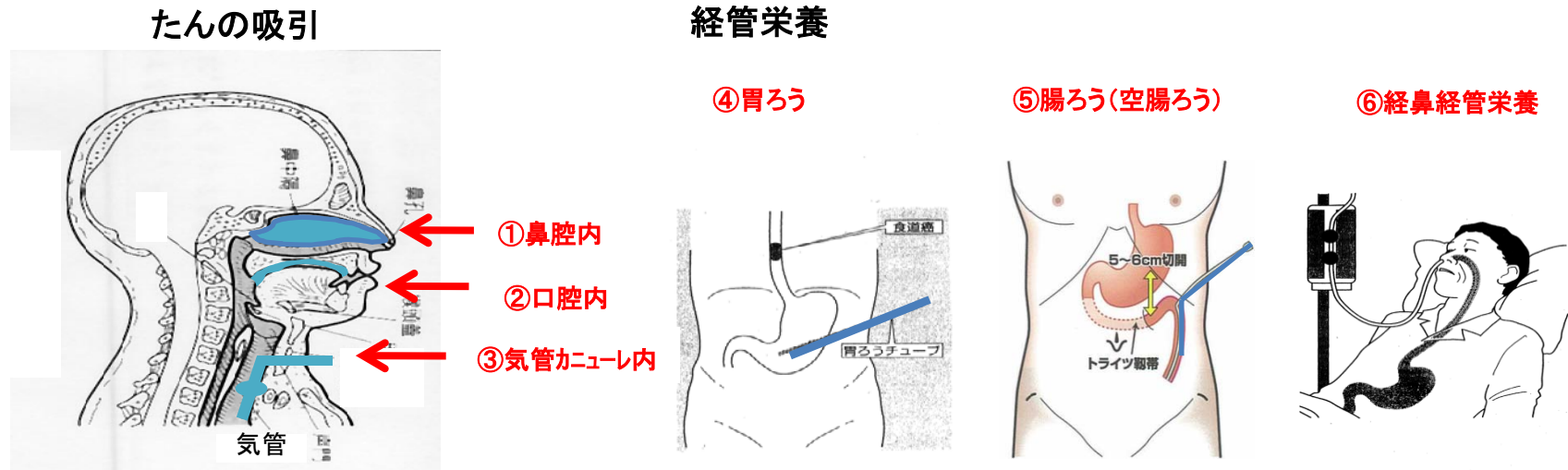
注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

(5) 平成24年4月施行分(その3)

	平成23年								
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
障害児支援の強化	○主管課長会議				○障害児通所支援及び障害児入所支援のサービス内容、支給対象者、支給要件等の基本的枠組み案の提示 ○障害児通所支援の市町村移管に伴う事務大要案の提示 ○18歳以上の施設入所障害児の障害福祉サービスへの移行に伴う事務大要案の提示	○報酬算定構造案の提示	○システムインタフェース仕様書案公開	○請求明細書等の様式案の提示	
	平成23年				平成24年				
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
	○最低基準省令、指定基準省令案の提示 ○解釈通知改訂案の提示 ○事務処理要領案の提示			○報酬案の提示 ○留意事項通知案の提示	○政省令・告示案の提示 →パブコメ	○政省令・告示の公布 ○解釈通知改訂版の送付 ○留意事項通知の送付 ○事務処理要領の送付	(施行)		
				(都道府県及び市町村) ※障害児通所支援 都道府県から市町村への受給者情報移管 → 市町村における支給決定(みなし)		(都道府県及び市町村) ※18歳以上の施設入所障害児 都道府県から市町村への受給者情報移管 → 市町村における支給決定			
				(都道府県等) 事業者指定(準備行為を含む。) ※既存の指定知的障害児施設等：みなし指定					

介護職員等によるたんの吸引等の現在の取扱い（実質的違法性阻却）

- たんの吸引・経管栄養は、医行為に該当し、医師法等により、医師、看護職員のみが実施可能



- 例外として、一定の条件下(本人の文書による同意、適切な医学的管理等)でヘルパー等による実施を容認（実質的違法性阻却論）

- ◆在宅の患者・障害者・・・①②③
- ◆特別支援学校の児童生徒・・・①②+④⑤⑥
- ◆特別養護老人ホームの利用者・・・②+④

※ ①～⑥のそれぞれの行為の中に、部分的にヘルパー等が行えない行為がある。
(例：特養での胃ろうにおけるチューブ等の接続と注入開始は×)

介護職員等によるたんの吸引等の現在の取扱い（実質的違法性阻却）

		在宅（療養患者・障害者）	特別支援学校（児童生徒）	特別養護老人ホーム（高齢者）
対象範囲	たんの吸引	口腔内 ○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)
		鼻腔 ○	○	—
		気管カニューレ内部 ○	—	—
	経管栄養	胃ろう —	○ (胃ろうの状態確認は看護師)	○ (胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始は看護職)
		腸ろう —	○ (腸ろうの状態確認は看護師)	—
		経鼻 —	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)	—
要件等	①本人との同意	<ul style="list-style-type: none"> 患者が、方法を習得した家族以外の者に依頼し、当該者が行うことについて文書による同意（ヘルパー個人が同意） ホームヘルパー業務と位置づけられていない 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が、学校に依頼し、学校の組織的対応を理解の上、教員が行うことについて書面による同意 主治医が、学校の組織的対応を理解の上、書面による同意 	<ul style="list-style-type: none"> 入所者（入所者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、施設に依頼し、施設の組織的対応を施設長から説明を受け、それを理解の上、介護職員が行うことについて書面による同意
	②医療関係者による的確な医学的管理	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医、訪問看護職員による定期的な診療、訪問看護 	<ul style="list-style-type: none"> 主治医から看護師に対する書面による指示 看護師の具体的指示の下で実施 在校時は看護師が校内に常駐 保護者、主治医、看護師、教員の参加下で、個別具体的な計画の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 配置医から看護職員に対する書面による指示 看護職員の指示の下で実施 配置医、看護職員、介護職員の参加の下、個別具体的な計画の整備
	③医行為の水準の確保	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医、訪問看護職員による家族以外の者への技術指導 かかりつけ医、訪問看護職員との間において同行訪問や連絡・相談・報告などにより手技を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師及び教員が研修を受講 主治医による担当教員、実施範囲の特定 マニュアルの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 看護師及び介護職員が研修を受講 配置医による担当介護職員・実施範囲の特定 マニュアルの整備
	④施設・地域の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の家族、かかりつけ医、訪問看護職員、家族以外の者等との連絡・支援体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 学校長の統括の下、関係者からなる校内委員会の設置 指示書、実施記録の作成・保管 緊急時対応の手順、訓練の実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> 施設長の統括の下、関係者からなる施設内委員会の設置 指示書、実施記録の作成・保管 緊急時対応の手順、訓練の実施 等

総理指示「介護・看護人材の確保と活用について」 (平成22年9月26日)



首相官邸

Prime Minister of Japan and His Cabinet

菅総理の演説・記者会見等

▲トップページ

トップ > 菅総理の演説・記者会見等

介護・看護人材の確保と活用について 総理指示

○ 介護・看護現場では、依然として人材が不足している。このため、以下の点について取組を行うよう、厚生労働省に指示をした。

※有効求人倍率(22年7月)介護 1.23倍、看護 2.36倍、全職業平均0.45倍

1. 人材確保のため、介護・看護職員の処遇改善に向けて今後とも取り組むこと。
2. 介護人材の活用のため、在宅、介護保険施設、学校等において、介護福祉士等の介護職員が、たんの吸引や経管栄養等といった日常の「医療的ケア」を実施でききるよう、法整備の検討を早急に進めること。

また、あわせて、介護職員がこうした「医療的ケア」を適切に実施することができ
るよう、レベルアップ研修事業を本年度中に前倒して実施すること。

※これら「医療的ケア」は、現在は、医学的管理など一定条件の下で運用によって認められているが、あくまでも「当面のやむをえず必要な措置」としての位置づけ。このため、介護現場では実施を躊躇する傾向があり、また、医学的管理の条件では、グループホームや有料老人ホームでの実施は困難。さらに、介護現場では研修等の機会を充実してほしいとの要望が強い。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会について

1. 趣旨

これまで、当面のやむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、介護職員等がたんの吸引・経管栄養のうちの一定の行為を実施することを運用によって認めてきた。

しかしながら、こうした運用による対応については、そもそも法律において位置づけるべきではないか、グループホーム・有料老人ホームや障害者施設等においては対応できていないのではないかと、在宅でもホームヘルパーの業務として位置づけるべきではないか等の課題が指摘されている。

こうしたことから、たんの吸引等が必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するため、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方等について、検討を行う。

2. 検討課題

- ①介護職員等によるたんの吸引等の実施のための法制度の在り方
- ②たんの吸引等の適切な実施のために必要な研修の在り方
- ③試行的に行う場合の事業の在り方

3. 構成員（敬称略、50音順）

岩城節子	社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会評議員	齋藤訓子	日本看護協会常任理事
因利恵	日本ホームヘルパー協会会長	島崎謙治	政策研究大学院大学教授
内田千恵子	日本介護福祉士会副会長	白江浩	全国身体障害者施設協議会副会長
大島伸一	独立行政法人国立長寿医療研究センター総長	中尾辰代	全国ホームヘルパー協議会会長
太田秀樹	医療法人アスムス理事長	橋本操	NPO法人さくら会理事長・日本ALS協会副会長
川崎千鶴子	特別養護老人ホームみずべの苑施設長	平林勝政	國學院大學法科大学院長
河原四良	UIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン会長	榊田和平	全国老人福祉施設協議会介護保険委員会委員長
川村佐和子	聖隷クリストファー大学教授	三上裕司	日本医師会常任理事
黒岩祐治	ジャーナリスト、国際医療福祉大学大学院教授	三室秀雄	東京都立光明特別支援学校校長

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について(中間まとめ)の概要

(平成22年12月13日 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会)

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。(※「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)
- ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為の範囲

- たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 - ☆口腔内・鼻腔内については、咽頭の手前までを限度とする
- 経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)
 - ☆胃ろう・腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブ挿入状態の確認は、看護職員が行う。

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
 - ☆養成カリキュラムにたんの吸引等の内容を追加
- 介護福祉士以外の介護職員等
 - ☆一定の研修を修了した者

教育・研修

- 教育・研修を行う機関を特定
- 基本研修・実地研修(※試行事業を実施中)
 - ☆既存の教育・研修歴等を考慮
 - ☆知識・技能の評価を行った上で研修修了
- 教育・研修の体系には複数の類型を設ける
 - ☆特定の者(ALS等の重度障害者等の介護や施設、特別支援学校など)を対象とする場合
 - ☆たんの吸引のみ、経管栄養のみの場合

実施の要件

- 一定の基準を満たす施設、事業所等を特定(※医療機関を除く)
 - <対象となる施設、事業所等の例>
 - ・介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
 - ・障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
 - ・在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
 - ・特別支援学校
- 医師・看護職員と介護職員等の適切な連携・協働の確保
- 安全確保に関する基準の設定と指導・監督

実施時期等

- 介護保険制度等の見直しの時期も踏まえ、平成24年度の実施を目指す。
- 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるよう必要な経過措置を設ける

※教育・研修や安全確保措置等の具体的内容については、「試行事業」の結果等を踏まえて、今後、さらに検討する。

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業の実施について

- 在宅、特別養護老人ホームや障害者（児）施設等において、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員（※）の養成に必要な研修事業を実施する。

※ 対象となる介護職員等の例・・・ホームヘルパー、介護福祉士、生活支援員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員等

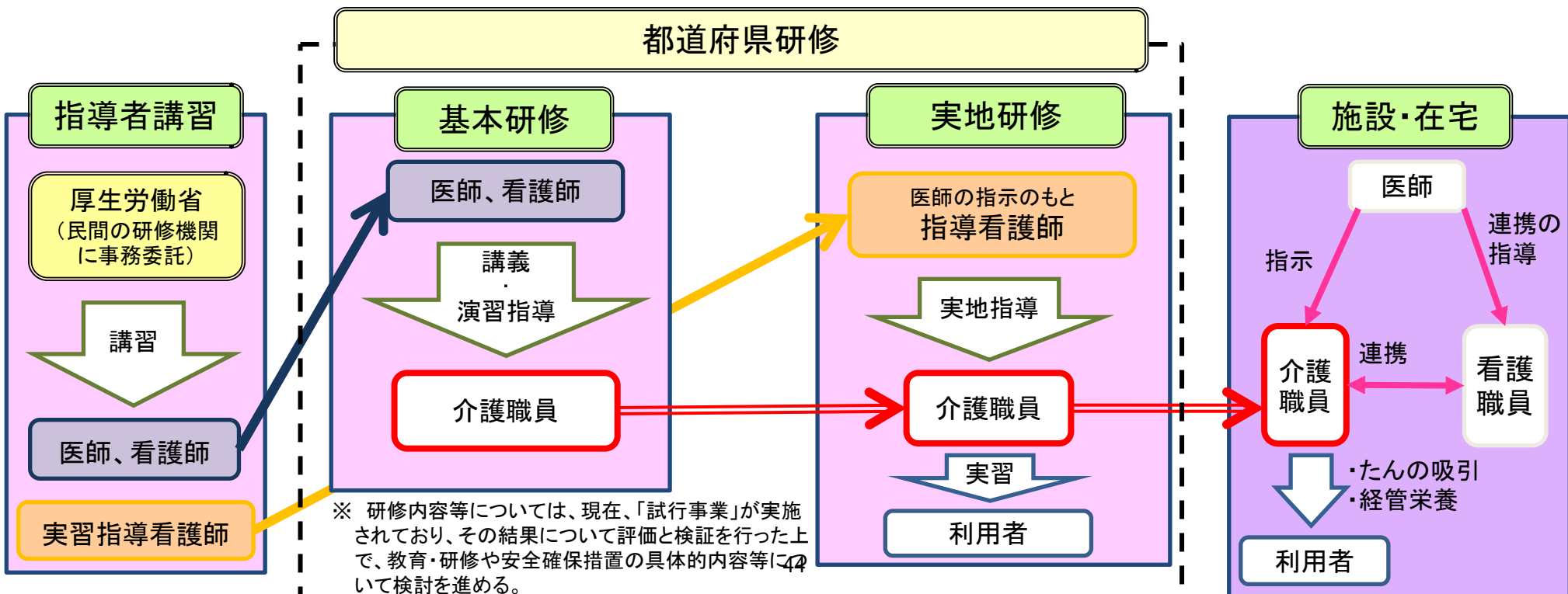
- 平成23年度予算（案） 940,329千円（老健局、障害保健福祉部の合計額）

【指導者講習】

- ・ 都道府県が行う、たんの吸引等に関する基本・実地研修において指導を行う医師・看護師等に対し、必要な講習を行う。
- ・ 予算案 23,829千円 ・ 実施主体 国

【都道府県研修】

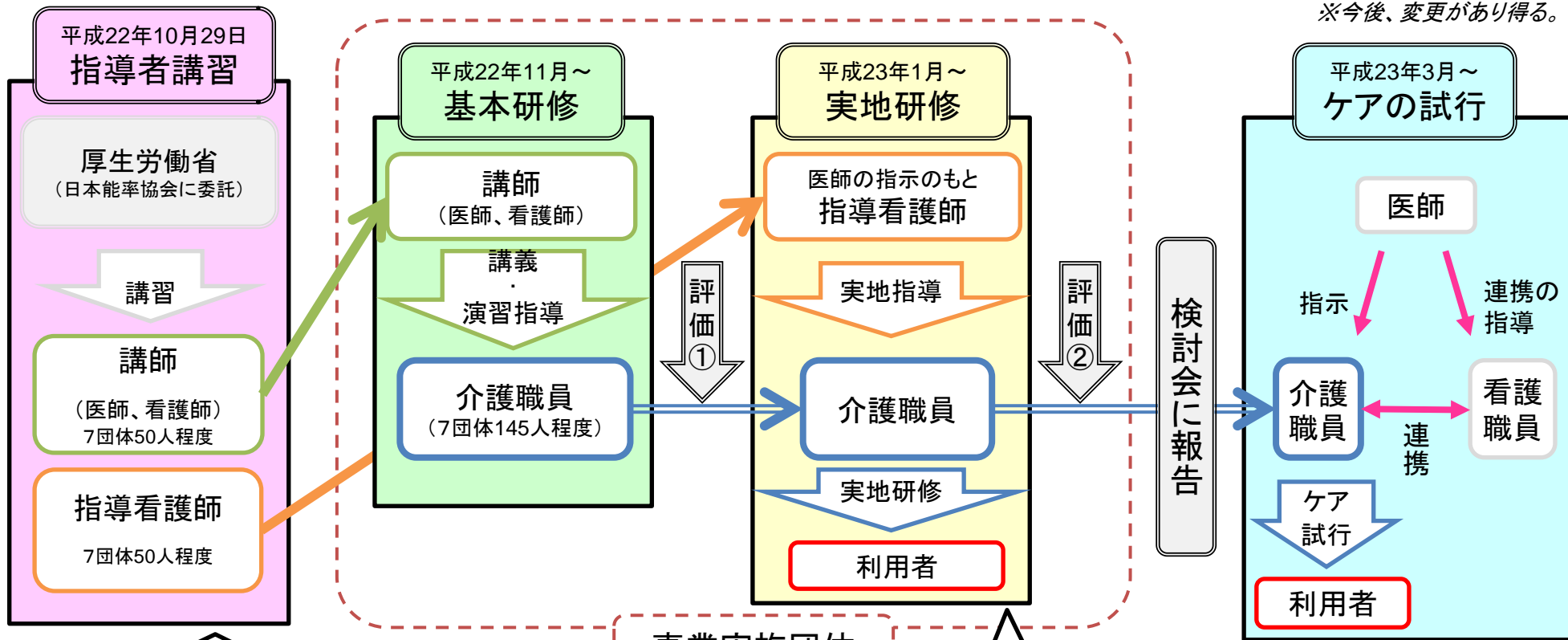
- ・ たんの吸引等を行う介護職員等を養成するため、都道府県において研修を行う。
- ・ 予算案 916,500千円（内訳） 老健局計上（施設関係） 611,000千円（1県あたり事業費26,000千円、養成者数100人）
障害部計上（在宅関係） 305,500千円（1県あたり事業費13,000千円、養成者数50人）
- ・ 実施主体 都道府県（民間団体に委託可） ・ 補助率（補助割合） 国1/2、都道府県1/2



介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）の概要

※ 試行事業の実施にあたっては、基本的内容について検討会で御議論いただいた上で、具体的な研修の実施内容・方法等については、検討会から大島座長、内田委員、太田委員、川崎委員、川村委員、橋本委員にアドバイザーをお願いしている。

※今後、変更があり得る。

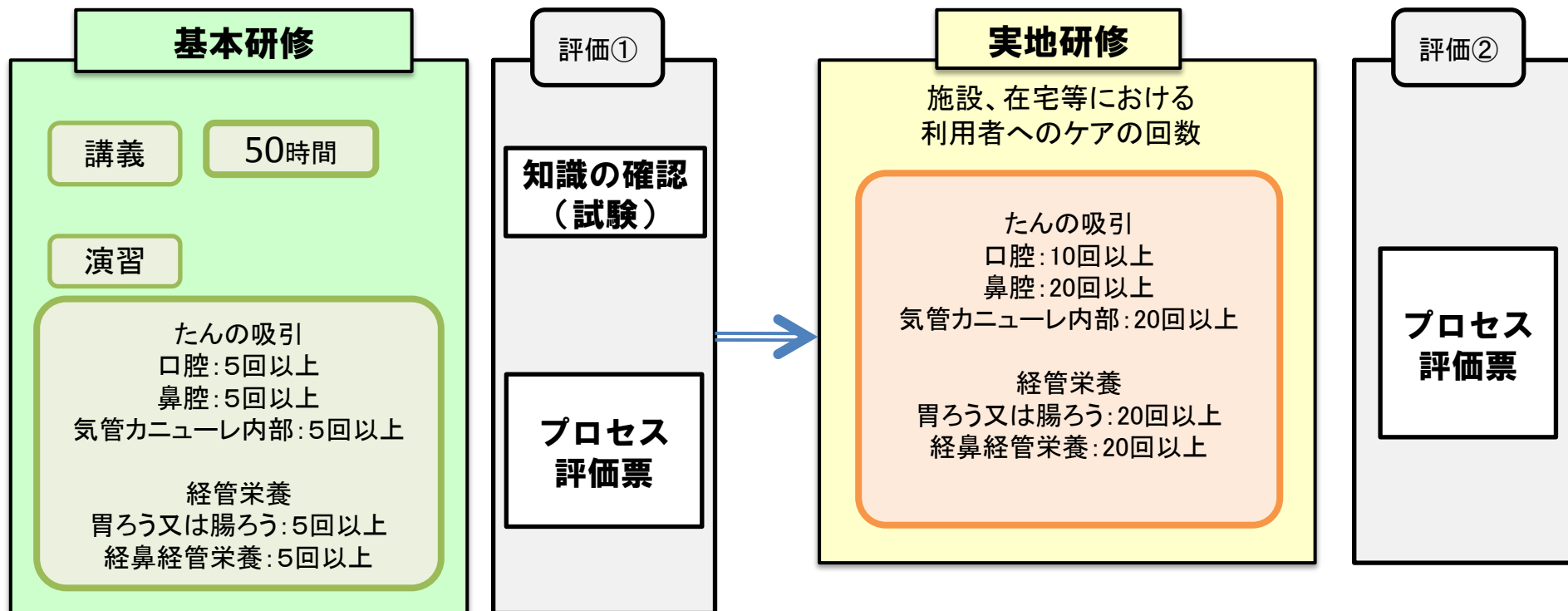


- 指導者（講師・指導看護師）は事業実施団体から推薦された者
- 指導者へ試行事業の目的・方法・内容等を説明

- 事業実施団体は以下の7団体。
 全国社会福祉協議会
 全国有料老人ホーム協会
 全国老人福祉施設協議会
 全国老人保健施設協会
 日本介護福祉士会
 日本認知症グループホーム協会
 日本訪問看護振興財団

- 実地研修は各施設・在宅事業所等において、指導看護師が介護職員1～3人程度を指導。
- 要件を満たす場合（資料4-2）は、介護職員が勤務する自施設・在宅において実地研修を行うことも可能。

介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）の 研修カリキュラム



※救急蘇生法演習(1回以上)も必要。
※シミュレーターが必要であるがやむを得ず模擬患者も可。

※実地研修を実施する施設・在宅等は基本要件(#)を満たすことが必要。

#実地研修を実施する際に必要とされる基本要件

- ①組織的対応を理解の上、介護職員等が実地研修を行うことについて書面による同意
- ②医師から指導看護師に対する書面による当該行為の指示
- ③指導看護師の具体的な指導
- ④患者(利用者)ごとの個別計画の作成
- ⑤マニュアルの整備
- ⑥関係者による連携体制の確保
- ⑦指示書や実施記録の作成・保管
- ⑧緊急時対応の手順、訓練の実施
- ⑨たんの吸引及び経管栄養の対象となる患者が適当数入所又は利用している
- ⑩介護職員を受け入れる場合には、介護職員数名につき指導看護師が1名以上配置
- ⑪介護職員を指導する指導看護師は臨床等での実務経験を3年以上有し、指導者講習を受講している

介護職員によるたんの吸引等の試行事業(特定の者)の事業イメージ

試行事業(特定の者対象)

指導者講習

試行事業
実施事業者
説明

看護師

・基本研修の講師となる看護師及び実地研修の際、指導を行う看護師(指導看護師)に対し、本事業について個別に説明。

・「不特定多数」と「特定の者」の違い(基本研修で教える範囲、評価基準等)を中心に説明。

11月上旬

基本研修

- ・重度訪問介護従業者養成研修と合わせ20.5時間(重度訪問介護従業者養成研修修了済みの者は9時間程度)
- ・「在宅における特定の者」に特化したテキストを使用し、研修時には基本的内容に絞って講義を実施。
- ・講義部分の評価については、「在宅における特定の者」に特化した試験を実施。
- ・演習については、一連の流れが問題なくできるようになるまで繰り返し行う。

講義

評価

演習

評価

11月13~14日

実地研修

(特定の利用者の居宅で実施)

医師・指導看護師

医師・指導看護師と連携した熟練介護職員及び本人、家族が医療連携の下

指導

評価

介護職員(20人)

実地研修

評価

特定の利用者

- ・試行事業においては、たん吸引及び経管栄養の知識・技術を集中的に学習する。(通常はコミュニケーションや他の介護技術を先に習得。)
- ・実地研修については、指導看護師(必要に応じ指導看護師と連携した熟練介護職員)が指導を行い、指導看護師による評価により、問題ないと判断されるまで実施。
- ・指導看護師の指導は、初回及び状態変化時以外については「定期的」に実施。
- ・評価については、「在宅における特定の者」に特化した評価票を使用。
- ・評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。

11月下旬~1月下旬(予定)

ケアの試行
(特定の利用者の
居宅で実施)

医師

指示

連携の
指導

連携

介護職員

看護職員

ケア
試行

特定の利用者

検討会に報告

※ 試行事業実施事業者は公募の結果、「NPO法人さくら会」に決定。

※ 外部有識者による評価。

障害者自立支援法に基づく新体系サービスが目指すもの

3障害一元化

身体、知的、精神障害者たてわりのサービス
(精神障害者は支援費制度の対象外)

- **3障害の制度格差を解消**し、障害の種別を問わず利用可能
- **重複障害者**なども総合的かつ効率的なサービスを受けられる

昼夜分離

24時間同一施設で生活

日中活動と居住に係るサービスの分離により、複数のサービスと組み合わせが可能
「障害者の選択に基づく多様なライフスタイル」へ

地域移行

施設中心の処遇により、障害者が地域で自立するためのサービスが不十分

地域生活支援や就労支援といった地域で生活していくために必要なサービスを創設

サービス名称

「更生」、「授産」などの国民にわかりにくいサービス名称

「介護」、「訓練」、「就労支援」といった国民にわかりやすいサービス名称に変更

利用者本位のサービス体系へ再編

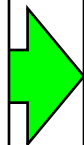
※ 旧体系から新体系への移行は平成24年3月まで。

<再編前:旧体系>

- 重症心身障害児施設
(年齢超過児)
- 進行性筋萎縮症療養等給付事業
- 身体障害者療護施設
- 更生施設(身体・知的)
- 授産施設(身体・知的・精神)
- 小規模通所授産施設(身体・知的・精神)
- 福祉工場(身体・知的・精神)
- 精神障害者生活訓練施設
- 精神障害者地域生活支援センター
(デイサービス部分)
- 障害者デイサービス

新体系 へ移行

- ① ② ③
- 3 昼夜分離
- 障害一元化
- 地域移行等の促進



<再編後:新体系>

日中活動の場

以下から一又は複数の事業を選択

【介護給付】

- ① 療養介護(医療型)
※ 医療施設で実施
- ② 生活介護(福祉型)

【訓練等給付】

- ③ 自立訓練(機能・生活訓練)
- ④ 就労移行支援
- ⑤ 就労継続支援

【地域生活支援事業】

- ⑥ 地域活動支援センター



居住支援の場

居住支援サービス

- ケアホーム
- グループホーム
- 福祉ホーム

又は

施設への入所

第174回通常国会・衆・予算委員会〔平成22年2月15日(月)〕

(公)高木美智代議員質疑【新体系移行関係部分を抜粋】

(高木美智代議員)

大臣、これは緊急的な課題でございますが、その中で新体系の移行の問題があります。今、これもやっと50%が移行したと聞いています。法律では、24年の3月までに移行するということが定められております。しかし、先程申し上げた遅くとも3年半ということですが、そうなりますとこれは、25年の8月、その間、事業者の方達は自立支援法改正の在り方など、先が見えてこない、戸惑っていると、どうしたらいいのかと、これはまさに悲鳴です。今後、どういう風にしていくのか、移行するのか、しないのか、はっきり方針を示していただきたい。これは多くの事業者のお声でございます。明快な答弁を求めます。

(長妻厚生労働大臣)

今、おっしゃられた点はですね、障害者の皆様方への施策というのは、かつて昔は措置ということでございまして、その後契約支援費ということになりましたけれども、ただその時代の障害者施設が細かく分かれているという、この考え方を統合しようということで3障害一元化とか、昼夜分離とか、いろんな考え方がその後生まれ、それに徐々に移行しているところで、今おっしゃられるように、まだ移行率は半分ということでございます。これについて、我々はもちろん推進をする立場でございます。

ただですね、これも拙速というか、きちっと議論をしなければならないのは、この障害者自立支援法の、私共、野党時代も申し上げたんですが、その当事者、障害者のまさにその当事者の方の議論がなかなか反映されなかったんじゃないかという深い反省に立っておりまして、今後、推進会議、あるいは部会等でも十分に障害者の皆様方の当事者のお考えを十二分に聞いた上で、法律等の中でも、この推進を反映できるように取り組んでまいりたいと考えています。

(高木美智代議員)

事業者は新体系の移行をどうするのか。まさにこれは生活がかかっている問題であり、また障害者の方達にとってみたら自分達の働いている所が存続できるのかどうか、その今瀬戸際なわけです。それが、この年限があるわけですので、確かに今ちょっと大臣がおっしゃった3障害一元化とか、違うことをお考えなのかと、一瞬思ってしまったんですが、いずれにしても移行することが法律上決められている。24年の3月まで移行しなければ、今度は政府からの様々な支援を受けられないという状況があります。これに対して、どのように対応されますか。このまま放置しておいていいということですか。事業者の方達に当事者の意見を聞くから、このまま待ってくれという、今の大臣の答弁でよろしいのでしょうか。

(長妻厚生労働大臣)

先程も申し上げましたように、今の点については移行を我々も後押しして進めていくということでもあります。そしてもう一つの議論としては、全体ですね、そういう施設の在り方、全体についても、新しい法律体系の中で、見直すべきところは見直し、障害者の皆様のご意見を十分に反映して、それも法案の中で位置付けられるものは位置付けていきたい、こういうことでもあります。

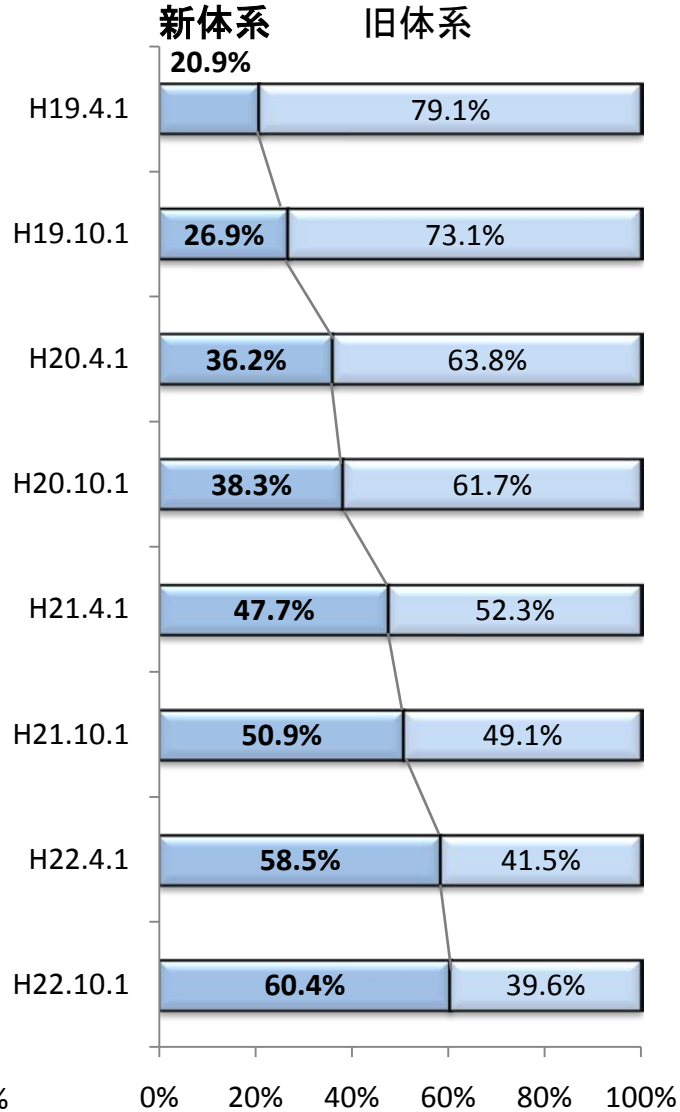
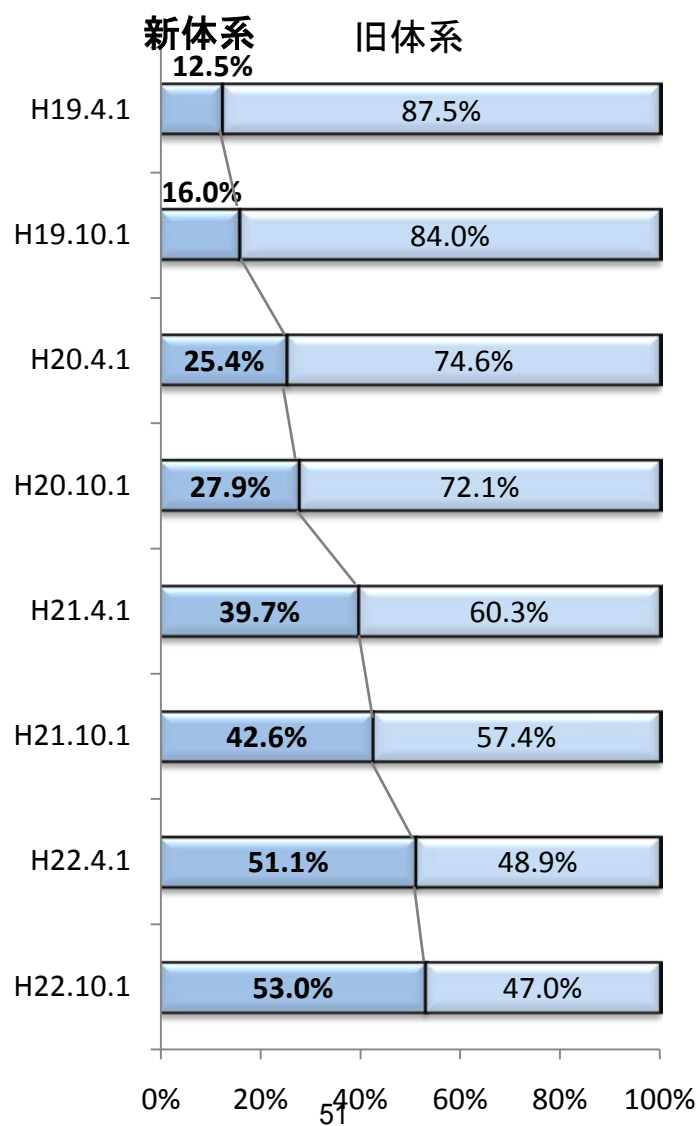
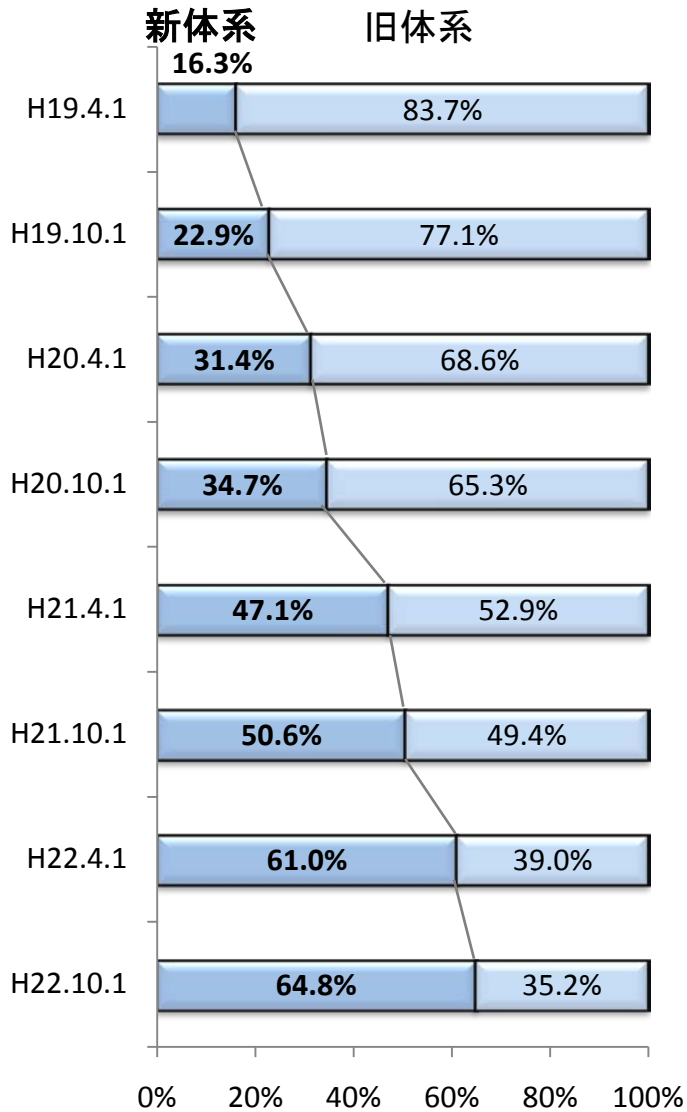
新体系サービスへの移行について

新体系サービスへの移行率は、平成22年10月1日時点で**56.5%**。

身体障害者更生援護施設

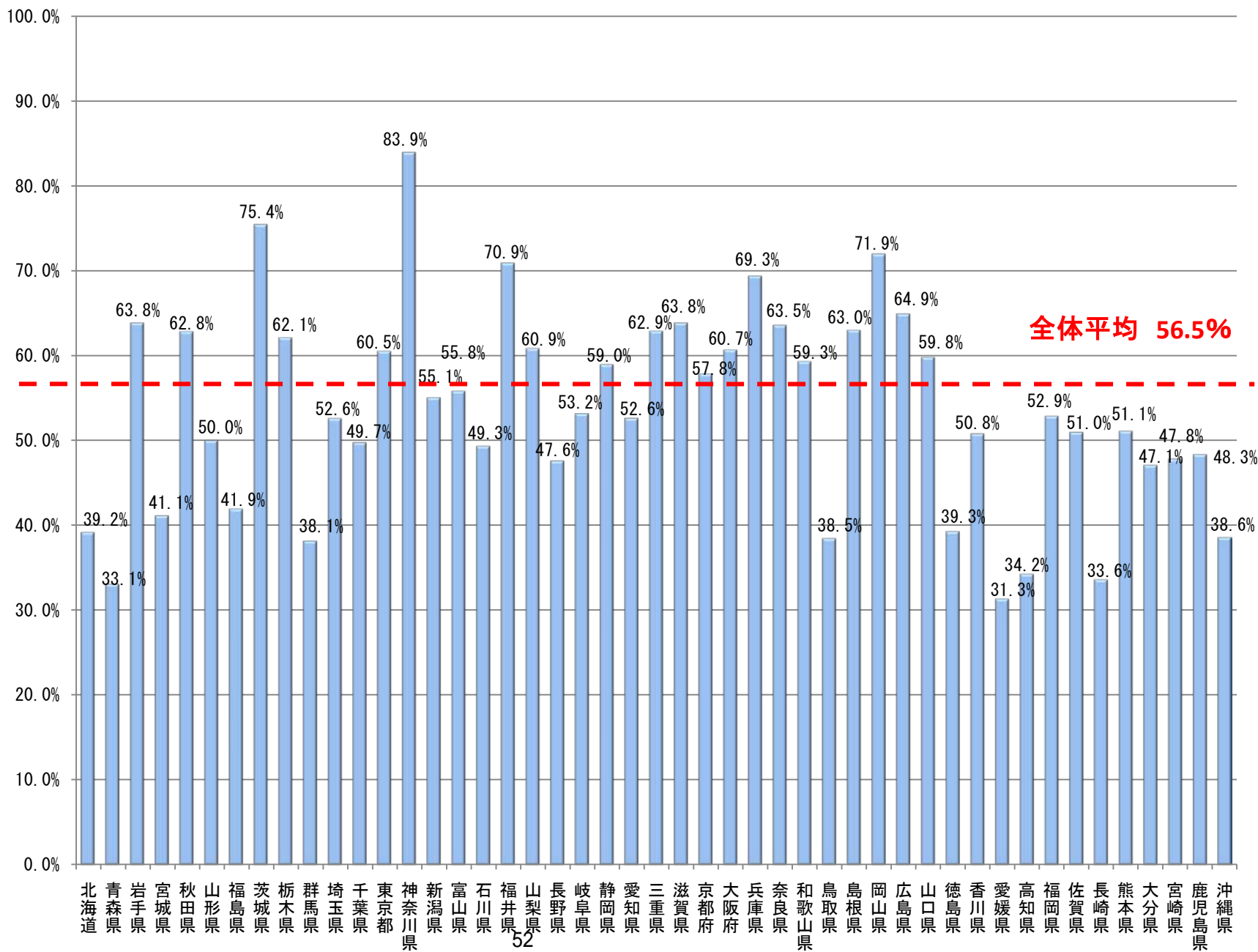
知的障害者援護施設

精神障害者社会復帰施設



新体系サービスへの移行率(都道府県別) H22.10.1時点

都道府県名	平均
北海道	39.2%
青森県	33.1%
岩手県	63.8%
宮城県	41.1%
秋田県	62.8%
山形県	50.0%
福島県	41.9%
茨城県	75.4%
栃木県	62.1%
群馬県	38.1%
埼玉県	52.6%
千葉県	49.7%
東京都	60.5%
神奈川県	83.9%
新潟県	55.1%
富山県	55.8%
石川県	49.3%
福井県	70.9%
山梨県	60.9%
長野県	47.6%
岐阜県	53.2%
静岡県	59.0%
愛知県	52.6%
三重県	62.9%
滋賀県	63.8%
京都府	57.8%
大阪府	60.7%
兵庫県	69.3%
奈良県	63.5%
和歌山県	59.3%
鳥取県	38.5%
島根県	63.0%
岡山県	71.9%
広島県	64.9%
山口県	59.8%
徳島県	39.3%
香川県	50.8%
愛媛県	31.3%
高知県	34.2%
福岡県	52.9%
佐賀県	51.0%
長崎県	33.6%
熊本県	51.1%
大分県	47.1%
宮崎県	47.8%
鹿児島県	48.3%
沖縄県	38.6%
全体平均	56.5%



○新体系サービスへの移行状況（施設種別の内訳）

	平成18年	平成19年				平成20年				平成21年				平成22年				差し引き 指定数 (旧体系)
	9月30日 指定数	4月1日		10月1日		4月1日		10月1日		4月1日		10月1日		4月1日		10月1日		
		新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	新体系 移行数	(移行率)	
(1) 身体障害者更生援護施設																		
身体障害者療護施設	503	43	8.55%	68	13.52%	101	20.08%	116	23.06%	179	35.59%	205	40.76%	272	54.08%	302	60.04%	201
身体障害者更生施設	106	15	14.15%	19	17.92%	29	27.36%	33	31.13%	49	46.23%	50	47.17%	64	60.38%	67	63.21%	39
身体障害者入所授産施設	202	20	9.90%	26	12.87%	44	21.78%	53	26.24%	73	36.14%	83	41.09%	104	51.49%	109	53.96%	93
身体障害者通所授産施設	343	70	20.41%	102	29.74%	133	38.78%	143	41.69%	178	51.90%	181	52.77%	208	60.64%	218	63.56%	125
身体障害者小規模通所授産施設	239	72	30.13%	99	41.42%	124	51.88%	135	56.49%	175	73.22%	182	76.15%	200	83.68%	206	86.19%	33
身体障害者福祉工場	34	12	35.29%	13	38.24%	17	50.00%	15	44.12%	18	52.94%	21	61.76%	23	67.65%	23	67.65%	11
合計	1,427	232	16.26%	327	22.92%	448	31.39%	495	34.69%	672	47.09%	722	50.60%	871	61.04%	925	64.82%	502
(2) 知的障害者援護施設																		
知的障害者入所更生施設	1,453	74	5.09%	107	7.36%	224	15.42%	264	18.17%	438	30.14%	496	34.14%	646	44.46%	687	47.28%	766
知的障害者入所授産施設	227	12	5.29%	18	7.93%	33	14.54%	38	16.74%	57	25.11%	68	29.96%	80	35.24%	82	36.12%	145
知的障害者通勤寮	126	6	4.76%	9	7.14%	13	10.32%	15	11.90%	23	18.25%	28	22.22%	39	30.95%	41	32.54%	85
知的障害者通所更生施設	604	93	15.40%	119	19.70%	188	31.13%	189	31.29%	270	44.70%	283	46.85%	331	54.80%	340	56.29%	264
知的障害者通所授産施設	1,634	182	11.14%	235	14.38%	398	24.36%	440	26.93%	651	39.84%	683	41.80%	813	49.76%	842	51.53%	792
知的障害者小規模通所授産施設	434	166	38.25%	199	45.85%	254	58.53%	272	62.67%	314	72.35%	325	74.88%	361	83.18%	364	83.87%	70
知的障害者福祉工場	70	35	50.00%	40	57.14%	46	65.71%	49	70.00%	52	74.29%	53	75.71%	54	77.14%	56	80.00%	14
合計	4,548	568	12.49%	727	15.99%	1,156	25.42%	1,267	27.86%	1,805	39.69%	1,936	42.57%	2,324	51.10%	2,412	53.03%	2,136
(3) 精神障害者社会復帰施設																		
精神障害者生活訓練施設	293	19	6.48%	29	9.90%	40	13.65%	42	14.33%	62	21.16%	66	22.53%	78	26.62%	82	27.99%	211
精神障害者入所授産施設	29	5	17.24%	6	20.69%	8	27.59%	9	31.03%	12	41.38%	13	44.83%	14	48.28%	14	48.28%	15
精神障害者通所授産施設	305	71	23.28%	87	28.52%	119	39.02%	123	40.33%	151	49.51%	157	51.48%	181	59.34%	184	60.33%	121
精神障害者小規模通所授産施設	347	107	30.84%	138	39.77%	184	53.03%	195	56.20%	236	68.01%	255	73.49%	293	84.44%	303	87.32%	44
精神障害者福祉工場	19	6	31.58%	7	36.84%	8	42.11%	11	57.89%	13	68.42%	14	73.68%	15	78.95%	17	89.47%	2
合計	993	208	20.95%	267	26.89%	359	36.15%	380	38.27%	474	47.73%	505	50.86%	581	58.51%	600	60.42%	393
(4) 合計																		
合計	6,968	1,008	14.47%	1,321	18.96%	1,963	28.17%	2,142	30.74%	2,951	42.35%	3,163	45.39%	3,776	54.19%	3,937	56.50%	3,031

※平成18年9月末日に事業をおこなっていた旧法施設等のうち、新体系に移行した施設数及びその割合（厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課調べ）

新体系へ移行していない事業所の今後の移行予定等についてのアンケート結果

1. アンケート実施概要

- 送付事業数 3,298か所(全ての旧体系サービスの事業所)
- 回答事業所数 2,262か所
- 回答率 68.6%
- 調査方法 都道府県を通じ全ての旧体系サービスの事業所にアンケート用紙を送付し、平成22年4月30日までに回答があったものについて集計を行った。

2. 今後の移行時期を決めている事業所の割合

	総数	具体的な移行時期を決めている	移行時期は未定	無回答
か所数	2,262か所	1,663か所	595か所	4か所
割合	100%	73.5%	26.3%	0.2%

3. 具体的な移行時期

移行予定時期	H22. 10まで	H23.4まで	H23.10まで	H24.3まで	(合計)
か所数	146か所	109か所	786か所	620か所	1,663か所
割合	8.8%	6.6%	47.3%	37.3%	100%

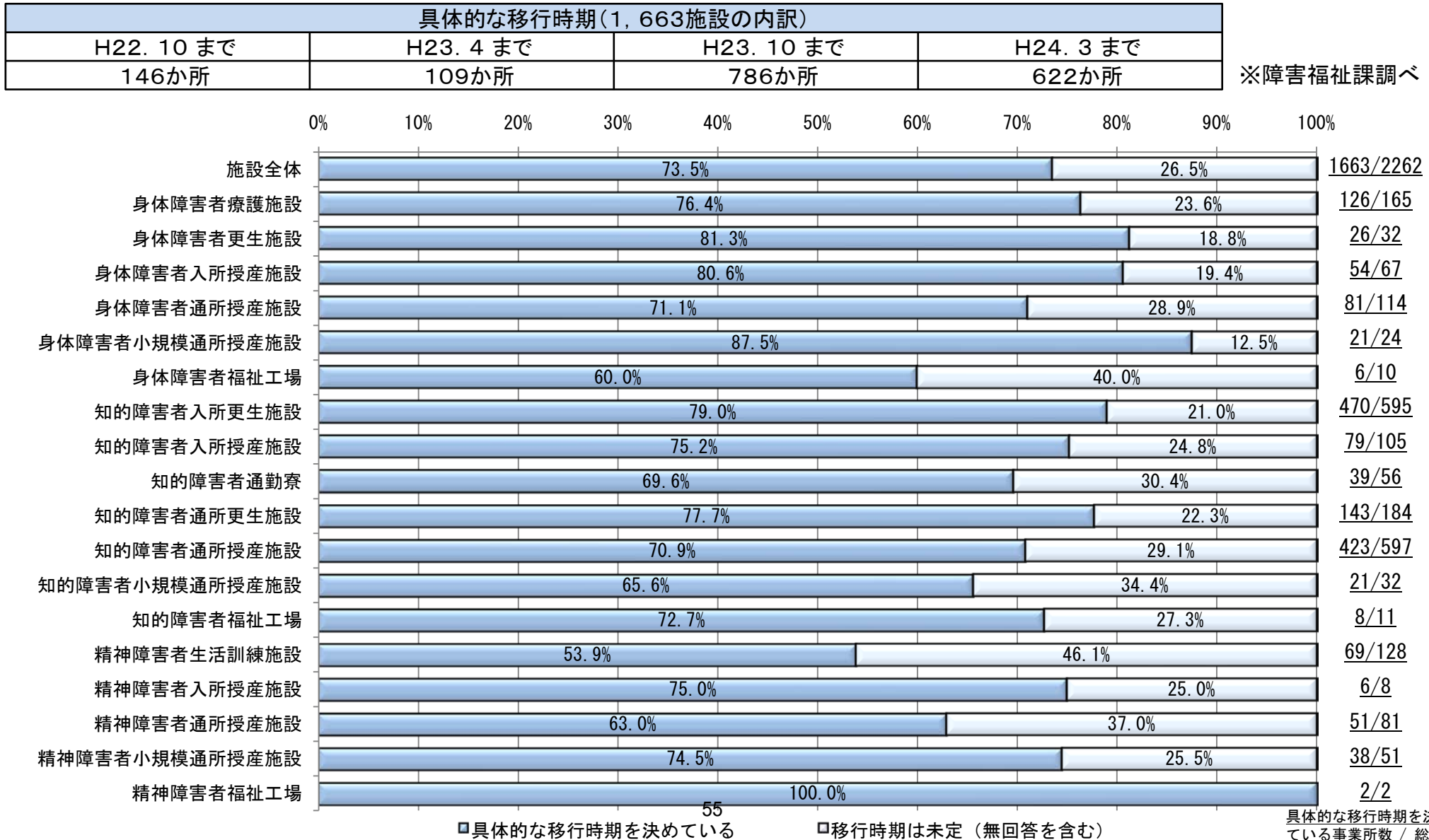
※合計には、無効回答の2か所を含む

4. 未だ新体系へ移行していない理由

	総数	利用者の希望・意向による	検討材料が不足している	具体的なイメージがわからない	他施設の移行の様子を見たい	旧体系でぎりぎりまで様子を見たい	報酬の増減が読めない	都道府県・市町村との協議による	その他	無回答
か所数	2,262か所	71か所	228か所	88か所	167か所	780か所	499か所	142か所	494か所	85か所
割合	100%	3.1%	10.1%	3.9%	7.4%	34.5%	22.1%	6.3%	21.8%	3.8%

新体系へ移行していない事業所の今後の移行予定(アンケート調査結果) H22.4.1時点

新体系サービスへの今後の移行予定については、回答のあった2,262か所の事業所のうち、**73.5%**に当たる1,663施設が**具体的な時期を決めている**。



新体系サービスへの移行支援策

1. 新体系サービスの報酬

- 新体系サービスでは、各種加算や手厚いサービスの提供に応じた報酬額の設定がされていることから、これらを活用した収入の増が図られる。
 - ・ 重度障害者支援(体制)加算（重度障害者に対し、手厚いサービスを提供した場合）
10～735単位/日 施設入所支援、短期入所、就労継続支援
 - ・ 医療連携体制加算（医療機関との契約により訪問看護が提供された場合）
利用者1人につき500単位/日 児童デイ、ケアホーム、生活訓練、就労継続支援 等
 - ・ 土日等日中支援加算（土日等にサービスを提供した場合） 90単位/日 施設入所支援
 - ・ 就労継続支援B型について、手厚い支援体制（職員配置）を本体報酬により評価
定員20～40人の場合（7.5：1）527単位/日（参考）（10：1）481単位/日

2. 移行後の収入の保障

- 従前額保障
新体系サービスに移行した後、想定より利用者数等が確保できなかったことにより、収入が減少した場合に、移行前の報酬水準との差額を助成

基金事業：「移行時運営安定化事業」21年度補正予算において、基盤整備分を含み355億円積増し

3. その他

- 新体系サービスで必要となる改修・増築工事費や生産設備費等を助成
助成額：2,000万円以内（1施設当たり）
- 新体系サービスへの移行に伴うコストの増加等を踏まえて、移行した月に限り、利用者数に応じた額を助成
基金事業：「新事業移行促進事業」施設入所支援の場合⁵⁶ 5,700円（利用者1人当たり）※22年度の単価

新体系事業所の経営状況の改善について

旧体系より新体系の事業者等の方が、収支差率の高い施設が多い（平成20年経営実態調査）

○ 収支差率の分布割合

収支差率	-60%	-40%	-20%	0%	+20%	+40%	+60%
新体系	0.8%	1.6%	3.1%	33.0%	13.1%	3.1%	1.0%
旧体系	0.4%	0.6%	1.9%	51.3%	10.4%	1.2%	0.3%

従前額保障（※）が適用される新体系の事業所等の割合が、報酬改定後には減少しており、報酬改定により経営状況が改善されたことが伺える。

※ 新体系事業所等の報酬が、移行前の報酬水準を下回った場合、その差額を助成する制度（基金事業）

○ 従前額保障の対象事業所の割合（新体系）

平成21年3月

9.1%

→

平成21年4月

4.6%

(△4.5%)

新体系移行のために事業者が行う業務の概要

対 都道府
県・市町村

- 移行するサービス等について事前に相談
- 施設整備費や基金による移行支援策の相談

- 具体的な計画(サービスメニュー、定員、人員配置、移行までの事務処理スケジュール等)を作成し、都道府県と協議

対 利用者・
家族

- 新体系移行の理念や移行先事業の説明
- 利用者や家族との個別面談(不安解消や事業改善に向けた意見聴取)

- 利用者の障害程度区分認定や支給決定等の手続きについて、市区町村と連携しサポート
- 利用者の新体系サービスを確定、重要事項を説明し、利用契約を締結

準備段階

事務局

- 責任者の選定(プロジェクトチームの設置等)
- 移行先事業についての具体的な検討
- 移行に関する課題の整理や移行計画の検討
- 現人員体制と比較し、移行後の人員体制を検討(移行後の経営収支の試算)

理事会・
評議員会

- 新体系移行の方向性や事業計画の承認

職員

- 職員研修も兼ねつつ、新体系移行に向けて議論を行い、新体系移行のイメージを共有
- サービス管理責任者研修会等への参加

施設・設備

- 設備の改修等を実施(基盤整備事業を活用する場合は早めに都道府県に相談)

実施段階

- 指定申請書の作成、申請
- 社会福祉法人定款変更申請書の作成、申請

- 移行後の事業計画・予算の承認、定款変更や運営規定等の承認

- 移行後の職員体制の決定
- 移行後の職員体制の説明
- 必要に応じて職員を募集
- 個別支援計画の作成

新体系サービス移行の具体的なスケジュール(例)

社会福祉法人・施設における必要な準備

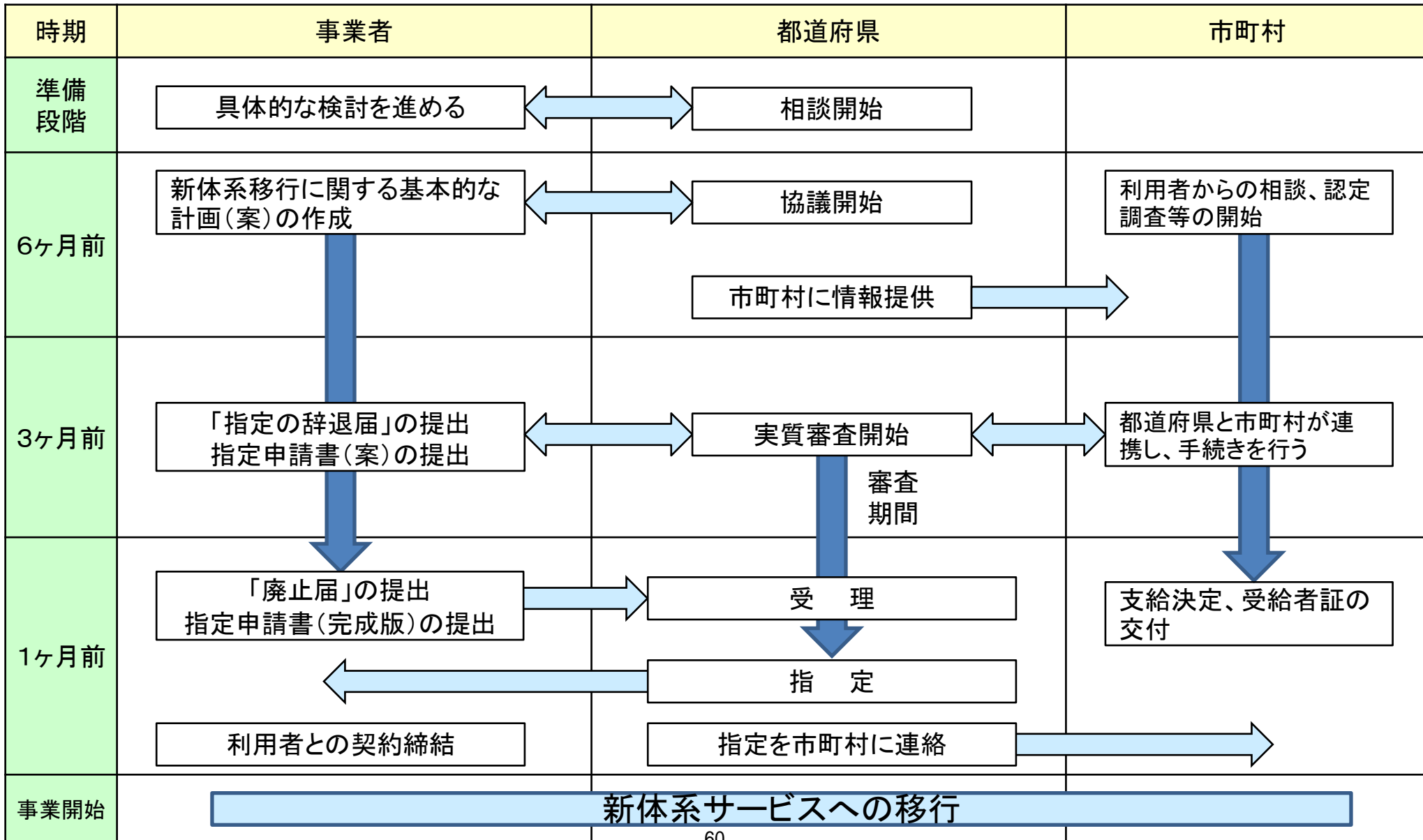
- ・事務責任者の選定(新体系移行プロジェクトチーム等の設置)
- ・移行先事業について具体的な検討を進め、都道府県及び区市町村へ相談(施設整備費や基金による移行支援策の活用の相談)
- ・理事会や評議会の開催(新体系サービス移行への方向性を検討)
- ・新体系移行の具体的な計画(案)の策定に向け、移行に関する課題の整理や実施スケジュールの検討
- ・サービス管理責任者研修会への職員派遣等、移行後の人員配置の検討(職員研修も兼ねつつ新体系移行に向けての議論開始)
- ・利用者や家族に対し、新体系の理念や移行先事業に関する説明(区市町村と連携し、適宜、障害程度区分の認定手続を進める)



時期	社会福祉法人・施設の許認可関係	施設の運営関係	利用者・家族関係
6ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ・新体系移行に関する具体的な計画(案)(サービスメニュー、定員、人員配置、移行までの事務処理スケジュール)を作成し、都道府県との協議を開始。 ・現人員体制と比較し、移行後の体制を検討(移行後の事業収支の試算、経営予測) ・必要に応じ、職員の募集や設備の改修等を開始 ・社会福祉法人定款変更申請書の作成開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、人員配置や運営方針の再検討 ・請求事務に関する相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・移行先事業について、利用者や家族への具体的な説明と同意 ・利用者や家族と個別面談を開始(随時、不安解消や事業改善に向けた意見聴取)
3ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ・「指定の辞退届」の提出 ・指定申請書(案)の提出(都道府県の実質審査の開始) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、移行後の職員体制の説明 ・移行後の職員体制の決定 	
2ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会・評議員会の開催 ・新体系移行後の事業計画・予算の承認 ・定款変更の承認 ・運営規程等の諸規程変更の承認 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用契約書、重要事項説明書、サービス利用説明書の作成 ・個別支援計画様式、諸記録様式の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・新体系サービス利用者の確定 ・利用契約書の作成 ・支給決定と受給者証の受領予定の確認
1ヶ月前	<ul style="list-style-type: none"> ・「廃止届」の提出 ・定款変更申請書の提出 ・正式な指定申請書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・新事業パンフレットの作成、ホームページの変更 ・新体系サービス移行後の会計・報酬請求実務の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ごとの個別支援計画の作成 ・利用契約の締結、重要事項説明書等の交付 ・受給者証の受領
事業開始	<ul style="list-style-type: none"> ・新体系サービス事業所の指定や定款変更の認可 	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">新体系サービスへの移行</div>	

※ 新体系移行スケジュール(例)については、あくまでも参考としての例であるため、都道府県に対する十分な確認が必要。(適宜、修正等を行い、ご利用ください。)

事業者指定のスケジュール(例)



「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について（抜粋）

〔平成22年10月8日
閣議決定〕

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策 ～新成長戦略実現に向けたステップ2～

菅内閣は、急速な円高の進行等の厳しい経済情勢にスピード感を持って対応し、デフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとしていくために、平成23年度までの政策展開を定めた「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を9月10日に決定した。

その「ステップ1」として、急速な円高、デフレ状況に対して、即効性のある雇用対策や特に需要・雇用創出効果の高い施策に重点を置き、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費（9,179億円）を活用した緊急的な対応策を実行に移したところである。同対策では、これに続く形で、「ステップ2」として、景気・雇用動向を踏まえ、必要に応じ、補正予算の編成等、機動的・弾力的な対応を行い、さらに「ステップ3」として予算や税制等、平成23年度における新成長戦略の本格実施を図ることにより、デフレ脱却と雇用を起点とした経済成長の実現を目指すこととしている。

本経済対策は、この「3段階」のステップ2を実施するものである。

（4）福祉等

誰もが地域で必要な支援を受け、自立した生活が営める環境を整備する。

<具体的な措置>

○障害福祉サービスの新体系移行の支援等

障害者関連施設等が就労支援等の新体系サービスへ移行するための施設改修等を推進する。

障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業の拡充について

基金事業の経過

- 障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、新法体系での事業への円滑な移行を促進すること等を目的として、平成18年度補正予算により各都道府県に基金を創設したところ。(補正予算額960億円:平成20年度まで)
- 平成20年度補正予算においては、事業所支援及び新法移行支援等の観点から、基金の延長及び積増しの措置を講じたところ。(補正予算額855億円:平成23年度まで延長)
- 平成21年度補正予算においては、更なる基金の積増しを行い、福祉・介護人材の処遇改善等を図り、障害者の自立支援を推進することとしたところ。(補正予算額:1,523億円)



H22補正予算における対応

障害者の地域生活を支援するため、施設サービスの昼夜分離や就労支援等の新体系サービスへの移行に必要な施設改修や設備の充実を推進するとともに、発達障害者に対する情報支援の普及や障害者自立支援機器の開発・普及を図るため、障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しを行う。

※基金の区分間流用ができるよう執行の弾力化を行う。

基金の積み増し 39億円

- 1 新体系サービスへの移行の際に必要な備品購入等の設備整備
- 2 新体系サービスへの移行のための整備
- 3 発達障害者に対する情報支援体制の整備
- 4 障害者自立支援機器普及促進事業

障害者自立支援基盤整備事業のQ&A(案)

Q 平成23年度より、障害者グループホーム、ケアホーム（賃貸物件）の改修整備が障害者就労訓練設備等整備事業より組み替えとなったが、消防設備の整備の取扱い如何。

- A 障害者就労訓練設備等整備事業において、グループホーム、ケアホーム（以下、「グループホーム等」）の消防設備については改修整備として補助対象としていたことから、改修の④「障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム等の改修整備（賃貸物件）」にて対象として差し支えない。
- また、消防法令上の設置義務がないグループホーム等の消防設備についても、消防署の助言・指導等から真に必要と認めるものについては、同様に、改修の④にて対象として差し支えない。
- なお、グループホーム等以外の消防設備については、従前通り、改修の②「ケアホーム、グループホーム等に対する消防法令上必要とされる消防設備の整備」にて対象とする。

< 障害福祉課福祉財政係 >

平成22年度補正予算 発達障害者に対する情報支援体制の整備

(障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しにて対応)

発達障害の特性を勘案し、市町村等で用いられている書類の音声化等を実施することにより、【114百万円】
発達障害者に対する情報支援体制を整備する。

※ 発達障害者の中には、書かれたものの内容を読み取ることや文字を書くことが障害のために極端に苦手であって(読み書き障害)、日常生活上の不利益を被る者がいる。

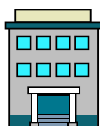
市役所等において、発達障害の特性を勘案し確実に情報が提供される環境の整備

【 都道府県 】

発達障害者支援センターやNPO法人等の当事者団体と連携して、発達障害に対する情報支援体制を整備。

都道府県

- ・書類の音声化等のための機器の整備
- ・発達障害の特性を勘案した情報提供の支援についての啓発 など



発達障害者支援センター

NPO(当事者団体等)

【 窓口 】

市役所等の窓口における
情報支援機器の整備等

(例)



- 読み取り支援ソフト
音声と同時に画像・テキスト・文章をシンクロさせて表示することにより、読むことが困難な者も書かれている内容をわかりやすくするもの。



- コミュニケーションボード
言葉によるコミュニケーションが苦手な者に対して、絵記号などわかりやすい方法によりコミュニケーションを行うもの。



- 音声化機器
テキスト化された文章を指定する箇所ごとに音声で読み上げ、長文の文章等をわかりやすく 聞くためのもの。

情報の確実な
伝達を図る。

発達障害者

※ 国においては、この取組の拡大を図るため、既存の研修会等を活用して、情報支援体制の整備に関する周知と使用方法等の研修を都道府県等(発達障害者支援センター)に対し実施する予定。

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業について

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業の概要

障害者又は障害児が、近隣において障害者自立支援法に基づく自立訓練、児童デイサービス又は短期入所を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とするもの。

※ 生活介護については、平成22年度に「基準該当生活介護」として全国展開済み

⇒ 弊害調査の結果を踏まえ、以下のとおりの取り扱いとする予定。

○ 短期入所に係る事業の全国展開について

- ・ 短期入所については、特に大きな弊害は認められなかった。
→ 「基準該当短期入所」として全国展開予定。

○ 平成23年度以降の事業の要件について

- ・ 自立訓練については、本来訓練として求められているサービスの質の確保が課題。
→ 一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を条件に付与し、来年度も特区として実施。
- ・ 児童デイサービスについては、平成22年度から、一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を要件としたが、利用実績が少なく、弊害の有無の検証が困難。
→ 来年度も一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等を要件として、特区として実施。

特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見

平成22年度

平成23年2月7日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」）は、構造改革特別区域基本方針に基づき、構造改革特別区域制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長に意見を述べることとされている。

当委員会は、平成22年度に評価時期を迎えた規制の特例措置について評価を行い、以下の通り、意見を取りまとめた。

2. 平成22年度の評価について

(1) 評価の進め方

平成22年度の評価の対象となった規制の特例措置について、医療・福祉・労働部会、地域活性化部会の両専門部会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者から現場の声を広く聴取し、主に全国展開を行うことの効果について調査を行うとともに、規制所管省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを行い、専門的かつ集中的な検討を行った。

両部会におけるこれらの検討結果については、両部会から当委員会に報告の上、これを基に意見集約を行い、当委員会としての意見を取りまとめた。

(2) 評価の概要

平成22年度の評価の対象となった5特例措置のうち、2特例措置については全国展開（一部全国展開を含む）、2特例措置については特区において当分の間存続、1特例措置については再度適切な時期に評価することとした。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙に記すが、概要は以下の通りである。

- 「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業（933）」については、特段の弊害が生じていないと判断され、①施設と消防署が相談した上で避難マニュアルを作成し、都道府県が当該マニュアルの内容を確認すること、②日中及び夜間に避難訓練を実施すること、③地域住民との避難時の協力体制を確保することを条件として全国展開すべきとの意見とした。
- 「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業（934）」のうち、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開にあたって懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討等を進めた上で、引き続き検証することとする一方、特段の弊害が生じていないと判断される短期入所については、全国展開すべきとの意見とした。

- 「特定農業者による特定酒類の製造事業（707（708））」の一部（果実酒に関する事項）と「特産酒類の製造事業（709）」については、国税当局と地方公共団体の連携が図られているほか、地域の雇用の創出、交流人口の増加に寄与するとともに、地域の魅力の向上が期待される等、地域の活性化としての意義が大きいと認められることから、特区において当分の間存続すべきとの意見とした。これを踏まえ、規制所管省庁においては、引き続き地方公共団体と連携を図りつつ、申請や記帳等の手続きについて説明会を行うなど、個々の事情に応じて適切に対応するよう、各税務署に対して周知徹底するよう求めているところである。
- 「地方公務員に係る臨時的任用事業（409）」については、本特例措置に関連する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下、「任期付任用法」）の周知を徹底した上で、制度の運用状況や地域内の雇用における効果等の分析が必要である等の事情を踏まえ、再度評価を行うとの意見とした。規制所管省庁に対しては、任期付任用法の活用事例等の周知普及を積極的に図るなど、必要な取組を求めているところである。

3. おわりに

地域主権改革と地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられるなか、構造改革特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、提案主体や認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、規制所管省庁におかれては、より精力的に特例措置の創設・拡充及び全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

なお、特例措置による事業の適切な実施に当たっては、特区の計画主体でもある地方公共団体による的確な状況把握や連携・サポート体制が不可欠となることから、認定地方公共団体におかれても、より一層主体的な取組とご協力をお願いしたい。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体や実施主体の方々を始め、各方面からの多大なるご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

平成22年度評価意見について

特例措置 番号	特例事項名	所管省庁	措置区分	評価意見
409	地方公務員に係る臨時的任用事業	総務省	法律	その他(平成24年度以降に評価をおこなう。)
707 (708)	特定農業者による特定酒類の製造事業の一部(果実酒に関する事項)	財務省	法律	特区において当分の間存続
709	特産酒類の製造事業	財務省	法律	特区において当分の間存続
933	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業	厚生労働省	省令	地域を限定することなく全国において実施
934	<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業</u>	厚生労働省	省令	短期入所については、地域を限定することなく全国において実施し、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開にむけて、平成23年度に評価を行う

評価意見

①	別表1の番号	934
②	特定事業の名称	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業
③	措置区分	省令
④	特区における規制の特例措置の内容	障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。
⑤	評価	短期入所については、地域を限定することなく全国において実施し、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開に向けて、平成23年度に評価を行う。
⑥	⑤の評価の判断の理由等	短期入所については、全国展開にあたって弊害は認められない。しかし、児童デイサービス及び自立訓練については、全国展開にあたって懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討等を進めた上で、引き続き検証する必要がある。
⑦	今後の対応方針	<p>規制所管省庁によれば、本特例措置の実施状況に係る弊害の発生に関する調査の結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所については、特に大きな弊害は認められなかったことから、必要な準備を行った上で、「基準該当短期入所」として全国展開することとする。また、都道府県に対して、当該事業所にも職員研修の開催案内を行うよう周知する。 ・児童デイサービスについては、昨年度の評価を踏まえ、個別支援計画の策定等を条件として追加したところ、本年度の調査期間中の実績は1事業所、3人のみであり、弊害の有無の検証が困難であることから、今回は全国化を見送る。 ・自立訓練については、本来求められている身体機能又は生活能力の維持、向上等のための訓練という観点から課題が多いことから、来年度は、個別支援計画の策定等を条件に付し、再度調査を行った上で全国化の可否を判断する。とのことであった。 <p>評価・調査委員会による調査では、本特定事業を継続的に実施することにより、利用する障害者などの表情が明るくなり笑顔が増えた、家族にとってもサービスが利用しやすくなり安心に繋がった、といった効果があがっているほか、介護事業者のノウハウが蓄積されて利用者へのサービス向上に繋がり、利用者と受入地域の交流や理解が深まっているケースが多く、事故も発生していないことが認められる。</p> <p>以上より、短期入所については、基準該当短期入所として全国展開した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童デイサービスについては、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成23年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。 ・自立訓練については、規制所管省庁において一定の研修を受けた者による個別支援計画の策定等の条件を付与し、引き続き検証を行い、その結果を踏まえて平成23年度に評価を行い、本特例措置の全国展開について結論を得る。 <p>なお、内閣官房及び規制所管省庁は、構造改革特別区域基本方針に定められたそれぞれの役割に基づき、連携して、地方公共団体をはじめとする関係者に対し、本特例措置について、一層の周知や情報提供に努めること。</p>
⑧	全国展開の実施内容	短期入所については、「基準該当短期入所」として特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
⑨	全国展開の実施時期	平成23年度できるだけ速やかに措置。

特区934 担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」について

平素から障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」につきましては、昨年11月にご協力いただいた弊害調査の結果等を踏まえ、構造改革特別区域推進本部改革評価・調査委員会において評価が行われた上で、今後の対応方針につき、構造改革特別区域推進本部において決定される予定です。

このような状況でありますので、まだ現時点において今後の対応方針が確定したのではありませんが、その前段階である構造改革特別区域推進本部改革評価・調査委員会医療・福祉・労働部会の審議において、規制所管省庁である厚生労働省からは、指定小規模多機能型居宅介護事業所において自立訓練を実施する場合には、個別支援計画（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）第162条及び第171条において準用する第58条に規定する自立訓練（機能訓練）計画及び自立訓練（生活訓練）計画に相当するものをいう。以下同じ。）の策定及び個別支援計画を策定する者が必要な研修を受講することを求めていくことが必要と考えている旨を報告し、今後は、当該報告を基に評価意見を議論することとなると予想されます。

そこで、来年度、指定小規模多機能型居宅介護事業所において自立訓練を実施する場合には、以下の点についてご留意していただいた上で、構造改革特別区域推進本部における今後の対応方針の決定後速やかに対応できるよう、必要な準備を進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

- 1 各指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して、自立訓練を受ける障害者ごとに、個別支援計画を策定させること。
- 2 個別支援計画を策定する者に対して、あらかじめ、「サービス管理責任者研修事業の

実施について」(平成18年8月30日障発0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「「サービス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義(3時間)」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習(10時間)」に相当する研修を受講させること。(自立訓練(機能訓練)を実施する場合は地域生活(身体)分野、自立訓練(生活訓練)を実施する場合は地域生活(知的・精神)分野をそれぞれ受講させること。)

- 3 平成23年度においては、個別支援計画を策定する者が上記2の研修を早期に受講できるよう県とも十分に調整するとともに、その者が当該研修を受講し、個別支援計画を策定して事業を実施するなど、全国展開を行った場合に発生する弊害等に係る評価等が年度内に適切にできるような体制を準備すること。(今年度の児童デイサービスの時と同様に、来年度の早い時期に個別支援計画の策定を義務づけることが見込まれるため、特に現時点で自立訓練を実施している指定小規模多機能型居宅介護事業所がある特区においては、利用者が不利益を被ることがないように、県及び事業所と調整し、今年度末もしくは来年度の早い時期に上記2の研修を受講できることが望ましい。)

今後、上記の方向性につき変更等があれば、速やかにご連絡いたします。

なお、以上のことについては、内閣府構造改革特区担当室とも協議済みであることを申し添えます。

(問い合わせ先)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室
地域移行支援係
Tel 03-5253-1111 (代表) (内線3149)

サービス管理責任者資格要件弾力化事業について

サービス管理責任者資格要件弾力化事業の概要

地方公共団体が、サービス管理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合(注)に、サービス管理責任者の資格要件のうち、実務経験年数の要件を緩和するもの。

(注:本事業を実施する構造改革特別区域の属する都道府県の知事が、当該構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であるため障害福祉サービスの提供が困難であると認めた場合に限る。)

○ 特例を設ける趣旨について

- ・ サービス管理責任者の確保を容易にすることで、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設(新体系サービス)への移行の促進を図るもの。

○ 緩和の内容について

- ・ 「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第544号)において定めているサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ短縮。

○ 当該特区事業の認定に必要な書類について

- ・ 構造改革特別区域計画のほか、設定する特別区域内において、サービス管理者の確保が困難であり、そのために障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の提供が困難となっていることが認められる資料等。

○ 平成23年度以降について

- ・ 本事業は昨年9月から実施しており、一定期間経過後に弊害の有無について検証する予定。
→ 検証結果を踏まえ、全国展開等について検討。

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る 臨時提案等に対する政府の対応方針

平成 22 年 6 月 2 日
構造改革特別区域推進本部

政府は、昨年 12 月 8 日にとりまとめた「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環として、本年 3 月末までの間、構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度に係る規制の特例措置に関する提案を臨時に募集し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）の諮問を受けて、評価・調査委員会で、未実現の提案に係る調査審議を行い、本年 3 月 26 日に本部長に意見が提出された。

これらを踏まえ、以下の対応方針をとることとする。

1. 特区の臨時提案に対する政府の対応方針

(1) 新たに特区において講じるべき規制の特例措置

新たに特区において講じるべき規制の特例措置は、別表 1 のとおりである。

(2) 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表 2 のとおりである。

(3) 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等は、別表 3 のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

(4) その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

2. 未実現の提案に係る調査審議及び今後の政府の対応方針

構造改革特別区域推進本部は、別表 4 に掲げる評価・調査委員会の調査審議意見については、これを最大限尊重し対応することとする。

別表1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
936	保育所における看護師配置補助要件の緩和	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条 平成10年4月9日付け児発第305号厚生局児童家庭局長通知	乳児を4人以上6人未満入所させる保育所については、保育士定数に関し、新たに、看護師等を1人に限って保育士とみなして算入することが可能となるよう、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
937	NPO法人による職業紹介	職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条の4、第51条の2	ハローワークインターネットサービスにおいて事業所名が非公開の求人についても、無料職業紹介事業を行うNPO法人からの要請に応じ、当該法人に情報提供することに関し、事業主の了解が得られた求人を提供する方策について、その具体的な方法の検討を行い、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
938	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に配置が義務づけられているサービス管理責任者の資格要件の緩和	障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第43条 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令) 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示)	都道府県知事が、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の遂行が困難であると認める場合におけるサービス管理責任者の資格要件に係る実務経験の緩和について、特区において必要な措置を講ずる。	厚生労働省
1223	自動車運搬用フルトレーラ連結長の規制緩和	道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2 バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて(平成6年9月8日建設省道交発第70号)	道路構造の保全や交通の危険防止のため、車両諸元の明確化や通行経路及び通行時間帯等の条件設定、特区措置後の状況把握方法等について検討の上、自動車運搬用フルトレーラ連結長に係る規制緩和について、特区において必要な措置を講ずる。	国土交通省

(注)規制所管省庁においては、法令等の案を作成するに当たり、構造改革特区における地域特性を含めた法制上の整理を行った上で、基本方針及び上記別表に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

障 発 0 9 0 7 第 6 号
平 成 2 2 年 9 月 7 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

構造改革特別区域における「サービス管理責任者の資格要件弾力化事業」
について

「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める件」（平成22年厚生労働省告示第340号）が平成22年9月7日に告示され、同日から適用されたところであるが、その内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市（区）町村に対して周知徹底を図るとともに、その円滑な実施に特段の御配慮をお願いする。

記

第1 告示の趣旨

「『明日の安心と成長のための緊急経済対策』における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針」（平成22年6月2日構造改革特別区域推進本部決定）において、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所に配置が義務づけられているサービス管理責任者の資格要件の緩和」が新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置として決定された。

これを受けて、サービス管理責任者の資格要件を定める「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者資格要件告示」という。）の特例に関する措置を定めるものである。

第2 告示の概要

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法（平成17年法律第1

23号)に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であると認めた場合(同区域の属する都道府県の知事が、そのことにつき同意している場合に限る。)に、法第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、認定を受けることとする。

当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域に所在する事業所又は施設により行われる障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の資格要件について、サービス管理責任者資格要件告示が定める実務経験の年数に係る規定の適用は、次のとおりとすること。

サービス管理責任者資格要件告示中の該当条項	実務経験期間の種類	サービス管理責任者資格要件告示が定める実務経験年数	特例措置における実務経験年数
一.イ(1)(一)a	相談支援の業務等に従事した期間	通算して 5年以上	通算して 3年以上
一.イ(1)(一)b	社会福祉主事任用資格者等が、直接支援の業務に従事した期間		
一.イ(1)(一)c	社会福祉主事任用資格者等でないものが、直接支援の業務に従事した期間	通算して 10年以上	通算して 5年以上
一.イ(1)(一)d	相談支援の業務等に従事した期間及び直接支援の業務に従事した期間が通算して3年以上の者が、医師等の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	通算して 5年以上	通算して 3年以上

第3 その他留意事項

「サービス管理責任者の資格要件弾力化事業」に係る構造改革特別区域計画の認定の申請をするに当たっては、別途、内閣府が示す「構造改革特区計画認定申請マニュアル」を参照されたい。

また、当該事業について、本年9月下旬に実施される予定の構造改革特別区域計画第24回認定申請の受付期間から申請が可能となるので、御留意願いたい。

938 サービス管理責任者の資格要件弾力化事業

1. 特例を設ける趣旨

現在、平成24年3月を期限として、旧法指定施設等（旧体系事業所）から障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設（新体系サービス）への移行が進められているところです。

この障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所等については、職員配置基準においてサービス管理責任者の配置が義務づけられているところです。

今回の特例は、サービス管理責任者の実務経験年数の要件を緩和することにより、サービス管理責任者の確保を容易にし、新体系サービスへの移行の促進を図るものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が設定する構造改革特別区域内において、都道府県知事がサービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であると認めた場合に、サービス管理責任者の実務経験年数の要件を緩和します。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 本特例措置は、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号）においてサービス管理責任者の実務経験年数の要件のうち、通算5年以上と規定されているものについて通算3年以上に、通算10年以上と規定されているものについて通算5年以上にそれぞれ緩和するものです。
- (2) 市町村において申請を行う場合には、都道府県知事に協議し、当該市町村が設定する構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の実務経験年数の要件を満たす者の不足等により、その確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であることの同意を得るものとします。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画の記載にあたって特に留意すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画において、基本方針の「特例措置の内容」に記載する要件を満

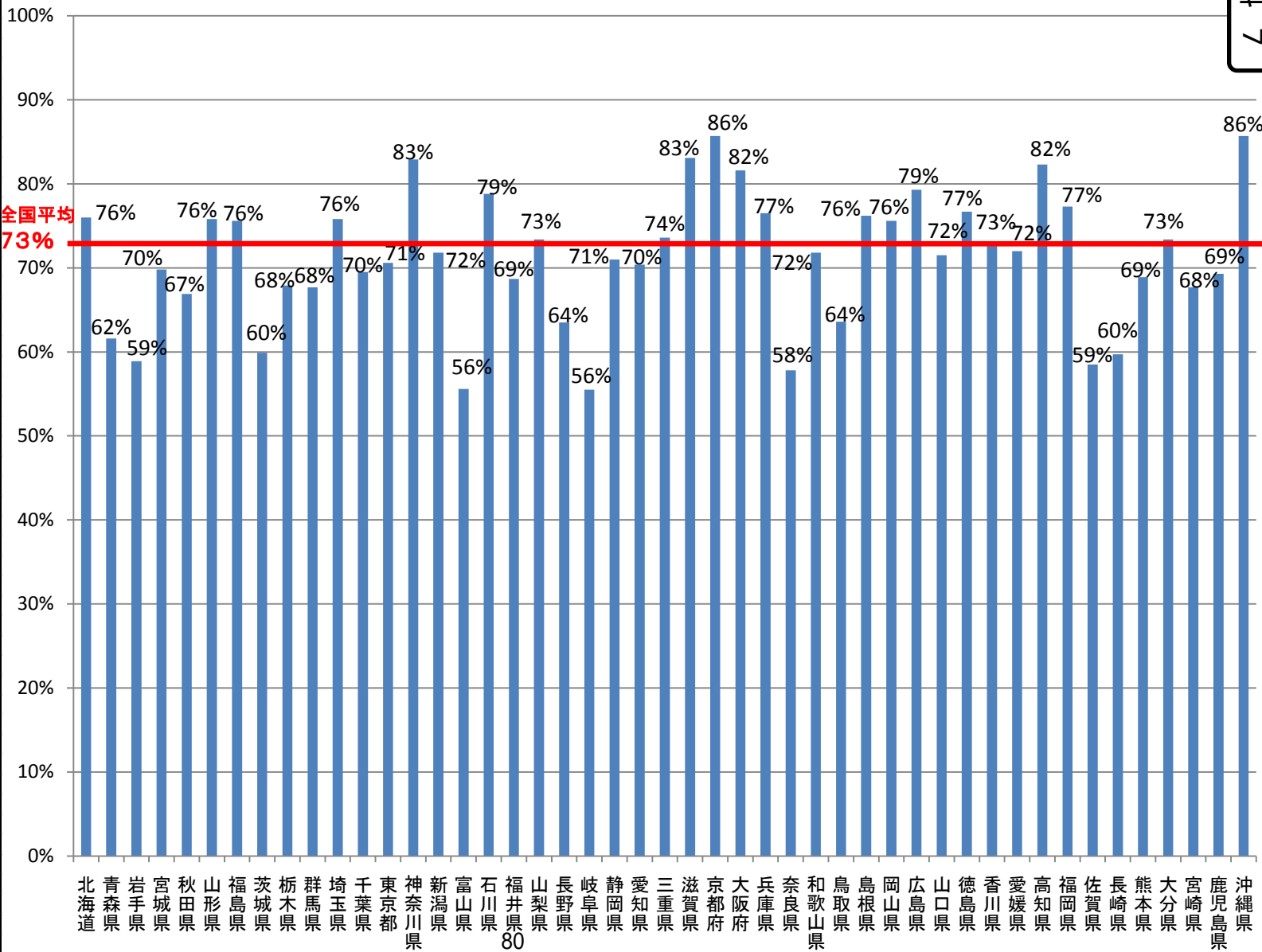
たしていることを具体的に記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

市町村が当該特例に係る申請を行う場合には、当該市町村が設定する構造改革特別区域内において、サービス管理責任者の確保が困難であることから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の遂行が困難であることを都道府県知事が認める旨の書類（様式任意）を添付してください。

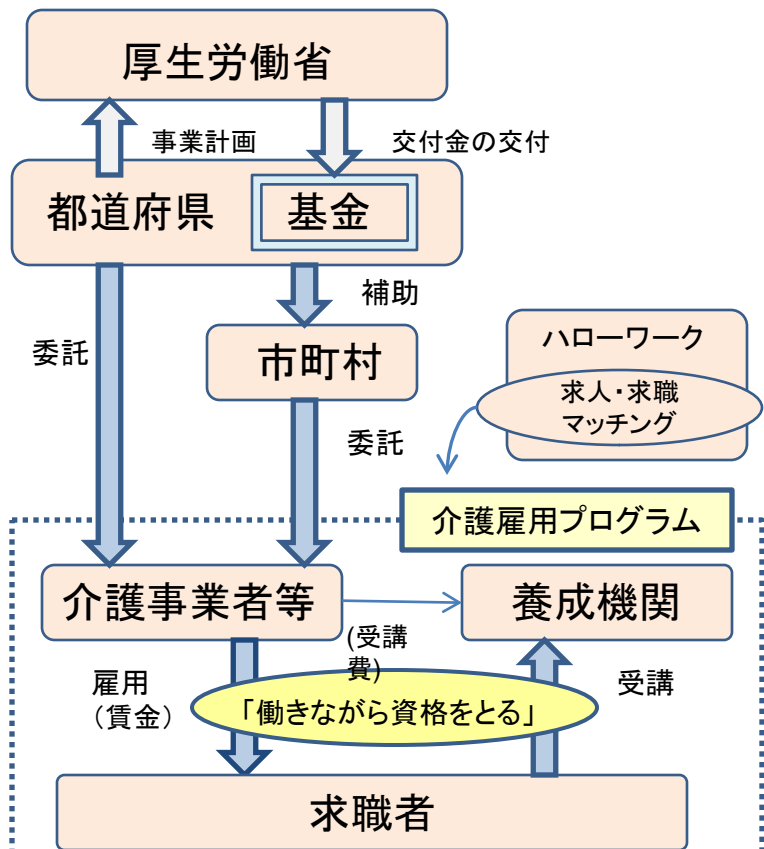
福祉・介護人材の処遇改善事業の申請率（平成22年11月現在）

都道府県名	平均
1 北海道	76%
2 青森県	62%
3 岩手県	59%
4 宮城県	70%
5 秋田県	67%
6 山形県	76%
7 福島県	76%
8 茨城県	60%
9 栃木県	68%
10 群馬県	68%
11 埼玉県	76%
12 千葉県	70%
13 東京都	71%
14 神奈川県	83%
15 新潟県	72%
16 富山県	56%
17 石川県	79%
18 福井県	69%
19 山梨県	73%
20 長野県	64%
21 岐阜県	56%
22 静岡県	71%
23 愛知県	70%
24 三重県	74%
25 滋賀県	83%
26 京都府	86%
27 大阪府	82%
28 兵庫県	77%
29 奈良県	58%
30 和歌山県	72%
31 鳥取県	64%
32 島根県	76%
33 岡山県	76%
34 広島県	79%
35 山口県	72%
36 徳島県	77%
37 香川県	73%
38 愛媛県	72%
39 高知県	82%
40 福岡県	77%
41 佐賀県	59%
42 長崎県	60%
43 熊本県	69%
44 大分県	73%
45 宮崎県	68%
46 鹿児島県	69%
47 沖縄県	86%
全体平均	73%



「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

事業のスキーム(重点分野雇用創造事業を活用)



事業のアウトライン

○求職者が、養成機関での受講時間も含めて給与を得て働きながら介護資格を取得するプログラム。

- ・ 地方公共団体から委託を受けた介護事業者等が、1年以内(介護福祉士を目指す場合は1回更新可で、最長2年)の雇用契約で採用
- ・ その間、プログラム利用者は養成機関に通って、ホームヘルパーや介護福祉士の資格を取得することが可能
(ホームヘルパー2級の場合130時間の講義、介護福祉士の場合2年間で1800時間の講義を受講)
- ・ 講座受講のない日時は、事業所で働く
- ・ 資格取得後も、雇用契約終了まで、事業所で働く

※ 重点分野雇用創造事業を活用し、各地方公共団体で事業計画を策定し、事業を実施

※ 当該基金事業の要件として、事業費に占める人件費割合は1/2以上

プログラムのメリット

- プログラム利用者
 - ・ 養成機関の受講料負担なし
 - ・ 養成機関に通っている時間も給与支払いあり
- 介護事業者等
 - ・ 地方自治体からの委託で事業費(人件費、研修費等)の支給
 - ・ 介護事業者等の負担無く、養成講座を受講させられる
- 養成機関
 - ・ 対象者が既に介護事業者等に雇い入れられているため、実習先として、当該施設の協力が得られやすくなる

雇用創出・人材育成

重点分野雇用創造事業

概要

- 雇用失業情勢が厳しい中で、介護、医療、農林、環境等成長分野として期待されている分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域ニーズに応じた人材を育成し雇用に結びつけるための事業を実施。
- 地方公共団体は、基金を財源に、一定の要件を満たす事業を民間企業、NPO、社会福祉法人等に委託。受託した民間企業等は、求職者を新たに雇い入れ、事業を実施。人件費を含む事業費は、委託費として支給。
- 未就職卒業者を含む若者の雇用・人材育成や、介護・医療分野の事業を重点的に推進。

【事業の規模】

3,500億円

(21年度2次補正 1,500億円
22年度予備費 1,000億円
22年度補正予算 1,000億円)

【対象期間】

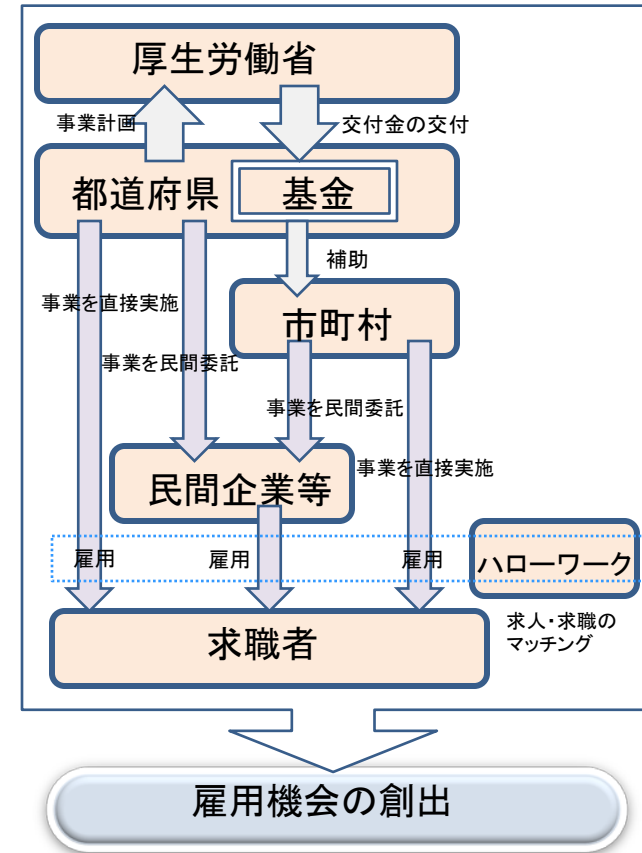
平成23年度末まで
(一部24年度まで継続)

☆ 重点分野雇用創出事業

- 成長分野として期待されている分野において、地域の求職者に対し、新たな雇用機会を創出する事業。
- ①介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究分野、②各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業が対象。
- 雇用期間は1年以内。
- 事業費に占める新規に雇用した失業者の人件費割合は1/2以上。

☆ 地域人材育成事業

- 地域の求職者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、就業に必要な知識・技術をOFF-JT(講義等)、OJT(職場実習等)により習得させ、地域ニーズに応じた人材を育成し、雇用に結びつける事業。
- 上記①の7分野及び各地方公共団体が設定する地域の成長分野としてニーズが高い分野に該当する事業が対象。
- 受託した企業、NPO等は、あらかじめ雇用期間中の研修計画を作成。雇用期間は1年以内。
- 事業費に占める新規に雇用した失業者の人件費割合は1/2以上。研修に係る費用はOFF-JT、OJTに要する費用とする。⁸²



障害者就労施設における農業分野への取組み (障害者福祉施策と農業施策の連携)

障害者福祉サービス事業者

多くの障害者施設において、農園芸活動が行われており、稲作や畑作(野菜、果樹、花卉栽培)、畜産(養鶏、養豚)、農産加工から販売など幅広い分野で取り組まれている。
※約3,300施設のうち671施設(H20.3全国社会就労センター協議会調)

取り組む理由

- ① 障害程度に応じた作業が可能
- ② 自然や動植物とのふれあいによる情緒安定(心身回復・リハビリ効果)
- ③ 一般就労に向けた体力・精神面での訓練など

農家

- ・高齢化や過疎化により減り続けている・農業従事者の確保
- ・耕作放棄地の活用
- ・自給率の向上

農業法人等の障害者受入のメリット

- ① 単純作業の補助労働力
- ② 農業として障害者の雇用促進という社会的要請に貢献

障害者の就労を支援する福祉関係者から、農業関係者に対し、農業分野全般について、具体的な知識、技術の伝授や農地を利用したいとの声がある。

- ・障害者への指導に当たって必要な知識等を得たいため
- ・生産量の安定・確保・拡大のため
- ・販路の拡大、経営の安定のため
- ・障害者の工賃アップを図るため

障害者雇用に不安や心配、課題。

- ・障害者に適した業務がわからない
- ・障害者の事故や怪我が心配
- ・障害者のための環境整備

連携(案)

- 行政レベル:福祉部局と農業部局の連携(連絡会議の開催、関係情報の連携・交換)
 - ・農業関係者に対する理解促進、啓発活動、情報提供→研修会、セミナーの実施、HPを活用した情報の提供
- 障害者福祉サービス事業者と農業法人等の連携
 - ・耕作放棄地を活用し農業法人等による指導→訓練・実習を通じた、障害者雇用の促進、就労の場の拡大

平成22年度障害者就業・生活支援センター 一覧 (計272センター)

(平成23年1月4日現在)

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
北海道	札幌障がい者就業・生活支援センター たすく	(社福)愛和福祉会	060-0807	札幌市北区北7条西1-1-18 丸増ビル301号室	011-728-2000
	小樽後志地域障がい者就業・生活支援センター ひろば	(社福)後志報恩会	047-0024	小樽市花園2-6-7 プラムビル3階	0134-31-3636
	道南しょうがい者就業・生活支援センター すてっぷ	(社福)侑愛会	041-0802	函館市石川町41-3	0138-34-7177
	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター ぶれん	(社福)釧路のぞみ協会	085-0006	釧路市双葉町17-18	0154-65-6500
	十勝障害者就業・生活支援センター だいち	(社福)慧誠会	080-0016	帯広市西6条南6-3 ソネビル2階	0155-24-8989
	空知しょうがい者就業・生活支援センター ひびき	(社福)北海道光生会	072-0017	美唄市東6条南1-5-1	0126-66-1077
	オホーツク障害者就業・生活支援センター あおぞら	(社福)川東の里	090-0040	北見市大通西2-1	0157-69-0088
	上川中南部障害者就業・生活支援センター きたのまち	(社福)旭川旭親会	078-8329	旭川市宮前通東4155-30 おびつた1階	0166-38-1001
	胆振日高障がい者就業・生活支援センター すて〜じ	(社福)北海道社会福祉事業団	052-0014	伊達市舟岡町334-9 あいぶらざ1階	0142-82-3930
	石狩障がい者就業・生活支援センター のいける	(社福)はるにれの里	061-3282	石狩市花畔2条1-9-1 北ガスプラザ石狩2階	0133-76-6767
道北障害者就業・生活支援センター いきぬき	(社福)道北センター福祉会	096-0011	名寄市西1条南8-19-2	01654-2-6168	
青森県	津軽障害者就業・生活支援センター	(社福)七峰会	036-1321	弘前市大字熊嶋字亀田184-1	0172-82-4524
	青森藤チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)藤聖母園	030-0841	青森市奥野2-25-9	017-722-3013
	障害者就業・生活支援センター みなと	(医)清照会	031-0041	八戸市廿三日町18	0178-44-0201
	障害者就業・生活支援センター 月見野	(社福)健誠会	038-2816	つがる市森田町森田月見野473-2	0173-26-4242
	障害者就業・生活支援センター みさわ	(財)こころすこやか財団	033-0052	三沢市本町1-62-9	0176-27-6738
岩手県	胆江障害者就業・生活支援センター	(社福)愛護会	023-0824	奥州市水沢区台町6-28	0197-51-6306
	宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)若竹会	027-0073	宮古市緑ヶ丘2-3 はあとふるセンターみやこ内	0193-71-1245
	盛岡広域障害者就業・生活支援センター	(社福)千晶会	020-0015	盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター2階	019-605-8822
	一関広域障害者就業・生活支援センター	(社福)平成会	029-0131	一関市狐禅寺宇石の瀬61-3	0191-34-9100
	久慈地区チャレンジド就業・生活支援センター	(社福)修倫会	028-0061	久慈市中央4-34	0194-66-8585
	岩手中部障がい者就業・生活支援センター しごとネットさくら	(社福)岩手県社会福祉事業団	024-0092	北上市本通り2-1-10	0197-63-5791
	二戸圏域チャレンジド就業・生活支援センター カシオペア	(NPO)カシオペア障連	028-6103	二戸市石切所宇川原28-7	0195-26-8012
	気仙障がい者就業・生活支援センター	(社福)大洋会	022-0003	大船渡市盛町宇東町11-12	0192-27-0833

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
宮城県	石巻地域就業・生活支援センター	(社福)石巻祥心会	986-0861	石巻市蛇田字小斎24-1 コスモス内	0225-95-6424
	県北地域福祉サービスセンター 障害者就業・生活支援センター Link	(社福)宮城県社会福祉協議会	989-6162	大崎市古川駅前大通1-5-18 ふるさとプラザ2階	0229-21-0266
	県南障害者就業・生活支援センター コノコノ	(社福)白石陽光園	989-0225	白石市東町2-2-33	0224-25-7303
	障害者就業・生活支援センター わ〜く	(社福)宮城県社会福祉協議会	989-2432	岩沼市中央2-5-26	0223-25-4580
	障害者就業・生活支援センター ゆい	(社福)恵泉会	987-0511	登米市迫町佐沼字中江1-10-4	0220-21-1011
	障害者就業・生活支援センター かなえ	(社福)洗心会	988-0002	気仙沼市錦町2-5-10	0226-24-5161
秋田県	秋田県南障害者就業・生活支援センター	(社福)慈泉会	019-1404	仙北郡美郷町六郷字熊野213-1	0187-84-1208
	ウエルビューいずみ障害者就業・生活支援センター	(社福)いずみ会	010-0817	秋田市泉菅野2-17-27	018-896-7088
	秋田県北障害者就業・生活支援センター	(社福)大館圏域ふくし会	017-0897	大館市字三ノ丸103-4 大館市総合福祉センター2階	0186-57-8225
山形県	置賜障害者就業・生活支援センター	(社福)山形県社会福祉事業団	993-0016	長井市台町4-24	0238-88-5357
	村山障害者就業・生活支援センター ジョブサポートばる	(社福)山形県社会福祉事業団	990-0861	山形市江俣1-9-26	023-682-0210
	庄内障害者就業・生活支援センター サポートセンターかでの	(社福)山形県社会福祉事業団	998-0865	酒田市北新橋1-1-18	0234-24-1236
福島県	いわき障害者就業・生活支援センター	(社福)いわき福音協会	970-8026	いわき市平字堂ノ前2	0246-24-1588
	県中地域障害者就業・生活支援センター	(社福)ほっと福祉記念会	963-8803	郡山市横塚3-4-21	024-941-0570
	会津障害者就業・生活支援センター ふろんていあ	(社福)若樹会	965-0006	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88-4	0242-85-6592
	相双障害者就業・生活支援センター	(社福)福島県福祉事業協会	976-0021	南相馬市原町区桜井町1-77-2	0244-24-3553
	県南障がい者就業・生活支援センター	(社福)福島県社会福祉事業団	961-0905	白河市本町2 マイタウン白河2階	0248-23-8031
	県北障害者就業・生活支援センター	(社福)つばさ福祉会	960-8164	福島市八木田字並柳41-5	024-529-6800
茨城県	水戸地区障害者就業・生活支援センター	(社福)水戸市社会福祉事業団	311-4141	水戸市赤塚1-1 ミオスビル2階	029-309-6630
	障害者就業・生活支援センター なかま	(社福)慶育会	308-0811	筑西市茂田1740	0296-22-5532
	障害者就業・生活支援センター かい	(社福)白銀会	315-0005	石岡市鹿の子4-16-52	0299-22-3215
	障害者就業・生活支援センター かすみ	(社)茨城県雇用開発協会	300-0053	土浦市真鍋新町1-14	029-827-1104
	かしま障害者就業・生活支援センター まつぼっくり	(社福)鹿島育成園	314-0032	鹿嶋市宮下2-1-24	0299-82-6475
	つくばLSC障害者就業・生活支援センター	(社福)創志会	300-2645	つくば市上郷7563-67	029-847-8000
	障がい者就業・生活支援センター KUINA	(社福)町にくらす会	312-0004	ひたちなか市長砂1561-4	029-202-0777
	障害者就業・生活支援センター 慈光倶楽部	(社福)慈光学園	306-0504	坂東市生子1617	0280-88-7690

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
栃木県	県南圏域障害者就業・生活支援センター めーぶる	(社福)せせらぎ会	321-0201	下都賀郡壬生町大字安塚2032 せせらぎ会通勤寮かえで寮内	0282-86-8917
	両毛圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)足利むつみ会	326-0032	足利市真砂町1-1 栃木県安足健康福祉センター内	0284-44-2268
	県北圏域障害者就業・生活支援センター ふれあい	(社福)とちぎ健康福祉協会	329-1312	さくら市桜野1270	028-681-6633
	県東圏域障害者就業・生活支援センター チャレンジセンター	(社福)こぶしの会	321-4305	真岡市荒町111-1	0285-85-8451
	県西圏域障害者就業・生活支援センター フィールド	(社福)希望の家	322-0007	鹿沼市武子1566 希望の家内	0289-60-2588
	宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター	(社福)飛山の里福祉会	321-0964	宇都宮市駅前通り3-4-13 森下ビル3階	028-678-3256
群馬県	障害者就業・生活支援センター エブリィ	(社福)はるな郷	370-0065	高崎市末広町115-1 高崎市総合福祉センター内	027-361-8666
	障害者支援センター わーくさぼーと	(社福)杜の舎	373-0026	太田市東本町53-20 太田公民館東別館内	0276-57-8400
	障害者就業・生活支援センター みずさわ	(社福)薫英会	370-3606	北群馬郡吉岡町上野田3480-1	0279-30-5235
	障害者就業・生活支援センター ワークセンターまえばし	(社福)すてっぷ	371-0017	前橋市日吉町2-17-10 前橋市総合福祉会館1階	027-231-7345
	障がい者就業・生活支援センター メルシー	(社福)明清会	372-0001	伊勢崎市波志江町571-1	0270-25-3390
	障害者就業支援センター トータス	(社福)かんな会	375-0014	藤岡市下栗須873-1 福祉支援センターもくせい内	0274-22-5933
埼玉県	障害者就業・生活支援センター ZAC	(NPO)東松山障害者就労支援センター	355-0013	東松山市小松原町17-19	0493-24-5658
	障害者就業・生活支援センター こだま	(社福)美里会	367-0101	児玉郡美里町大字小茂田756-3	0495-76-0055
	埼玉北障害者就業・生活支援センター	(社福)啓和会	346-0011	久喜市青毛753-1 ふれあいセンター久喜内	0480-21-3400
	秩父障がい者就業・生活支援センター キャップ	(社福)清心会	368-0051	秩父市中村町3-12-23 秩父市ふれあいセンター内	0494-22-2870
	障害者就業・生活支援センター CSA	(社福)あげお福祉会	362-0075	上尾市柏座1-1-15 プラザ館5階	048-767-8991
	障がい者就業・生活支援センター 遊谷	(社福)熊谷礎福祉会ララク遊	360-0041	熊谷市宮町2-65 熊谷市立障害福祉会館2階	048-599-1755
	障害者就業・生活支援センター かわごえ	(社福)親愛会	350-1151	川越市大字今福424	049-256-7152
	東部障がい者就業・生活支援センター みらい	(社福)草加市社会福祉事業団	340-0001	草加市柿木町1105-2	048-935-6611
	千葉県	障害者就業・生活支援センター あかね園	(社福)あひるの会	275-0024	習志野市茜浜3-4-5
障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリアセンター		(NPO)ワークス未来千葉	261-0002	千葉市美浜区新港43	043-204-2385
障害者就業・生活支援センター ビック・ハート		(社福)実のりの会	277-0005	柏市柏1-1-11 ファミリー柏3階	04-7168-3003
東総障害者就業・生活支援センター		(社福)ロザリオの聖母会	289-2513	旭市野中3825	0479-60-0211
障害者就業・生活支援センター ふる里学舎地域生活支援センター		(社福)佑啓会	290-0265	市原市今富1110-1	0436-36-7762
障害者就業・生活支援センター 就職するなら明朗塾		(社福)光明会	285-0026	佐倉市鍋木仲田町9-3	043-235-7350

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
都道府県	障害者就業・生活支援センター プリオ	(社福)ワーナーホーム	299-3211	山武郡大網白里町細草3221-4	0475-77-6511
	大久保学園就業・生活支援センター	(社福)大久保学園	274-0082	船橋市大神保町1359-7 船橋市光風みどり園内	047-457-7380
	障害者就業・生活支援センター ビック・ハート松戸	(社福)実のりの会	271-0051	松戸市馬橋3240-2	047-343-8855
	障害者就業・生活支援センター エール	(NPO)ぼびあ	292-0067	木更津市中央1-16-12	0438-42-1201
	障害者就業・生活支援センター 中里	(社福)安房広域福祉会	294-0231	館山市中里291	0470-20-7188
東京都	障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ	(社福)JHC板橋会	174-0072	板橋区南常盤台2-1-7	03-5986-7551
	障害者就業・生活支援センター アイキャリア	(NPO)障害者支援情報センター	158-0091	世田谷区中町2-21-12 なかまちNPOセンター306号	03-3705-5803
	障害者就業・生活支援センター オープナー	(社福)多摩棕櫚亭協会	186-0003	国立市富士見台1-17-4	042-577-0079
	障害者就業・生活支援センター WEL'S TOKYO	(NPO)WEL'S新木場	101-0054	千代田区神田錦町3-21 ちよだプラットフォームスクエアCN312	03-5259-8372
	障害者就業・生活支援センター TALANT	(NPO)わかかさ福祉会	192-0081	八王子市横山町25-9 ツカキスクエア3階	042-648-3278
神奈川県	障害者支援センター ぼけっと	(社福)よるべ会	250-0851	小田原市曾比1786-1 オークプラザII	0465-39-2007
	よこすか障害者就業・生活支援センター	(社福)横須賀市社会福祉事業団	238-0041	横須賀市本町2-1	046-820-1933
	障がい者就業・生活支援センター サンシティ	(社福)進和学園	254-0041	平塚市浅間町2-20	0463-37-1622
	横浜市障害者就業・生活支援センター スタート	(社福)こうよう会	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町4111 吉原ビル2階	045-869-2323
	障害者就業・生活支援センター ぼむ	(社福)県央福祉会	243-0401	海老名市東柏ヶ谷3-5-1 ウエルストーン相模野103	046-232-2444
	湘南障害者就業・生活支援センター	(社福)電機神奈川福祉センター	253-0021	茅ヶ崎市浜竹3-4-38 ミネオビル1階	0467-88-6411
	川崎障害者就業・生活支援センター	(社福)電機神奈川福祉センター	211-0063	川崎市中原区小杉町3-264-3 富士通ユニオンビル3階	044-739-1294
新潟県	障がい者就業・生活支援センター こしじ	(社福)中越福祉会	949-5411	長岡市浦4712-1	0258-92-5163
	障がい者就業・生活支援センター ハート	(社福)県央福祉会	955-0845	三条市西本願寺1-28-8	0256-35-0860
	障がい者就業・生活支援センター アシスト	(社福)のぞみの家福祉会	957-0053	新発田市中央町3-1-1	0254-23-1987
	障がい者就業・生活支援センター さくら	(社福)さくら園	943-0892	上越市寺町2-20-1 上越市福祉交流プラザ内	025-538-9087
	障がい者就業・生活支援センター らいふあっぷ	(社福)更生慈仁会	950-2076	新潟市西区上新栄町3-20-18	025-250-0210
	障がい者就業・生活支援センター あおぞら	(社福)十日町福祉会	948-0055	十日町市高山1360-2	025-752-4486
富山県	富山障害者就業・生活支援センター	(社福)セーナー苑	939-2298	富山市坂本3110 社会福祉法人セーナー苑内	076-467-5093
	高岡障害者就業・生活支援センター	(社福)たかおか万葉福祉会かたかご苑	933-0935	高岡市博労本町4-1 高岡市ふれあい福祉センター2階	0766-26-4566
	新川障害者就業・生活支援センター	(社福)新川むつみ園	939-0633	下新川郡入善町浦山新2208	0765-78-1140

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	砺波障害者就業・生活支援センター	(社福) 湊明会	939-1374	砺波市幸町1-7 富山県砺波総合庁舎内1階	0763-33-1552
石川県	金沢障害者就業・生活支援センター	(社福) 金沢市社会福祉協議会	920-0864	金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	076-231-3110
	こまつ障害者就業・生活支援センター	(社福) こまつ育成会	923-0942	小松市桜木町96-2	0761-48-5780
福井県	福井障害者就業・生活支援センター ふっとわーく	(社福) 福井県福祉事業団	910-3623	福井市島寺町67-30	0776-98-3747
	嶺南障害者就業・生活支援センター ひびき	(社福) 敦賀市社会福祉事業団	914-0135	敦賀市神楽町1-3-20	0770-20-1236
山梨県	障害者就業・生活支援センター 陽だまり	(社福) ハヶ岳名水会	408-0025	北杜市長坂町長坂下条1368-1	0551-32-0035
	すみよし障がい者就業・生活支援センター	(財) 住吉病院	400-0851	甲府市住吉4-11-5	055-221-2133
	障がい者就業・生活支援センター コピット	(社福) ぶどうの里	404-0042	甲州市塩山上於曾933-1	0553-39-8181
長野県	上小圏域障害者就業・生活支援センター シェイク	(社福) かりがね福祉会	386-0012	上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター2階	0268-27-2039
	松本圏域障害者就業・生活支援センター あるぶ	(社福) 安曇野福祉協会	399-8205	安曇野市豊科5712-1	0263-73-4664
	長野圏域障害者就業・生活支援センター ウイズ	(社福) ともしき会	380-0835	長野市新田町1485-1 もんぜんぶら座4階	026-214-3737
	飯伊圏域障害者就業・生活支援センター ほっとすまいる	(NPO) 飯伊圏域障害者総合支援センター	395-0024	飯田市東栄町3108-1 さんとびあ飯田1階	0265-24-3182
	障害者就業・生活支援センター 佐久	(社福) 佐久コスモス福祉会	385-0051	佐久市中込3100-3	0267-64-6644
	上伊那圏域障害者就業・生活支援センター きらりあ	(社福) 伊那市社会福祉協議会	396-0021	伊那市山寺1499-7	0265-74-5627
	北信圏域障害者就業・生活支援センター ぱれっと	(社福) 高水福祉会	389-2254	飯山市南町19-8 雁木ぶらざ内	0269-62-1344
	諏訪圏域障害者就業・生活支援センター すわーくらいふ	(社福) 清明会	392-0024	諏訪市小和田19-3 諏訪市総合福祉センター内	0266-54-7013
	大北圏域障害者就業・生活支援センター スクラムネット	(社福) 信濃の郷	398-0002	大町市大字大町1129 大町総合福祉センター内	0261-26-3855
	木曾圏域障害者就業・生活支援センター ともし	(社福) 木曾社会福祉事業協会	399-5607	木曾郡上松町大字小川1702 ひのきの里総合福祉センター内	0264-52-2494
岐阜県	岐阜障害者就業・生活支援センター	(社福) 岐阜市社会福祉事業団	500-8876	岐阜市日ノ出町2-5-2 ハヤシビル2階	058-266-4757
	山ゆり障害者就業・生活支援センター	(社福) 飛騨慈光会	506-0058	高山市山田町831-43	0577-32-8736
	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	(社福) 岐阜県福祉事業団	501-3938	関市桐ヶ丘3-2	0575-24-5880
	西濃障がい者就業・生活支援センター	(社福) あゆみの家	503-2123	不破郡垂井町栗原2066-2	0584-22-5861
	東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト	(社福) 陶技学園	507-0038	多治見市白山町1-60	0572-21-1151
静岡県	静岡中東障害者就業・生活支援センター ラック	(社福) 明和会	437-0062	袋井市泉町2-10-13	0538-43-0826
	障害者就業・生活支援センター だんらん	医療法人社団 至空会	433-8101	浜松市北区三幸町201-4	0538-43-0826
	障害者就業・生活支援センター ひまわり	(社福) あしたか太陽の丘	410-0312	沼津市原1418-46	055-968-1120

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
都道府県	障害者就業・生活支援センター チャレンジ	(社福)誠信会	417-0801	富士市大淵2075-3	0545-88-9478
	障害者就業・生活支援センター ばれっと	(社福)ハルモニア	426-0066	藤枝市青葉町2-11-1	054-637-2111
	障害者就業・生活支援センター さつき	(社福)明光会	421-1211	静岡市葵区慈悲尾180	054-277-3019
	障害者就業・生活支援センター おおむろ	(社福)城ヶ崎いこいの里	413-0232	伊東市八幡野1259-21	05557-53-5501
	豊橋障害者就業・生活支援センター	(社福)岩崎学園	440-0022	豊橋市岩崎町字長尾119-2	0532-69-1323
愛知県	知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク	(社福)愛光園	470-2102	知多郡東浦町緒川寿久茂129	0562-34-6669
	なごや障害者就業・生活支援センター	(社福)共生福祉会	453-0012	名古屋市中区井深町15-17 泉第一ビル2階	052-459-1918
	西三河障害者就業・生活支援センター 輪輪	(社福)愛恵協会	444-3511	岡崎市舞木町字山中町121	0564-27-8511
	尾張北部障害者就業・生活支援センター ようわ	(社福)養楽福祉会	480-0305	春日井市坂下町4-295-1	0568-88-5115
	尾張西部障害者就業・生活支援センター すろーぷ	(社福)桜の木福祉会	494-0012	一宮市明地字上平35-1	0586-68-6822
	尾張東部障害者就業・生活支援センター アクト	(社福)ひまわり福祉会	488-0833	尾張旭市東印場町二反田146	0561-54-8677
	西三河北部障がい者就業・生活支援センター	(社福)豊田市福祉事業団	471-0066	豊田市栄町1-7-1	0565-36-2120
	四日市就業・生活支援センター ブラウ	(社福)四日市市社会福祉協議会	510-0085	四日市市諏訪町2-2 総合会館2階	059-354-2550
三重県	伊勢志摩障害者就業・生活支援センター プレス	(社福)三重済美学院	516-0037	伊勢市岩淵2-4-9	0596-20-6525
	鈴鹿亀山障害者就業・生活支援センター あい	(社福)和順会	513-0801	鈴鹿市神戸1-18-18 鈴鹿市役所西館2階	059-381-1035
	伊賀圏障がい者就業・生活支援センター ジョブサポート ハオ	(社福)名張育成会	518-0603	名張市西原町2625	0595-65-7710
	障害者就業・生活支援センター そらいん	(医)北勢会	511-0061	桑名市寿町1-11	0594-27-7188
	松阪・多気地域障害者就業・生活支援センター マーベル	(社福)敬真福祉会	515-0812	松坂市船江町1392-3 松坂ショッピングセンター「マーム」1階	0598-50-5569
	津地域障がい者就業・生活支援センター ふらっと	(社福)聖マッテヤ会	514-0033	津市丸之内27-10 津市社会福祉センター2階	059-229-1380
	滋賀県	障害者雇用・生活支援センター (甲賀)	(社福)しがらき会	528-0012	甲賀市水口町暁3-44
障害者就業・生活支援センター 働き・暮らしコト支援センター		(社福)ひかり福祉会	522-0054	彦根市西今町87-16 NaSu8-103	0749-21-2245
おおつ障害者就業・生活支援センター		(NPO)おおつ「障害者の生活と労働」協議会	520-0044	大津市京町3-5-12 森田ビル5階	077-522-5142
湖西地域障害者就業・生活支援センター		(社福)ゆたか会	520-1632	高島市今津町桜町2-3-11	0740-22-3876
湖南地域障害者就業・生活支援センター		(財)滋賀県障害者雇用支援センター	524-0037	守山市梅田町2-1-217 セルバ守山内	077-583-5979
東近江圏域障害者就業・生活支援センター		(社福)わたむきの里福祉会	523-0891	近江八幡市鷹飼町571 平和堂近江八幡店5階	0748-36-7999
湖北地域しょうがい者就業・生活支援センター		(社福)湖北会	526-0063	長浜市末広町6-2 ワイエフビル18 1階	0749-64-5130

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号	
京都府	京都障害者就業・生活支援センター	(社福)京都総合福祉協会	606-0846	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター内	075-702-3725	
	障害者就業・生活支援センター はびねす	(社福)南山城学園	611-0033	宇治市大久保町北ノ山101-10	0774-41-2661	
	障害者就業・生活支援センター わかば	(社福)みずなぎ学園	625-0014	舞鶴市宇鹿原772-1	0773-65-2071	
	障害者就業・生活支援センター あん	(社福)京都ライフサポート協会	619-0204	木津川市山城町上狛前畑12-8	0774-86-5056	
	なんたん障害者就業・生活支援センター	(社福)松花苑	621-0042	亀岡市千代川町高野林西ノ畑16-19 総合生活支援センター内	0771-24-2181	
	障害者就業・生活支援センター アイリス	(財)長岡記念財団	617-0833	長岡京市神足2-3-1 バンビオ1番館7階701-6	075-952-5180	
	障害者就業・生活支援センター こまち	(社福)よさのうみ福祉会	629-2501	京丹後市大宮町口大野228-1	0772-68-0005	
大阪府	大阪市障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	543-0026	大阪市天王寺区東上町4-17 大阪市立中央授産場内	06-6776-7336	
	北河内東障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪手をつなぐ育成会	574-0036	大東市末広町15-6 支援センターさくら内	072-871-0047	
	南河内南障害者就業・生活支援センター	(社福)大阪府障害者福祉事業団	586-0024	河内長野市西之山町2-21	0721-53-6093	
	すいた障害者就業・生活支援センター	(社福)ぶくぶく福祉会	564-0031	吹田市元町19-15 丸二ビル102号	06-6317-3749	
	高槻市障害者就業・生活支援センター	(社福)花の会	569-0071	高槻市城北町1-7-16 リーベン城北2階	072-662-4510	
	八尾・柏原障害者就業・生活支援センター	(社福)信貴福祉会	581-0853	八尾市楽音寺1-84	072-940-1215	
	とよなか障害者就業・生活支援センター	(NPO)豊中市障害者就労雇用支援センター	581-0872	豊中市寺内1-1-10 ローズコミュニティ緑地1階	06-4866-7100	
	東大阪市障害者就業・生活支援センター	(社福)東大阪市社会福祉事業団	577-0054	東大阪市高井田元町1-2-13	06-6789-0374	
	南河内北障害者就業・生活支援センター	(社福)ふたかみ福祉会	583-0856	羽曳野市白鳥3-16-3 セシル古市103	072-957-7021	
	枚方市障害者就業・生活支援センター	(社福)であい共生舎	573-8666	枚方市大垣内町2-1-20 枚方市役所別館1階	090-2064-2188	
	寝屋川市障害者就業・生活支援センター	(社福)光輝会	572-0832	寝屋川市本町1-2	072-822-0502	
	泉州中障害者就業・生活支援センター	(NPO)あいむ	597-0072	貝塚市島中1-3-10	072-422-3322	
	茨木・摂津障害者就業・生活支援センター	(社福)摂津市社会福祉事業団	566-0034	摂津市香露園34-1 摂津市障害者総合支援センター内	072-664-0321	
	北河内西障害者就業・生活支援センター	(社福)明日葉	570-0081	守口市日吉町1-2-12 守口市身体障害者・高齢者交流会館4階	06-6994-3988	
	泉州北障害者就業・生活支援センター	(NPO)チャレンジド・ネットいずみ	594-0071	和泉市府中町1-8-3 和泉ショッピングセンター2階	0725-26-0222	
	泉州南障害者就業・生活支援センター	(NPO)障害者自立支援センター ほっぷ	598-0062	泉佐野市下瓦屋222-1 泉佐野人権文化センター2階	072-463-7867	
	豊能北障害者就業・生活支援センター	(財)箕面市障害者事業団	562-0015	箕面市福1-11-2 ふれあい就労支援センター3階	072-723-8801	
	堺市障害者就業・生活支援センター	(NPO)堺市障害者就労促進協会	590-0141	堺市南区桃山台1-23-1	072-292-1826	
	兵庫県	加古川障害者就業・生活支援センター	(社福)加古川はぐるま福祉会	675-0002	加古川市山手1-11-10	079-438-8728

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
都道府県	神戸障害者就業・生活支援センター	(社福)神戸聖隷福祉事業団	652-0897	神戸市兵庫区駅南通5-1-1	078-672-6480
	西播磨障害者就業・生活支援センター	(社福)兵庫県社会福祉事業団	678-0252	赤穂市大津1327 赤穂精華園内	0791-43-2091
	淡路障害者就業・生活支援センター	(社福)兵庫県社会福祉事業団	656-1331	洲本市五色町都志大日707	0799-33-1192
	姫路障害者就業・生活支援センター	(財)姫路市障害者職業自立センター	670-0074	姫路市御立西5-6-26	079-291-6504
	丹波障害者就業・生活支援センター	(社福)わかたけ福祉会	669-2314	篠山市東沢田240-1	079-554-1566
	北播磨障害者就業・生活支援センター	(社福)兵庫県社会福祉事業団	673-0534	三木市緑が丘町本町2-3	0794-84-1018
	阪神北障害者就業・生活支援センター	(社福)いたみ杉の子	664-0006	伊丹市鴻池1-10-15	072-777-7471
奈良県	なら障害者就業・生活支援センター コンパス	(社福)車楽ゆいの会	630-8115	奈良市大宮町3-5-39 やまと建設第3ビル302	0742-32-5512
	なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう	(社福)大和会	633-0091	桜井市桜井232 ヤガビル3階302号室	0744-43-4404
	なら西和障害者就業・生活支援センター ライク	(社福)ちいろば会	636-0802	生駒郡三郷町三室1-10-19	0745-51-2001
	なら中和障害者就業・生活支援センター ブリッジ	(社福)奈良県手をつなぐ育成会	634-0812	橿原市今井町2-9-19	0744-23-7176
	なら南和障害者就業・生活支援センター ハローJOB	(社福)せせらぎ会	638-0821	吉野郡大淀町下淵158-9	0747-54-5511
和歌山県	紀南障害者就業・生活支援センター	(社福)やおき福祉会	646-0061	田辺市上の山2-23-52	0739-26-8830
	障害者就業・生活支援センター つれもて	(社福)一表会	640-8123	和歌山市三沢町3-40	073-427-8149
	紀中障害者就業・生活支援センター わーくねっと	(社福)太陽福祉会	644-0011	御坊市湯川町財部726-9	0738-23-1955
	東牟婁圏域障害者就業・生活支援センター あーち	(社福)和歌山県福祉事業団	647-0041	新宮市野田1-8	0735-21-7113
	伊都障がい者就業・生活支援センター	(社福)筍親会	648-0074	橋本市野5-1	0736-32-8246
	岩出紀の川障害者就業・生活支援センター フロンティア	(社福)きのかわ福祉会	649-6226	岩出市宮71-1 パストラルビル1階	0736-61-6300
鳥取県	障害者就業・生活支援センター しらはま	(社福)鳥取県厚生事業団	689-0201	鳥取市伏野2259-17	0857-59-6060
	障害者就業・生活支援センター くらよし	(社福)鳥取県厚生事業団	682-0806	倉吉市昭和町1-156	0858-23-8448
	障害者就業・生活支援センター しゅーと	(社福)あしーど	683-0064	米子市道笑町2-126-4 稲田地所第5ビル1階	0859-37-2140
島根県	浜田障害者就業・生活支援センター レント	(社福)いわみ福祉会	697-0027	浜田市殿町75-8	0855-22-4141
	出雲障がい者就業・生活支援センター リーフ	(社福)親和会	693-0001	出雲市今市町北本町1-1-3 セントラルビル3階	0853-27-9001
	松江障害者就業・生活支援センター ぷらす	(社福)桑友	690-0064	松江市天神町45-1	0852-60-1870
	益田障がい者就業・生活支援センター エスポア	(社福)希望の里福祉会	698-0003	益田市乙吉町イ336-4 インベリアルビル1階	0856-23-7218
	雲南障害者就業・生活支援センター アーチ	(社福)雲南広域福祉会	690-2405	雲南市三刀屋町古城45-6	0854-45-3150

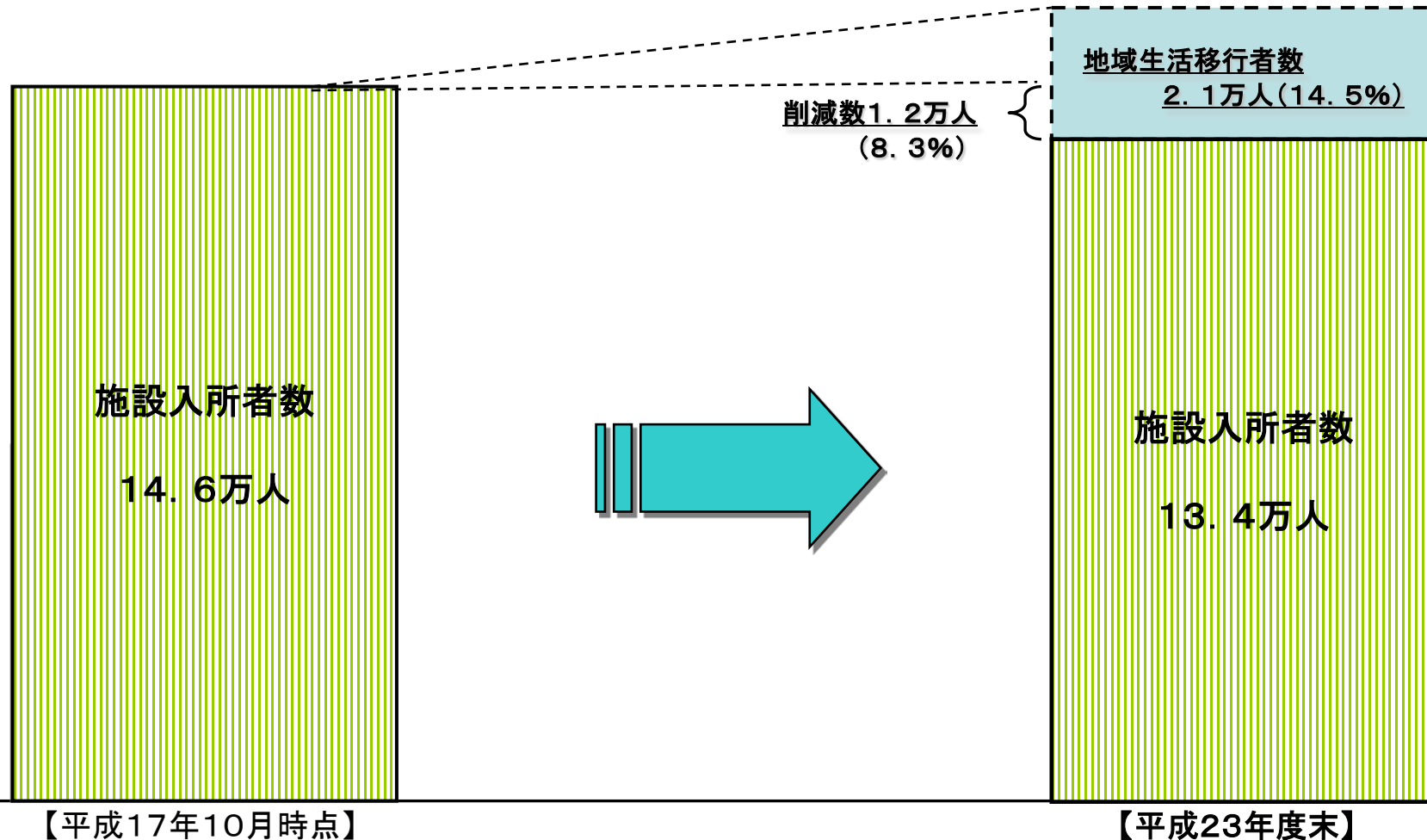
都道府県	センター名	運営法人	センター 郵便番号	センター所在地	センター 電話番号
	大田障害者就業・生活支援センター ジョブ亀の子	(社福)亀の子	694-0041	大田市長久町長久口267-6	0854-84-0271
岡山県	岡山障害者就業・生活支援センター	(社福)旭川荘	701-2155	岡山市北区中原664-1先	086-275-5697
	倉敷障がい者就業・生活支援センター	(社福)倉敷市総合福祉事業団	710-0834	倉敷市笹沖180 くらしき健康福祉プラザ	086-434-9886
	津山障害者就業・生活支援センター	(社福)津山社会福祉事業会	708-0841	津山市川崎1554	0868-21-8830
広島県	みどりの町障害者就業・生活支援センター	(社福)みどりの町	729-1322	三原市大和町箱川1470-2	0847-34-1375
	東部地域障害者就業・生活支援センター	(社福)静和会	726-0003	府中市元町320	0847-46-2636
	広島中央障害者就業・生活支援センター	(社福)つつじ	739-0133	東広島市八本松町米満461	082-497-0701
	広島障害者就業・生活支援センター	(社)広島県手をつなぐ育成会	733-0004	広島市西区打越町17-27	082-537-1132
	呉安芸地域障害者就業・生活支援センター	(社)広島県就労振興センター	737-0051	呉市中央5-12-21 呉市福祉会館2階	0823-25-8870
山口県	光栄会障害者就業・生活支援センター	(社福)光栄会	755-0072	宇部市中村3-10-44	0836-39-5357
	なごみの里障害者就業・生活支援センター	(社福)下関市民生事業助成会	759-6602	下関市大字蒲生野字横田250	080-6336-0270
	鳴滝園障害者就業・生活支援センター	(社福)ほおの木会	753-0212	山口市下小鯖2287-1	083-902-7117
	障害者就業・生活支援センター 蓮華	(社福)ビタ・フェリーチェ	740-0018	岩国市麻里布町2-3-10 1階	0827-28-0021
	障害者就業・生活支援センター ワークス周南	(社福)大和福祉会	745-0801	周南市大字久米716-4	0834-39-3700
	ふたば園就業・生活支援センター	(社福)ふたば園	758-0025	萩市土原565-5	0838-21-7066
徳島県	障害者就業・生活支援センター わーくわく	(社福)愛育会	771-0214	板野郡松茂町満穂字満穂開拓50-5	088-699-7523
	障害者就業・生活支援センター 箆藏山荘	(社福)池田博愛会	778-0020	三好市州津井関1121-1	0883-72-2444
	障害者就業・生活支援センター よりそい	(社福)柏涛会	779-2302	海部郡美波町北河内字本村344-1	0884-77-0434
香川県	障害者就業・生活支援センター 共生	(社福)恵愛福祉事業団	769-2702	東かがわ市松原1331-5	0879-24-3701
	障害者就業・生活支援センター オリーブ	(社福)あゆみの会	761-8058	高松市勅使町398-18	087-869-4649
	障害者就業・生活支援センター くばら	医療法人社団 三愛会	763-0073	丸亀市柞原町189-1	0877-64-6010
	障害者就業・生活支援センター つばさ	(社福)三豊広域福祉会	768-0014	観音寺市流岡町750-1	0875-23-2070
愛媛県	えひめ障害者就業・生活支援センター	(社福)愛媛県社会福祉事業団	790-0843	松山市道後町2-12-11 愛媛県身体障害者福祉センター内	089-917-8516
	障害者就業・生活支援センター あみ	(社福)来島会	794-0028	今治市北宝来町2-2-12	0898-34-8811
	南予圏域障害者就業・生活支援センター きら	(財)正光会	798-0039	宇和島市大宮町3-2-10	0895-22-0377
高知県	障害者就業・生活支援センター ラポール	(社福)高知県知的障害者育成会	787-0010	四万十市古津賀1409	0880-34-6673

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
高知県	高知障害者就業・生活支援センター シャイン	(社福)太陽福祉会	780-0935	高知市旭町2-21-6	088-822-7119
	障害者就業・生活支援センター ゆうあい	(社福)高知県知的障害者育成会	783-0005	南国市大桶乙2305	088-854-9111
	障害者就業・生活支援センター ポラリス	(社福)安芸市身体障害者福祉会	784-0027	安芸市宝永町464-1	0887-34-3739
福岡県	北九州障害者就業・生活支援センター	(社福)北九州市手をつなぐ育成会	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階	093-871-0030
	障害者就業・生活支援センター デュナミス	(社福)上横山保育会	834-0115	八女郡広川町大字新代1110 グランセラノA・B号	0943-32-4477
	福岡県央障害者就業・生活支援センター	(社福)鞍手ゆたか福祉会	822-0024	直方市須崎町16-19	0949-22-3645
	障害者就業・生活支援センター 野の花	(社福)野の花学園	810-0044	福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター5階	092-713-0050
	障害者就業・生活支援センター じゃんぷ	(社福)豊徳会	825-0004	田川市大字夏吉4205-3	0947-23-1150
	障害者就業・生活支援センター ほっとかん	(NPO)大牟田市障害者協議会	836-0041	大牟田市新栄町16-11-1	0944-57-7161
	障害者就業・生活支援センター ちどり	(社福)福岡コロニー	811-3115	古賀市久保1343-3	092-940-1212
	障害者就業・生活支援センター ちくし	(社福)自遊学会	816-0811	春日市春日公園5-16 コーポ220-1-1	092-592-7789
佐賀県	社会福祉法人たちばな会障害者就業・生活支援センター	(社福)たちばな会	849-1422	嬉野市塩田町大字谷所甲1388 たちばな学園内	0954-66-9093
	社会福祉法人若楠障害者就業・生活支援センター もしもしネット	(社福)若楠	841-0005	鳥栖市弥生が丘2-134 若楠療育園第一管理棟1階	0942-87-8976
長崎県	長崎障害者就業・生活支援センター	(社福)南高愛隣会	854-0024	諫早市上町11-5 わーくかんまち内	0957-35-4887
	長崎県北地域障害者就業・生活支援センター	(社福)民生会	857-0322	北松浦郡佐々町本田原免234-4	0956-62-3844
	障害者就業・生活支援センター ながさき	(社福)ゆうわ会	852-8555	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター3階	095-865-9790
	障害者就業・生活支援センター けんなん	(社福)南高愛隣会	855-0045	島原市上の町534-2	0957-65-5002
熊本県	熊本障害者就業・生活支援センター	(社)熊本県高齢・障害者雇用支援協会	860-0844	熊本市水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-320-8001
	熊本県南部障害者就業・生活支援センター 結	(社福)慶信会	866-0876	八代市田中西町15-15 ナイスビル B号室	0965-35-3313
	熊本県北部障害者就業・生活支援センター がまだす	(社福)菊愛会	861-1331	菊池市隈府469-10 総合センターコムサル2階	0968-25-1899
	熊本県有明障害者就業・生活支援センター きずな	(医)信和会	865-0064	玉名市中46-4	0968-71-0071
	熊本県天草障害者就業・生活支援センター	(社福)弘仁会	863-0013	天草市今笠新町3667	0969-66-9866
大分県	障害者就業・生活支援センター 大分プラザ	(社福)博愛会	870-0029	大分市高砂町2-50 オアシスひろば21 3階	097-514-3300
	障害者就業・生活支援センター サポートネットすまいる	(社福)大分県社会福祉事業団	879-0471	宇佐市大字四日市1574-1	0978-32-1154
	障害者就業・生活支援センター はぎの	(社福)大分県社会福祉事業団	877-0012	日田市淡窓1-68-3	0973-24-2451
	豊肥地区就業・生活支援センター つばさ	(社福)紫雲会	879-7111	豊後大野市三重町赤嶺1927-1	0974-22-0313

都道府県	センター名	運営法人	センター郵便番号	センター所在地	センター電話番号
	障害者就業・支援センター たいよう	(社福)太陽の家	874-0011	別府市大字内竈1393-2	0977-66-0277
宮崎県	みやざき障害者就業・生活支援センター	(社福)宮崎県社会福祉事業団	880-0930	宮崎市花山手東3-25-2 宮崎市総合福祉保健センター内	0985-63-1337
	のべおか障害者就業・生活支援センター	(社福)高和会	882-0836	延岡市恒富町3-6-5	0982-20-5283
	こばやし障害者就業・生活支援センター	(社福)煤燐会	886-0008	小林市本町32	0984-22-2539
	みやこのじょう障害者就業・生活支援センター	(NPO)キャンパスの会	885-0071	都城市中町1-7 IT産業ビル1階	0986-22-9991
	ひゅうが障害者就業・生活支援センター	(社福)浩和会	883-0021	日向市大字財光寺515-1	0982-57-3007
	にちなん障害者就業・生活支援センター	(社福)にちなん会	887-0021	日南市中央通2-5-10	0987-22-2786
	たかなべ障害者就業・生活支援センター	(社福)光陽会	884-0002	児湯郡高鍋町大字北高鍋1091-1 高鍋電化センタービル1階	0983-32-0035
鹿児島県	かごしま障害者就業・生活支援センター	(社福)鹿児島県社会福祉事業団	899-2503	日置市伊集院町妙円寺1-1-1	099-272-5756
	おおすみ障害者就業・生活支援センター	(社福)天上会	893-0006	鹿屋市向江町29-2 鹿屋市社会福祉会館内	0994-35-0811
	あいらいさ障害者就業・生活支援センター	(社福)真奉会	899-4332	霧島市国分中央1-3-9 馬場ビル1階	0995-44-7111
沖縄県	障害者就業・生活支援センター ティーダ&テムテム	(社福)名護学院	905-0006	名護市宇茂佐943	0980-54-8181
	中部地区障害者就業・生活支援センター	(社福)新栄会	904-0033	沖縄市山里2-1-1	098-931-1716
	南部地区障がい者就業・生活支援センター かるにあ	(社福)若竹福祉会	901-2102	浦添市前田1004-9 2階	098-871-3456

第2期障害福祉計画全国集計値【福祉施設から地域生活への移行】

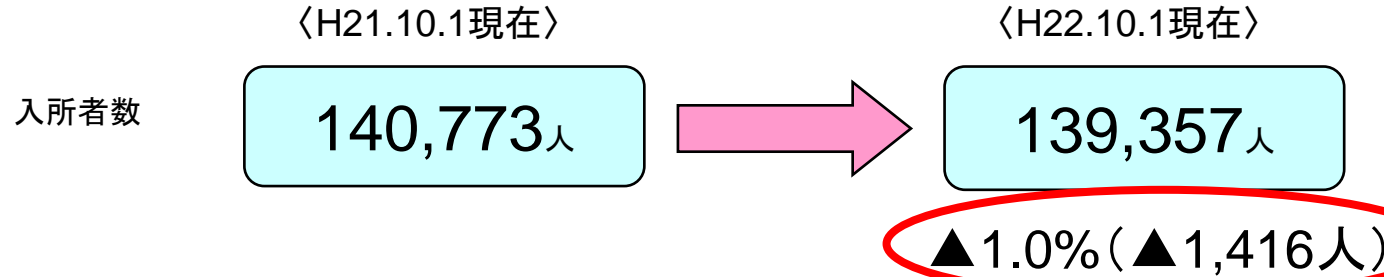
- 施設入所者の地域生活への移行については、平成23年度末までに平成17年現在の施設入所者(14.6万人)のうち、2.1万人(14.5%)が地域生活へ移行するとともに、入所待機者の動向等を勘案した結果、平成17年に比べて施設入所者数1.2万人(8.3%)が削減されることが見込まれている。



施設入所者の地域生活への移行に関する状況について①

※2. 674施設からの回答を集計(回収率100%)

1 入所者の推移



- 対象施設
- (1) 身体障害者療護施設
 - (2) 身体障害者入所授産施設
 - (3) 知的障害者入所更生施設
 - (4) 知的障害者入所授産施設
 - (5) 精神障害者入所授産施設
 - (6) 身体障害者入所更生施設
 - (7) 精神障害者生活訓練施設
 - (8) 障害者支援施設

2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	死亡	その他	計	新規入所者
4,847人 (49.3%)	1,112人 (11.3%)	456人 (4.6%)	49人 (0.5%)	1,472人 (15.0%)	1,760人 (17.9%)	145人 (1.5%)	9,841人	8,425人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

(2) 地域生活への移行状況

〈H21.10.1→H22.10.1〉

地域生活へ移行した者 **4,847人** **3.4%** (H21.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭復帰	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
1,644人 (33.9%)	556人 (11.5%)	99人 (2.0%)	25人 (0.5%)	1,625人 (33.5%)	719人 (14.8%)	97人 (2.0%)	82人 (1.7%)

施設入所者の地域生活への移行に関する状況について②

※2. 674施設からの回答を集計(回収率100%)

3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	旧体系施設 (授産)	旧体系施設 (授産以外)
943人 (19.5%)	39人 (0.8%)	118人 (2.4%)	179人 (3.7%)	63人 (1.3%)	798人 (16.5%)	215人 (4.4%)	135人 (2.8%)
地域活動支援 センター	一般就労	学校	精神科 デイケア等	通所介護 (介護保険)	その他の活動	未定	不明
138人 (2.8%)	384人 (7.9%)	33人 (0.7%)	554人 (11.4%)	140人 (2.9%)	192人 (4.0%)	584人 (12.0%)	332人 (6.8%)

4 施設入所前の居住の場の状況

(1) 新規入所者の入所前の内訳

地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
3,273人 (38.8%)	1,624人 (19.3%)	108人 (1.3%)	10人 (0.1%)	2,930人 (34.8%)	480人 (5.7%)	8,425人

(2) 地域生活の内訳

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
193人 (5.9%)	97人 (3.0%)	19人 (0.6%)	26人 (0.8%)	2,672人 (81.6%)	128人 (3.9%)	44人 (1.3%)	94人 (2.9%)

障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業

特別枠措置
100億円

(1) 地域移行のための安心生活支援 (障害者の地域移行・地域生活の推進に意欲のある自治体で実施)

①～③の事業について、市町村単位で実施 10億円 (実施か所数:100か所)

① 地域移行推進重点プランの作成

各市町村で障害者が地域で安心して暮らすための地域支援策を盛り込んだプランを作成する。
(地域移行支援計画の作成費)

② 地域安心生活支援体制強化事業

プランに基づき、各市町村で夜間も含めた緊急対応や緊急一時的な宿泊等の事業を面的に一体的に行う体制を整備する。
(支援体制を確保するための人件費)

③ 地域移行特別支援事業

②の事業を市町村が実施するにあたり、障害者が移動支援やコミュニケーション支援等、地域での活動支援を更に必要とする場合には、その経費を重点的に支援する。
(既存の各種事業の必要量を確保)

④の事業について、県単位で実施 7億円 (実施か所数:25か所)

④ 精神障害者アウトリーチ(訪問支援)推進事業

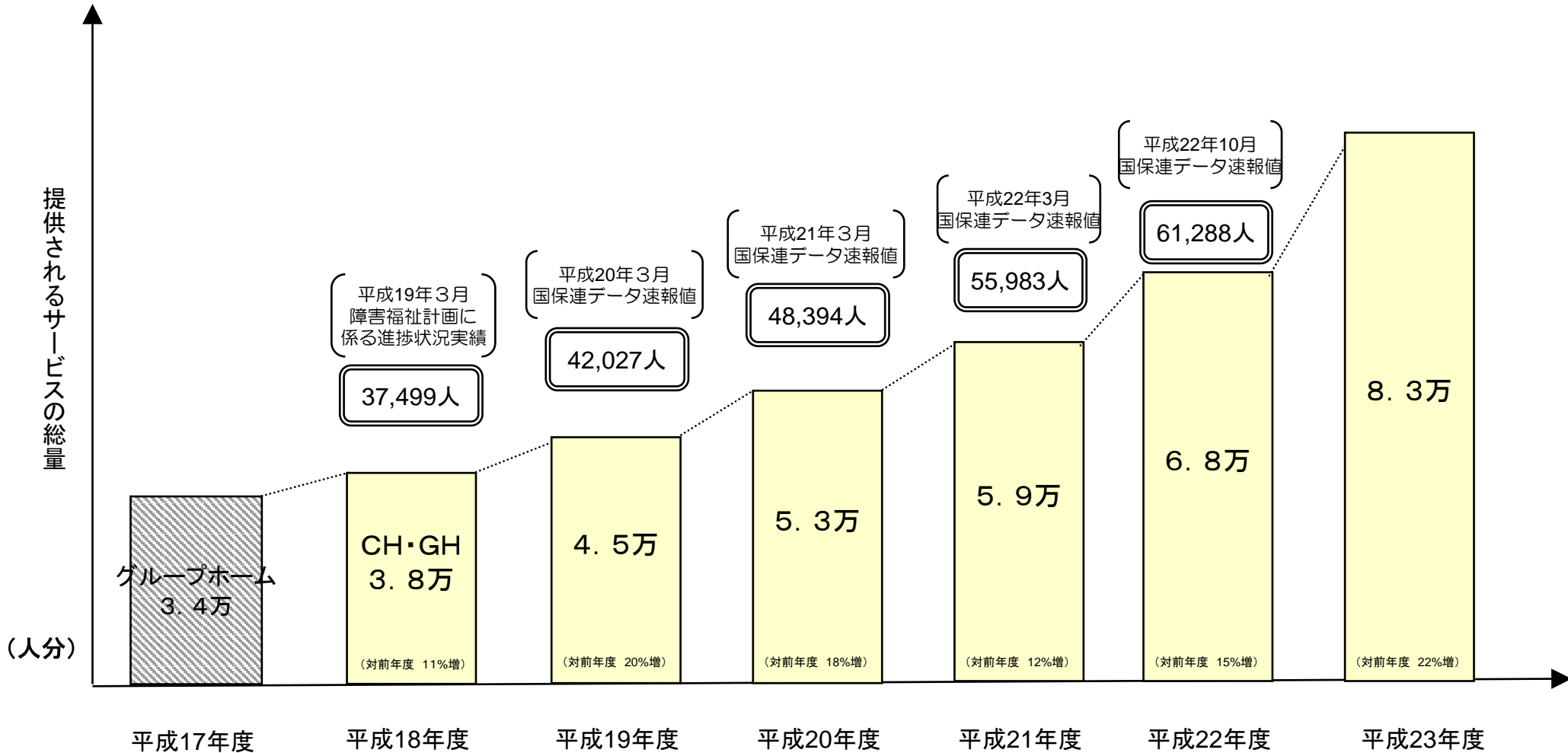
各都道府県で地域での精神保健福祉に経験と実績のある多職種チームを設置し、在宅で未治療の者、治療を中断している重症の患者などに対し、アウトリーチ(訪問支援)により保健・医療・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を実施する。
(アウトリーチチームの活動費(人件費等)等)

(2) 地域で暮らす場の整備促進 83億円

地域移行する障害者に対応(都道府県の障害福祉計画の目標8.3万人を達成)

障害者の地域移行支援の核となる、グループホーム・ケアホーム等の地域で暮らす「住まいの場」や、「日中活動の場」等を整備する。
(グループホーム、ケアホーム/昼夜別で選択して利用できる新体系サービス/就労支援等の日中活動系サービス)

障害福祉サービス見込量の推移（ケアホーム・グループホーム）



平成23年度における相談支援専門員の研修体系(案)

- 障害者自立支援法等の改正においては、新たに、「地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)」及び「障害児相談支援」を創設。(平成24年4月1日施行)
- このため、平成23年度は、「法の円滑な施行準備のための研修」を実施。
- 併せて、現任者の資質の向上のために、専門コース別研修を創設。
- これらの研修に要する経費については、地域生活支援事業費補助金の対象とする。
- 平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系については、既存の初任者研修や現任研修の見直しを含め、今後検討。

相談支援専門員の資格要件としての研修

初任者研修 ＜初年度＞

(31.5時間)

現任研修(更新研修) ＜5年ごと＞

(18時間)

新

専門コース別研修

※専門コース別研修は、現任研修の受講の有無にかかわらず、必要に応じて受講することも可能

新

法の円滑な施行準備のための研修

【カリキュラム】

- ・地域相談支援
- ・障害児相談支援

(4～5時間程度を想定)

相談支援従事者現任研修の実施状況一覧

都道府県名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
北海道	○	○	○	○
青森県				○
岩手県	○	○	○	○
宮城県	○			○
秋田県				
山形県	○	○	○	○
福島県		○	○	○
茨城県				○
栃木県		○	○	○
群馬県	○	○		○
埼玉県			○	○
千葉県		○		○
東京都				○
神奈川県	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○
石川県				○
福井県	○	○	○	○
山梨県	○	○	○	○
長野県	○	○	○	○
岐阜県		○		
静岡県				○
愛知県	○	○	○	○
三重県				○

都道府県名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
滋賀県		○		○
京都府	○	○	○	○
大阪府		○	○	○
兵庫県				○
奈良県	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○	○
鳥取県				○
島根県	○	○	○	○
岡山県				○
広島県	○	○	○	○
山口県				○
徳島県	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○
愛媛県	○	○	○	○
高知県	○	○	○	○
福岡県		○	○	○
佐賀県				○
長崎県			○	○
熊本県	○	○	○	○
大分県				○
宮崎県	○	○	○	○
鹿児島県				
沖縄県	○	○	○	○

平成23年度予算案における障害者虐待防止対策等について

○障害者虐待防止対策支援事業費(平成23年度予算案) 403,260千円

1 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2 事業内容

(1)に示した体制を整備(既存の体制の充実を含む。)するとともに、(2)から(4)までの事業について、地域の実情を踏まえ、実施する。

(1)連携協力体制整備事業

地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

(2)家庭訪問等個別支援事業

過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問、24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、その他地域の実情に応じた事業を実施する。

(3)障害者虐待防止・権利擁護研修事業

障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(4)専門性強化事業

医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

3 実施主体 都道府県又は市町村(社会福祉法人又はNPO法人等に委託可)(※(3)(4)は、都道府県のみ)

4 補助率 定額

○障害者虐待防止・権利擁護事業費(平成23年度予算案) 3,450千円

1 事業内容

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

2 実施主体 国

障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1)連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

連携協力体制を整備した上で、
(2)から(4)を地域の実情を踏まえ、実施

(3)研修事業

- 障害福祉サービス事業所等の**従事者や管理者、相談窓口職員**に対する**障害者虐待防止に関する研修を実施**する。

(2)家庭訪問等個別支援事業

(※①から⑤までの事業を適宜組み合わせて実施)

① 家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、**相談支援専門員等を訪問させる**ことにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

② 相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る**24時間・365日の相談体制を整備**する。

③ 一時保護のための居室の確保等

- 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、**居室の確保**を行うとともに、**緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れ**について支援する。

④ カウンセリング

- 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、**カウンセリング**を行う。

(4)専門性強化事業

- 医師や弁護士等による**医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保**する。
- 有識者から構成されるチームを設置し、**虐待事例の分析等**を行う。

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

○ 発達障害者への支援について

【 精神保健福祉法における精神障害者の定義 】

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者
(精神保健福祉法第5条)



※神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格および行動の障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害(F8)、小児(児童)期および青年期に生じる行動及び情緒の障害(F9)など

【 障害者自立支援法における障害者の定義 】

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者をいう。
(障害者自立支援法第4条第1項)

<発達障害児(者)の利用が見込まれる主なサービス>

- (1) 相談支援事業
- (2) 日中活動系サービス
 - ① 就労移行支援
 - ② 就労継続支援
 - ③ 自立訓練(生活訓練)
 - ④ 児童デイサービス
- (3) 訪問系サービス
 - ① 行動援護
 - ② 短期入所(ショートステイ)
- (4) 居住系サービス
 - 共同生活援助(グループホーム)
- (5) 地域生活支援事業
 - ① 移動支援

発達障害施策の状況

<国の役割>

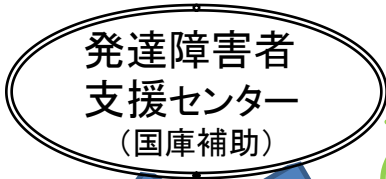
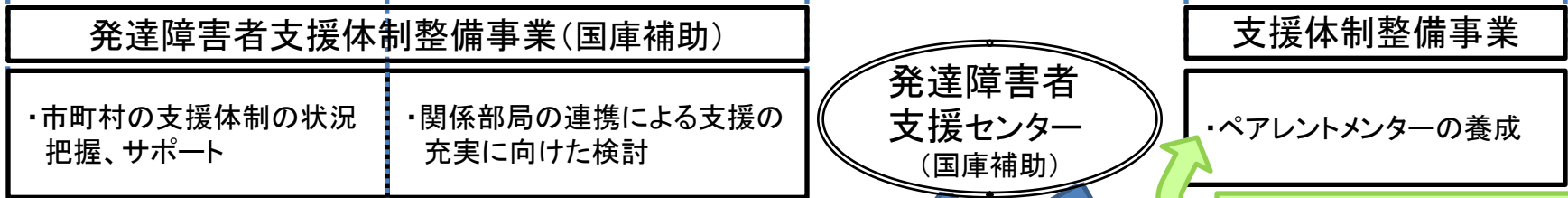
発達障害の定義と発達障害への理解の促進／発達障害児・者に対する地域支援体制を整備

調査・研究	支援手法の開発	情報提供・普及啓発	人材育成
<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・発見のための共通の評価尺度の開発 (M-CHAT、PARS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児療育手法の開発 ・家族支援・地域生活支援プログラムの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害情報センター (国立リハビリテーションセンター内に設置) ・世界自閉症啓発デー(4/2) ・発達障害啓発週間(4/2～4/8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立秩父学園等における発達相談支援員等の研修 ・国が指定した民間施設(4か所)における実地研修

地域における支援体制を整備 (国庫補助)

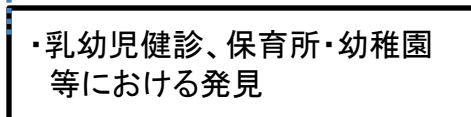
<都道府県の役割>

発達障害児・者に対する地域生活支援の充実(広域的な支援)関係部局の相互の連携確保



(新規)
・ペアレントメンターコーディネーターの配置

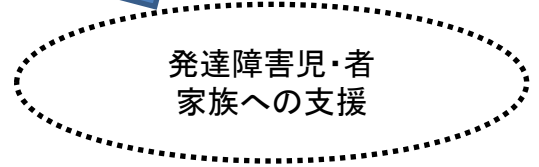
<市町村の役割> 発達障害児の早期発見、早期の発達支援／発達障害児・者に対する地域生活支援



(新規)
・巡回支援専門員整備事業
・発達障害者等支援都市システム事業

専門的相談

相談支援、発達支援、就労支援



国

都道府県

市町村

厚生労働省における発達障害者支援施策（平成23年度予算(案)）概要）

課 題	平成23年度予算(案) 【1,181百万円(1,270百万円)】 ()内は平成22年度予算
1 地域支援体制の確立 ●支援ネットワークの形成 ●全県的な相談支援の充実	<p>①発達障害者支援体制整備事業 【202百万円(201百万円)】 発達障害のある方や家族に、ライフステージ支援の体制を構築強化を図るため、都道府県、指定都市において、「ペアレントメンター」の養成とその活動をコーディネートする者の配置、「アセスメントツール」の導入の促進を実施</p> <p>②発達障害者支援センターの設置、運営 【地域生活支援事業の内数】 発達障害者やその家族などに対して、発達障害に関する相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを実施</p> <p>③子どもの心の診療ネットワーク事業 【母子保健医療対策等総合支援事業の内数】 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制を構築</p>
2 支援手法の開発	<p>④発達障害者支援開発事業 【298百万円(395百万円)】 先駆的な発達障害者支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を通じて有効な支援手法を開発・確立</p> <p>⑤巡回支援専門員配置事業(新規) 【156百万円(0百万円)】 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設を巡回し、スタッフや親に助言等を実施</p>
3 就労支援の推進	<p>⑥若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの拡充・強化 【281百万円(230百万円)】 ハローワークにおいて、発達障害等の求職者について、本人の希望や状況に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センターに誘導するとともに、きめ細かな就労支援を実施</p> <p>⑦発達障害者雇用開発助成金 【 59百万円(156百万円)】 発達障害者を新たに雇用し適切な雇用管理等を行う事業主に対して助成</p> <p>⑧発達障害者就労支援者育成事業 【21百万円(19百万円)】 発達障害者支援関係者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を実施することにより、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発周知事業を実施</p> <p>⑨発達障害者に対する職業訓練の推進 【 68百万円(127百万円)】 一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練を推進</p>
4 人材の育成	<p>⑩発達障害研修事業 【(独)国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内数等】 小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害支援に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場における対応を充実</p> <p>⑪発達障害者支援実地研修事業 【22百万円(23百万円)】 地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材を育成するための中期の実地研修を実施</p>
5 情報提供・普及啓発	<p>⑫発達障害情報・支援センター(仮称) 【52百万円(54百万円)】 発達障害に関する知見を集積し、全国にインターネット等により情報提供・普及啓発を実施</p> <p>⑬「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業 【13百万円(15百万円)】 「世界自閉症啓発デー」の周知と、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発活動を実施</p>

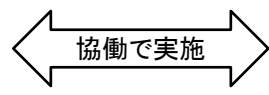
○ 発達障害者支援体制整備事業

【202百万円(201百万円)】

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための支援関係機関のネットワークを構築するとともに、市町村における個別の支援計画の実施状況調査及び評価や、適切な助言等を行うことにより、支援体制の整備を行う。

さらに、ペアレントメンターの養成と**その活動をコーディネートする者の配置**^(新)や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等により、発達障害児(者)及びその家族に対する支援体制の一層の強化を図る。

厚生労働省



文部科学省
(特別支援教育総合推進事業)

【都道府県・指定都市】



●調査・評価
(市町村の支援体制の状況調査・評価)



●支援サポート体制の強化
(市町村等の関係機関に対する相談・助言等のサポート(巡回指導))



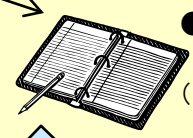
●検討委員会
(県内の状況把握や、ペアレントメンターの養成等の支援体制の充実に向けて検討)



●ペアレントメンターコーディネーターの配置【新規】



●ペアレントメンターの養成
(家族支援体制の整備)

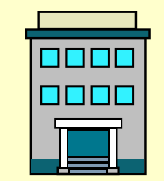
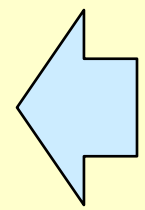
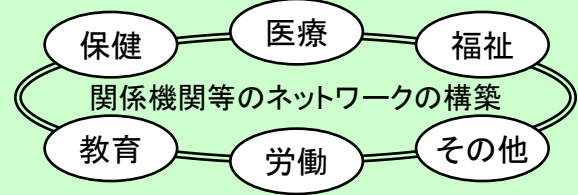


●発達障害特有のアセスメントツールの導入促進
(M-CHATやPARS等の導入を促進する研修の実施)

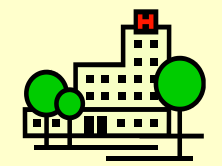
【市町村】



- ◆早期発見・早期発達支援体制の構築
- ◆個別支援計画の作成(アセスメントツールの導入)
- ◆ペアレントメンターの活用による家族支援 等



発達障害者支援センター



医療機関等

○ 発達障害者支援開発事業

【298百万円(395百万円)】

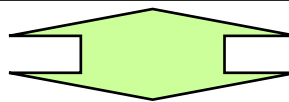
国に発達障害者施策検討会、都道府県・指定都市(全国20箇所程度)に企画・推進委員会を設置し、発達障害者、その家族、関係者に対する支援方策をモデル事業として実施し(市町村、社会福祉法人等に委託可)、それを評価・分析して発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

なお、開発に取り組むモデルについては、現段階で支援手法が不足している分野(成人期以降の生活支援や家族支援、行動障害や二次障害の早期発見・支援)を中心に実施することとし、1人1人のニーズに応じた支援が提供できる社会の実現を目指す。

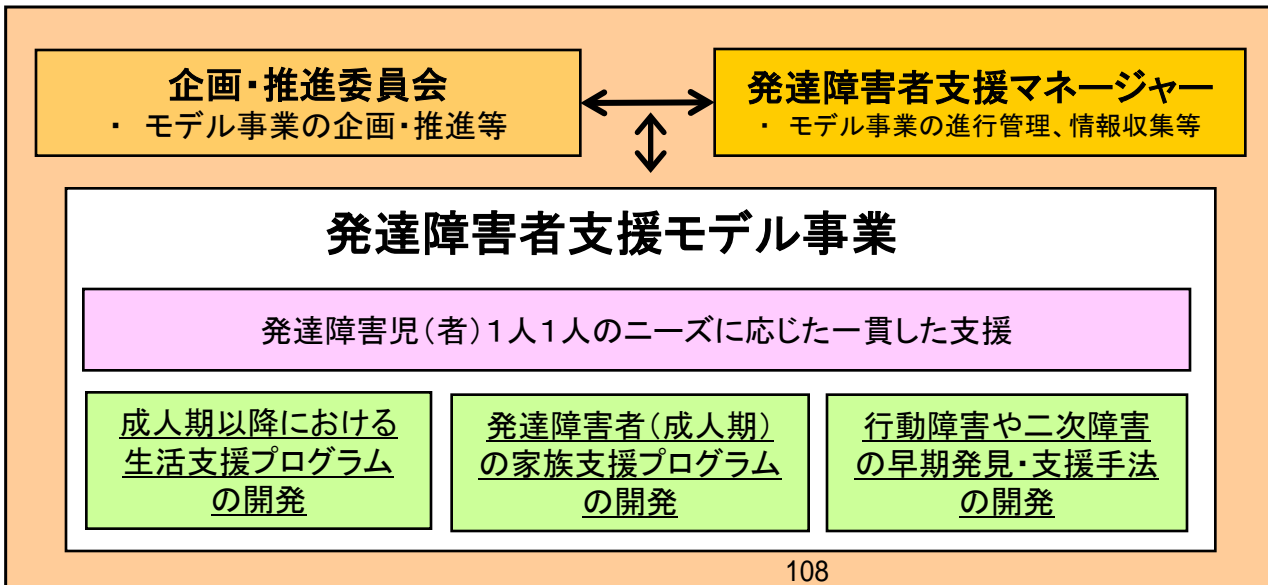
新 また、発達障害支援施策に関し、総合的かつ先駆的な取組を行う市町村を指定し、その内容をマニュアルやプログラムとしてとりまとめ情報発信することにより、全国的な取組の促進を図る。

国

発達障害者施策検討会
・ モデル事業の方針、評価に関する総括



都道府県・指定都市



【新規】

発達障害者等支援都市システム事業
〔全国5か所程度を指定〕

- 発達障害に対する正しい理解を浸透させる
- 支援に関わる者の情報共有がなされている
- 専門的な助言を行える環境整備
- その他創意工夫のある取組を行うなど

「発達障害者支援体制整備事業」、「発達障害者支援開発事業」実施状況一覧

※平成19年度～22年度の左欄は「発達障害者支援体制整備事業」、右欄は「発達障害者支援開発事業」。

自治体名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
北海道	○	○	○	○	○	○
青森県	○	○	○	○	○	○
岩手県	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	○				
秋田県						
山形県	○	○	○	○	○	○
福島県			○	○	○	○
茨城県	○	○	○			
栃木県	○	○	○	○	○	○
群馬県						○
埼玉県	○	○	○	○	○	○
千葉県	○	○	○	○	○	
東京都	○	○	○	○	○	
神奈川県	○	○	○			○
新潟県		○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○	○	○
福井県	○	○				○
山梨県	○	○	○	○	○	○
長野県	○	○	○	○	○	○
岐阜県		○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○	○
滋賀県		○	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○					○
奈良県	○	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○			
鳥取県			○	○	○	○
島根県	○	○				○
岡山県		○	○	○	○	○

自治体名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
広島県		○	○	○	○	○
山口県	○	○	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○	○	○
愛媛県						
高知県	○	○	○	○	○	○
福岡県		○	○	○	○	○
佐賀県		○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○
大分県		○	○			
宮崎県				○	○	○
鹿児島県	○	○	○			○
沖縄県		○	○	○	○	○
札幌市	○	○	○	○	○	○
仙台市	○	○	○	○	○	○
さいたま市	○	○	○	○	○	○
千葉市	○	○	○			
横浜市	○	○	○	○	○	○
川崎市		○	○	○	○	○
相模原市						○
新潟市				○	○	○
静岡市			○	○	○	○
浜松市						○
名古屋市		○	○	○	○	○
京都市	○	○	○	○	○	○
大阪市	○	○	○	○	○	○
堺市			○	○	○	○
神戸市	○	○	○	○	○	○
岡山市					○	○
広島市	○	○	○	○	○	○
北九州市	○	○	○	○	○	○
福岡市		○	○	○	○	○

※「発達障害者支援体制整備事業」は平成17年度から、「発達障害者支援開発事業」は平成19年度から実施。
 ※この一覧は、国からの補助事業の一覧であり、それ以外にも、自治体独自の取り組みが行われている場合がある。

○ 巡回支援専門員整備事業〔新規〕

【156百万円】

【事業内容】

発達障害等に関する知識を有する専門員(※)が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

【実施方法】

① 実施体制

- 次の1)又は2)を基本とするが、地域の実情やニーズに応じた柔軟な事業形態による効率的・効果的な実施方法により行うこととする。
- 1) 専門員(※)を知的障害児施設及び通園施設、児童家庭支援センター、母子保健センター等の拠点となる施設に1人配置して実施。
 - 2) 既存の施設等に配置されている医師、児童指導員、保育士、心理担当職員、作業療法士、言語聴覚士等を活用し、多職種からなるチームを編成し、拠点となる機関が保育所等からの求めに応じ、チームを派遣して実施。

※「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・相談員として必要な学識経験を有する者
- ・秩父学園で実施している発達障害に関する研修を受講した者又は障害児施設等において発達障害児の支援に携わっている者 など

② 巡回方法

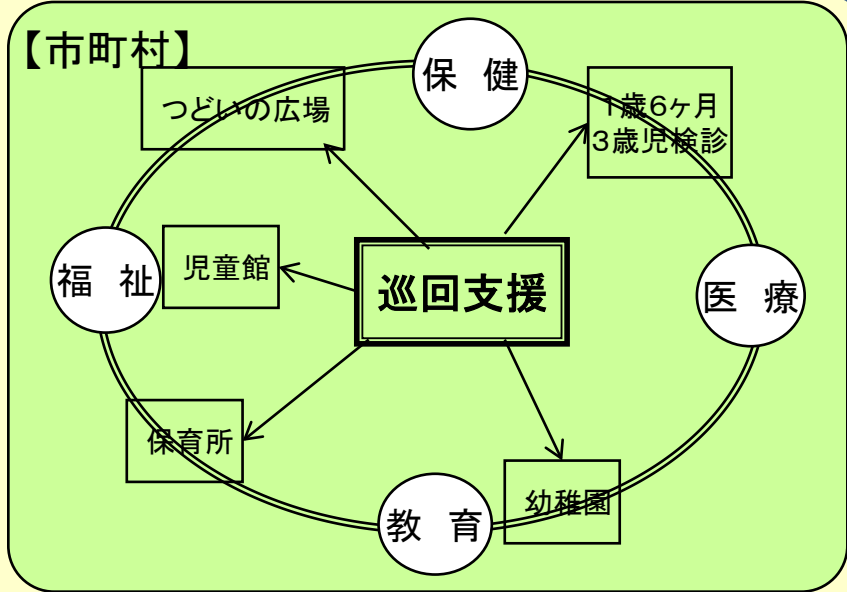
地域における、保育所、幼稚園、子育て支援拠点施設、児童厚生施設、集団健診の場等の子どもやその親が集まる場を少なくとも週3日、計画的に巡回支援を行う。

なお、対象ケースの評価や支援方針の検討、助言・指導内容の検証等を行うよう努めること。

③ 関係機関との連携

ケースに応じて適切な支援に結びつけられるよう、日頃から保健師、児童家庭支援センター、市町村障害福祉担当課、児童デイサービス事業所、発達障害者支援体制整備事業等と連携して行える環境整備に努めること。

なお、児童相談所や発達障害者支援センターなどの専門機関と協働により支援することが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの処置を取るようにする。



発達障害者等の支援に対して、ライフステージを一貫してサポートするため、保健、医療、福祉、教育、労働等の様々な領域が連携して取組むシステムを構築し、「まち」全体で発達障害をサポートする取り組みを行う。

〔事業内容〕

全般的に取り組んでいる先駆的な市町村をモデル都市として指定して、次に掲げる取り組みについて組織的に展開し、その成果をマニュアルやプログラムとしてとりまとめ、全国に普及させる。

- (1) 発達障害に対する正しい理解の浸透
- (2) 発達障害の支援に関わる者間の情報共有
- (3) 専門的な助言を行える環境の整備
- (4) その他発達障害者の支援に関する創意工夫のある取組み

平成22年度補正予算 発達障害者に対する情報支援体制の整備

(障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しにて対応)

発達障害の特性を勘案し、市町村等で用いられている書類の音声化等を実施することにより、【114百万円】
発達障害者に対する情報支援体制を整備する。

※ 発達障害者の中には、書かれたものの内容を読み取ることや文字を書くことが障害のために極端に苦手であって(読み書き障害)、日常生活上の不利益を被る者がいる。

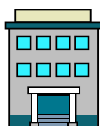
市役所等において、発達障害の特性を勘案し確実に情報が提供される環境の整備

【 都道府県 】

発達障害者支援センターやNPO法人等の当事者団体と連携して、発達障害に対する情報支援体制を整備。

都道府県

- ・書類の音声化等のための機器の整備
- ・発達障害の特性を勘案した情報提供の支援についての啓発 など



発達障害者支援センター

NPO(当事者団体等)

【 窓口 】

市役所等の窓口における
情報支援機器の整備等

(例)



- 読み取り支援ソフト
音声と同時に画像・テキスト・文章をシンクロさせて表示することにより、読むことが困難な者も書かれている内容をわかりやすくするもの。



- コミュニケーションボード
言葉によるコミュニケーションが苦手な者に対して、絵記号などわかりやすい方法によりコミュニケーションを行うもの。



- 音声化機器
テキスト化された文章を指定する箇所ごとに音声で読み上げ、長文の文章等をわかりやすく 聞くためのもの。

情報の確実な
伝達を図る。

発達障害者

※ 国においては、この取組の拡大を図るため、既存の研修会等を活用して、情報支援体制の整備に関する周知と使用方法等の研修を都道府県等(発達障害者支援センター)に対し実施する予定。

○ 発達障害に係る研修等

発達障害施策に携わる職員に対する研修等を行い、各支援現場等における対応の充実を図る。

研修は、小児医療、精神医療、療育の3分野について、それぞれの専門機関である国立機関等において医師等を対象とした研修を行う。

1 発達障害者支援センター職員実務研修

発達障害者支援センター職員を対象とする研修を行い、職員の資質の向上を図る。

期 間 5日間 年2回
対 象 全国の発達障害者支援センター職員で心理療法及び相談支援を担当する職員 20名

2 発達障害関係職員研修

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に対する支援は、十分に対応がなされていないことから、都道府県・政令指定都市の発達障害分野の指導者となる職員に対する研修を実施し、発達障害者の支援の充実を図る。

期 間 5日間 年2回
対 象 都道府県・政令指定都市の現任者（行政担当者、保健師、保育士等 60名）

3 自閉症に関するセミナー

①自閉症子育て支援セミナー
全国の保護者を対象とした療育援助に関する情報の普及と障害への理解を目的。

期 間 4日間 年2回
対 象 全国の自閉症児（者）の保護者 100名

②自閉症トレーニングセミナー
全国の自閉症等関係施設職員及び教師等を対象に実践を通じた療育援助技術の習得を目的。

期 間 5日間 年2回
対 象 全国の自閉症関係施設職員及び教職員 30名

4 小児医療等に関する研修

幼児期、小児期における早期発見を強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回
対 象 全国の小児医療機関の医師等

5 精神医療等に関する研修

幼児期、小児期において発見されなかったアスペルガー症候群などの発見について強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回
対 象 全国の精神医療機関の医師等

<実施機関>

1～3 国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 国立秩父学園【9.6百万円(9.6百万円)】

4、5 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター【運営費交付金の内数】

※各研修等の期間・回数等は予定

○ 発達障害者支援における実地研修システムの構築

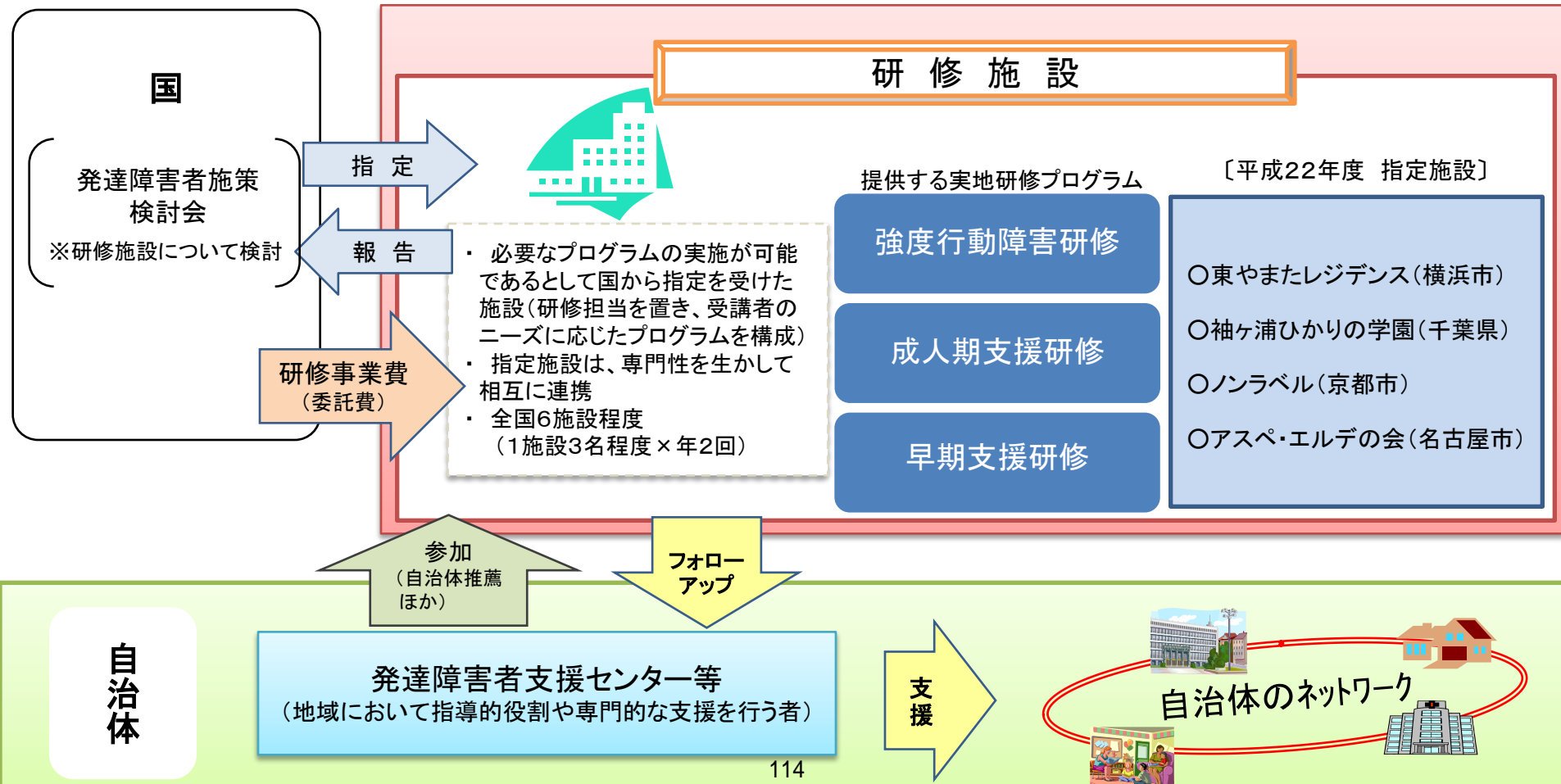
【22百万円(23百万円)】

発達障害者支援法第23条の規定に基づき、発達障害に関する専門的な支援を行う人材を育成するための実地研修システムを構築する。

◆発達障害者支援法(抜粋)

第23条 (専門的知識を有する人材の確保等)

国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう務めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。



○「世界自閉症啓発デー」(4月2日)について

【背景】

平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議をコンセンサス(無投票)採択。



○決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

平成20年 4月、国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

【啓発活動】

○シンポジウムの開催

[平成23年度 開催(案)]

- ・日時 平成23年4月2日(土曜日) 10:00~17:00
- ・場所 灘尾ホール(千代田区)
- ・主催 厚生労働省 ・ 日本自閉症協会
- ・共催 日本発達障害ネットワーク ・ 日本自閉症スペクトラム学会 ・ 全国自閉症者施設協議会
発達障害者支援センター全国連絡協議会 ・ 国立特別支援教育総合研究所
- ・後援(予定) 内閣府 ・ 法務省 ・ 外務省 ・ 文部科学省 ・ 国土交通省 他
- ・大会実行組織 世界自閉症啓発デー・日本実行委員会

○4月2日から8日を発達障害啓発週間として、全国各地において啓発活動に取り組む。

○「世界自閉症啓発デー」の周知及び発達障害への理解促進

- ・4月2日のシンポジウムについて
- ・4月2日~8日の発達障害啓発週間にあわせて取り組まれる、全国各地の啓発活動について

これらについて、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会作成 WEBサイト <http://www.worldautismawarenessday.jp> に動画配信及び取組内容を掲載。

障障地発0121第1号
平成23年1月21日

都道府県
各 発達障害支援施策所管課（室）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室長

平成23年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」にかかる
普及啓発の推進について（協力依頼）

平素より、発達障害者支援施策の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

我が国の発達障害者の支援については、平成17年4月より発達障害者支援法が施行され、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野が連携のもと、様々な施策が実施されているところですが、平成19年12月には、国連総会において「世界自閉症啓発デー」に関する決議が採択され、それぞれの加盟国が、自閉症の子どもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うこと等が求められているところであります。

これを踏まえ、厚生労働省では、4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日の「発達障害啓発週間」を社会全体で自閉症等の発達障害の啓発に取り組む機会ととらえ、本年4月2日に東京でのシンポジウムの開催、自閉症をはじめとする発達障害の理解促進のための「世界自閉症啓発デー・ポスター・リーフレット」の作成等啓発活動を推進していくこととしております。

つきましては、貴都道府県・市におかれましても、「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」の期間を中心に、次に掲げる内容について特段のご配慮をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

1 管内市区町村、関係機関及び地域住民等に対する自閉症等の発達障害に関する知識の普及及び理解の促進

2 「世界自閉症啓発デー ポスター・リーフレット」について、管内市区町村及び関係機関等に配布及び掲示

※1 ポスターについては1月中に発送予定

※2 ポスターの部数については、管内の発達障害者支援センターや保育所等の福祉関係施設、小学校や特別支援学校等の教育関係施設の数を参考に送付しておりますので、市区町村及び特別支援教育担当課等とも調整の上、広く普及啓発に役立つ観点から配布・掲示していただけますようお願いいたします。

なお、1～2の取り組み（イベント、シンポジウム等）について、「世界自閉症啓発デー関連情報」として、下記Webサイトに掲載させていただきますので、別紙に記入の上、3月4日（金）までにFAX又はメールにて送付をお願いいたします。

【世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）】

○<http://www.worldautismawarenessday.jp/>

（世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取り組み等に関する情報を提供）

《連絡先》

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域移行・障害児支援室発達障害支援係 時末、今野
電話：03-5253-1111（内線3038）
FAX：03-3591-8914
e-mail：konno-takehiro@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域移行・障害児支援室発達障害支援係 宛

(FAX: 03-3591-8914)

世界自閉症啓発デー関連情報について

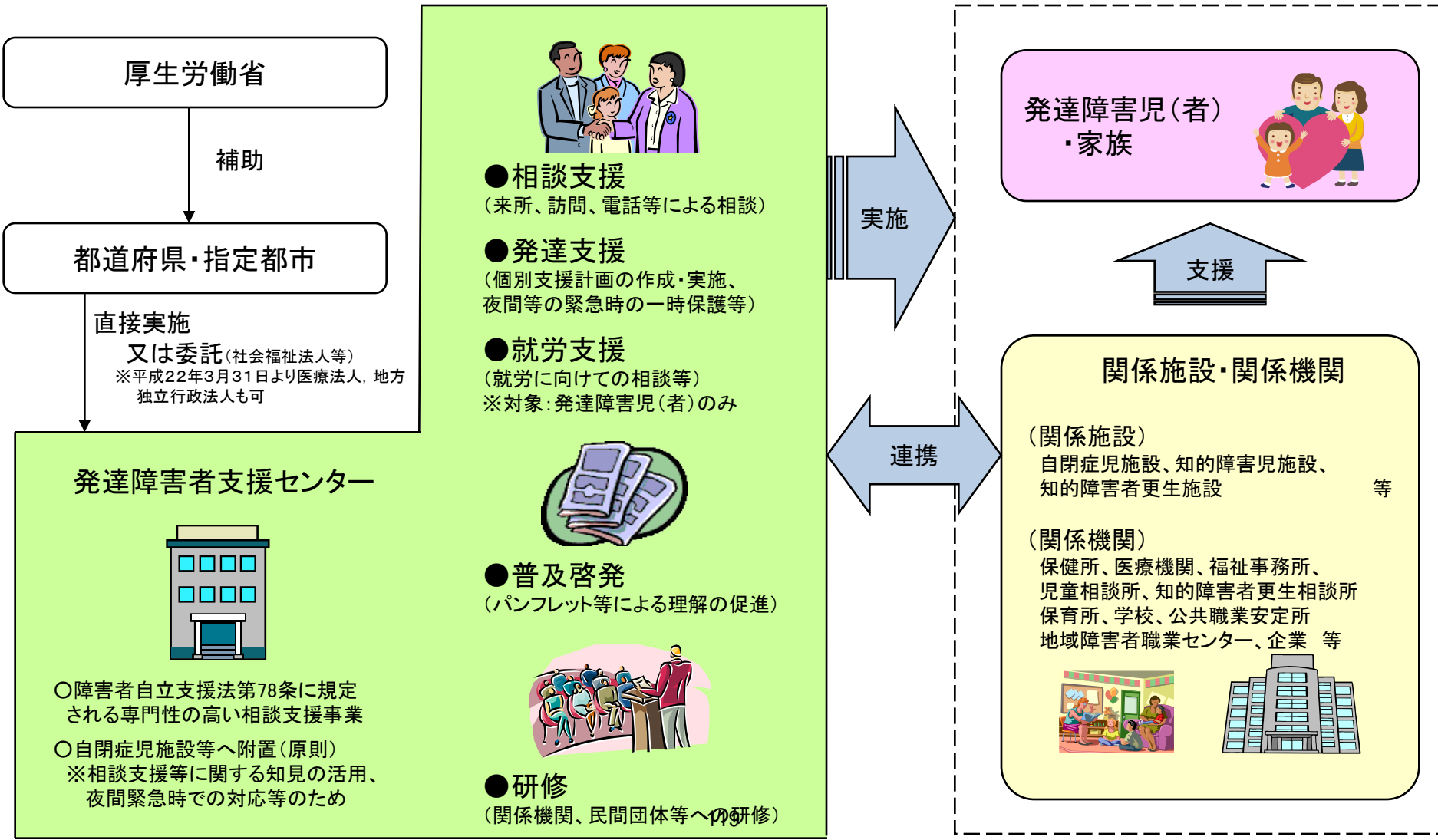
都道府県・指定都市名 _____

①イベント名	
②イベントの内容	
③主催者・共催者等	
④開催場所	
⑤開催日時	
⑥参加者(対象者) 参加(募集)人数	
⑦照会先	電話: ()

○ 発達障害者支援センター運営事業

各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害児(者)またはその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。

※64/66(都道府県・政令指定都市)で設置〔岡山市は平成23年11月、相模原市は平成24年度以降、設置予定〕



1 趣旨

発達障害のある人は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴うが、事業主においては、発達障害者の雇用経験が少ないことや、発達障害者について職務遂行上障害となる症状等が明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、発達障害者を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



2 内容

(1) 対象事業主

発達障害者を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※

※ 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

(3) 雇用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

重症心身障害児(者)通園事業

平成23年度予算案

22年度予算 31億円 → 23年度予算案 35億円 (3.5億円増)

主な改善点(予算案上)

1 か所数

A型	64か所	→	64か所
B型	236か所	→	251か所 (15か所増)
合計	300か所	→	315か所 (15か所増)

2 巡回による訓練・指導の拡大

B型施設単独では、5人以上の利用が見込めない場合は、巡回方式による訓練等を行うことができることになっているが、23年度から利用人数や施設区分(A型施設であっても可)で問わず、実施可能とする。

平成23年度補助基準額

実際の利用者数や重症度に応じて、きめ細かく設定する。

< そ の 他 資 料 >

(その他資料1)

(案)

障発0517第5号

平成22年5月17日

改正 平成 年 月 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者虐待防止対策支援事業の実施について

障害者の保健福祉施策については、かねてより特段のご配慮をいただいているところであるが、障害者に対する虐待については、従来より数々の事件が報告されており、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための協力体制の整備や支援体制の強化が喫緊の課題となっているところである。

このため、今般、別紙のとおり「障害者虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成22年4月1日から実施することとしたので通知する。

障害者虐待防止対策支援事業実施要綱

第1 目的

障害者虐待については、その未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援が重要である。

このため、地域における関係行政機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、社会福祉協議会、障害者団体、医療関係者、司法関係者、民生委員、人権擁護委員、ボランティア、地域住民等（以下「関係機関等」という。）の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的とする。

第2 実施主体

第3の1及び2の事業の実施主体は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

第3の3及び4の本事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の全部又は一部を~~市町村（特別区を含む。）又は社会福祉法人又はNPO法人等に委託することができるものとする。~~

第3 事業内容

下記の1に示した体制を整備（既存の体制の充実を含む。）するとともに、下記の2から4までの事業について、地域の実情を踏まえ、実施するものとする。

1 連携協力体制整備事業

(1) 趣旨

都道府県 又は市町村 は、障害者虐待防止の取組の推進を図るため、地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

なお、本事業は、2から4までの事業の効果的な実施にも資するものである。

(2) 事業内容及び実施方法

ア 事業内容

都道府県 又は市町村 は、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備を図る。

イ 実施方法

ア 事業内容

都道府県 又は市町村 は、障害者虐待に対する一連の対応後においても、引き続き適切な支援を行うため、医師会、臨床心理士会、精神保健福祉士会等の精神医療・保健・福祉関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、カウンセリングを行う。

イ 実施方法

- (ア) 都道府県 又は市町村 は、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等を対象としたカウンセリングについて、医師会、臨床心理士会、精神保健福祉士会等の精神医療・保健・福祉関係団体に協力依頼を行う。
- (イ) 協力を求められた医療機関の医師や臨床心理士、精神保健福祉士等は、対象者に対し、カウンセリングを行う。

ウ 留意事項

都道府県 又は市町村 は、虐待を受けた障害者のほかに、障害者虐待を行った家族等に対しても、障害者虐待の未然防止を図る観点から、カウンセリングを行うよう努めること。

また、カウンセリングを行う際には、これまでの家族関係の背景や障害者虐待が生じた要因を踏まえたカウンセリングを行い、カウンセリング終了後においても、「① 家庭訪問」の活用等により、さらに継続的な支援を行うよう努めること。

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

都道府県 又は市町村 は、①から④に示した事業のほか、障害者虐待が発生した障害福祉サービス事業所等に対して、国が実施する障害者虐待の防止・権利擁護に関する研修を受講した者等を指導員として派遣する事業やオンブズマンを派遣する事業、地域において障害者の家庭の見守りを行う協力員を配置する事業等、地域の実情を踏まえた事業を実施することができる。

3 障害者虐待防止・権利擁護研修事業

(1) 趣旨

都道府県は、障害者虐待の問題について、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者の理解を深めるとともに、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を図るため、研修を実施する。

(2) 事業内容及び実施方法

ア 事業内容

都道府県は、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職

員を対象として、以下の研修を実施する。

① 障害福祉サービス事業所等従事者研修

障害福祉サービス事業所等の従事者を対象とした障害者虐待の防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者に対する虐待や不適切な対応を防止するための障害特性にも配慮した支援方法についての研修

② 障害福祉サービス事業所等管理者研修

障害福祉サービス事業所等の管理者を対象とした障害者虐待の防止に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待の防止のための組織・運営体制についての研修

③ 相談窓口職員研修

相談窓口職員を対象とした障害者虐待の通報を受けた際の対応方法や虐待を受けた障害者に対する支援に関する専門的知識、援助技術についての研修

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、都道府県自立支援協議会等を活用し、別途、国が行う研修を参考として、研修の実施方法や内容について検討を行う。

(イ) 都道府県は、研修の質の向上を図るため、別途、国が行う研修に担当職員や都道府県研修の講師となる者を参加させる。

ウ 留意事項

都道府県は、本研修がより実践的な研修となるよう、演習による事例検討を実施すること。

4 専門性強化事業

(1) 趣旨

都道府県は、障害者虐待の問題に関する専門性を強化するため、医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、障害者虐待に対する体制整備に資するため、虐待事例の分析等を行う。

(2) 事業内容及び実施方法

① 医学的専門性の強化

ア 事業内容

都道府県は、医師会等の医療関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療の必要性や医学的側面からの支援方法について、市町村職員、相談支援専門員等が専門的助言を得られるよう、地域における支援体制の専門性の強化を図る。

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療

の必要性や医学的側面からの支援方法に係る専門的助言について、医師会等の医療関係団体に協力依頼を行う。

(イ) 協力を求められた医療機関の医師等は、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の治療の必要性や医学的側面からの支援方法について、専門的助言を行う。

② 法的専門性の強化

ア 事業内容

都道府県は、弁護士会、司法書士会等の司法関係団体の協力を得て、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の対応方法について、市町村職員、相談支援専門員等が専門的助言を得られるよう、地域における支援体制の専門性の強化を図る。

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の対応方法に係る専門的助言について、弁護士会、司法書士会等の司法関係団体に協力依頼を行う。

(イ) 協力を求められた弁護士や司法書士等は、虐待を受けた障害者の保護や権利擁護に係る法的な問題の処理について、専門的助言を行う。

③ 有識者との連携による事例分析等

ア 事業内容

都道府県は、障害者虐待の事例分析等を行う障害者虐待、高齢者虐待及び児童虐待に関する知識や経験のある学識経験者、医療関係者、司法関係者、福祉関係者等から構成されるチームを設置し、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の事例について、チームにおいて分析・評価を行い、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援に資するための関係機関等の協力体制や支援体制に関するマニュアル等を作成する。

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、障害者虐待の事例分析等を行うチームを設置する。

(イ) チームは、虐待を受けた障害者やそのおそれのある障害者の事例の分析・評価を行い、都道府県に対して、地域の関係機関等の協力体制、障害福祉サービス事業所の運営体制等に係る専門的助言を行う。

(ウ) 都道府県は、チームの事例の分析・評価や専門的助言を踏まえ、地域の関係機関等の協力体制、障害福祉サービス事業所の運営体制等に関するマニュアル等を作成する。

ウ 留意事項

都道府県は、作成したマニュアル等を市町村を始めとする関係機関等に幅広く情報提供するとともに、当該マニュアル等を「3 障害者虐待

防止・権利擁護研修事業」等の研修の場においてテキストとして活用するよう努めること。

第4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

第5 留意事項

- 1 都道府県及び市町村は、事業を実施するに当たっては、~~都道府県~~自立支援協議会等において、実施する事業内容の検討や実績の検証等を行うこと。
- 2 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)を所管する関係部局との連携を図るとともに、障害者の働く場における障害者虐待については、都道府県労働局との連携を図ること。
- 3 都道府県及び市町村は、虐待を受けた障害者等に関する個人情報の取扱いに留意すること。
- 4 本事業の国庫補助対象には、別に国庫補助がなされているものは含まれないので留意すること。

(新)	(旧)
<p>(別紙)</p> <p>重症心身障害児（者）通園事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施施設等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) B型施設</p> <p>B型施設は、原則として障害児（者）施設等において施設運営に支障のない程度の人数（1日の利用人員5人を標準とする。）を受け入れて実施するものとする。</p> <p><u>(3) 巡回方式</u></p> <p><u>A型施設又はB型施設を拠点として地域毎に実施日を定め、職員がチームを組んで巡回し、地域の公共施設等において事業を実施することができるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 実施施設の構造及び設備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) A型施設には、次に掲げる設備のほか必要な設備を設けなければならない。</p>	<p>(別紙)</p> <p>重症心身障害児（者）通園事業実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) B型施設</p> <p>B型施設は、原則として障害児（者）施設等において施設運営に支障のない程度の人数（1日の利用人員5人を標準とする。）を受け入れて実施するものとする。</p> <p>なお、B型単独では毎日5人以上の利用が見込めない地域にあつては、B型施設を拠点として地域毎に実施日を定め、アからウに掲げる職員がチームを組んで巡回し、地域の公共施設等において事業を実施する方式（以下「B型巡回方式」という。）により行うことができるものとする。</p> <p>ア 看護師</p> <p>イ 児童指導員又は保育士</p> <p>ウ 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 実施施設の構造及び設備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) A型施設には、次に掲げる設備のほか必要な設備を設けなければならないこと。</p>

ただし、重症心身障害児施設等の設備を利用することにより通園事業の効率的運営が期待できる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、イからオまで及びキに掲げる設備を設けないことができる。

- ア 訓練室
- イ 集会室兼食堂
- ウ 診察室
- エ 静養室
- オ 浴室又はシャワー室
- カ 便所
- キ 調理室
- ク リフト付き通園バス

(3) (略)

(4) 巡回方式により事業を実施する場合は、公共施設等の設備を利用するものとし、次に掲げる設備を利用できる施設において実施しなければならない。

ただし、利用者の処遇に支障がないときは、イからエに掲げる設備を設けないことができる。

- ア 訓練室
- イ 医務室
- ウ 静養室
- エ 浴室又はシャワー室
- オ 便所

7 職員の配置の基準

(1) A型施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。

ただし、ア、イについては、重症心身障害児施設等の職員を兼ねることができるものとする。

- ア 施設長
- イ 医師
- ウ 看護師
- エ 児童指導員又は保育士
- オ 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員
- カ その他この事業を実施するために必要な職員

(2) (略)

ただし、重症心身障害児施設等の設備を利用することにより通園事業の効率的運営が期待できる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、イからオまで及びキに掲げる設備を設けないことができる。

- ア 訓練室
- イ 集会室兼食堂
- ウ 診察室
- エ 静養室
- オ 浴室又はシャワー室
- カ 便所
- キ 調理室
- ク リフト付き通園バス

(3) (略)

(4) B型巡回方式により事業を実施する場合は、公共施設等の設備を利用するものとし、次に掲げる設備を利用できる施設において実施しなければならないこと。

ただし、利用者の処遇に支障がないときは、イからエに掲げる設備を設けないことができる。

- ア 訓練室
- イ 医務室
- ウ 静養室
- エ 浴室又はシャワー室
- オ 便所

7 職員の配置の基準

(1) A型施設には、次に掲げる職員を置かなければならないこと。

ただし、ア、イについては、重症心身障害児施設等の職員を兼ねることができるものとする。

- ア 施設長
- イ 医師
- ウ 看護師
- エ 児童指導員又は保育士
- オ 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員
- カ その他この事業を実施するために必要な職員

(2) (略)

(3) 巡回方式により事業を実施する場合は、利用者の状況等に応じて必要な指導、訓練を行えるよう、次に掲げるいずれかの職員がチームを組んで巡回するものとする。

ア 看護師

イ 児童指導員又は保育士

ウ 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する職員

8 実施方法等

(1) 実施日

通園事業は、原則として日曜日及び国民の休日を除き毎日行うものとする。

(2) 指導等

ア 理学療法、作業療法、言語療法等による機能回復訓練、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うこと。

なお、指導、訓練等に当たっては、個々の利用者の状況等に応じて作成された個別プログラムに基づいて行うこと。

イ 家庭における療育や保護者の悩み事などについての相談に応じ、必要な助言、指導を行うこと。

ウ 利用者の家庭における状況等を把握するため、保護者とは、常に密接な連絡を保つこと。

(3) (略)

(4) 給食

給食は、利用者の身体的状況、訓練の状況、し好等を考慮して行うこと。

ただし、巡回方式により事業を行う場合は、給食を行わないことができる。

(5) (略)

(6) 関係機関との連携

都道府県等は、通園事業の運営について児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、児童委員、知的障害者相談員、特別支援学校、医療機関等と連携を密にし、利用者に対する指導が円滑かつ効率的に実施されるよう努めるものとする。

なお、重症心身障害児（者）は、その障害の特性から医療と密接な関係を保つ必要があるので、特に、実施施設が医療機関でない場合には、医療機関との緊密な連携を図ることとする。

9 (略)

8 実施方法等

(1) 開設日

通園事業は、原則として日曜日及び国民の休日を除き毎日行うものとする。

(2) 指導等

ア 理学療法、作業療法、言語療法等による機能回復訓練、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応等の訓練を行うこと。

なお、指導、訓練等に当たっては、個々の利用者の状況、状態に応じて作成された個別プログラムに基づいて行うこと。

イ 家庭における療育や保護者の悩み事などについての相談に応じ、必要な助言、指導を行うこと。

ウ 利用者の家庭における状況、状態を把握するため、保護者とは、常に密接な連絡を保つこと。

(3) (略)

(4) 給食

給食は、利用者の身体的状況、訓練の状況、し好等を考慮して行うこと。

ただし、B型巡回方式により事業を行う場合は、給食を行わないことができる。

(5) (略)

(6) 関係機関との連携

都道府県等は、通園事業の運営について児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、児童委員、知的障害者相談員、養護学校、医療機関等と連携を密にし、利用者に対する指導が円滑かつ効率的に実施されるよう努めるものとする。

なお、重症心身障害児（者）は、その障害の特性から医療と密接な関係を保つ必要があるので、特に、実施施設が医療機関でない場合には、医療機関との緊密な連携を図ることとする。

9 (略)

(別紙)

重症心身障害児（者）通園事業実施要綱新旧対照表（案）

(その他資料2)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

(新)				(旧)			
別表				別表			
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	1区分	2種目	3基準額	4対象経費
1 重症心身障害児(者)通園事業	A 型施設	<p>次により算出された年間の合計額</p> <p>1 事務費 (1カ所当たり) <u>(小規模型) 利用者10人以下</u> 月額 2,697,460円</p> <p><u>(標準型) 利用者11人以上20人未満</u> 月額 3,037,480円</p> <p><u>(大規模型) 利用者20人以上</u> 月額 3,454,670円</p> <p>利用者については各月初日の実利用者人員数とする。</p> <p>2 事業費 (略)</p> <p>削除</p> <p>3 巡回方式加算分 (1日あたり) 12,410円</p>	(略)	1 重症心身障害児(者)通園事業	A 型施設	<p>次により算出された年間の合計額</p> <p>1 事務費 (1カ所当たり) 月額 3,052,090円</p> <p>2 事業費 (生活保護世帯) 月額 16,030円×各月初日の利用者実人員数 (一般世帯) 月額 7,130円×各月初日の利用者実人員数</p> <p><u>ただし、1月につき15人を限度とする。</u></p>	重症心身障害児(者)通園事業A型施設を運営するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、食糧費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

(別紙)

平成23年度在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金交付要綱一部改正新旧対照表

(その他資料3)

	B 型 施設	次により算出された年間の合計額 1 事務費 (1か所当たり) <u>(標準型) 利用者10人以下</u> 月額 1,425,690 円 <u>(大規模型) 利用者11人以上</u> 月額 1,795,310 円 <u>利用者については各月初日の実利用者人員数とする。</u> 2 事業費 (略) 削除 3 巡回方式加算分 (1日当たり) <u>12,410 円</u> [削除]	(略)		B 型 施設	次により算出された年間の合計額 1 事務費 (1か所当たり) 月額 1,302,940 円 2 事業費 (生活保護世帯) 月額 16,030 円×各月初日の利用者実人員数 (一般世帯) 月額 7,130 円×各月初日の利用者実人員数 <u>ただし、1月につき5人を限度とする。</u> 3 巡回方式加算分 (1日当たり) 5,830 円 [ただし、1月につき10日を限度とする。]	重症心身障害児(者)通園事業B型 施設を運営するために必要な報酬、 給料、職員手当等、共済費、賃金、 旅費、需用費、食糧費、役務費、委 託料、使用料及び賃借料、備品購入 費
--	-----------	--	-----	--	-----------	--	---

(新)				(旧)											
別紙 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱				別紙 障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱											
1～13 (略)				1～13 (略)											
別表1 (略)				別表1 (略)											
別表2				別表2											
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄								
(1) 事務費	(略)	(略)	(略)	(1) 事務費	(略)	(略)	(略)								
(2) 生活	ア イ オ (略)	(略)	(1) (略)	(2) ア イ オ (略)	(略)	(略)	(1) (略)								
			算式(1)～(2) (略)				算式(1)～(2) (略)								
			重度加算費保護単価表(措置児童1人当たり)				重度加算費保護単価表(措置児童1人当たり)								
			<table border="1"> <tr> <th>重度加算費</th> <th>施設種別 (月額)</th> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>25%加算分 46,750円</td> </tr> </table>	重度加算費	施設種別 (月額)	知的障害	25%加算分 46,750円				<table border="1"> <tr> <th>重度加算費</th> <th>施設種別 (月額)</th> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>25%加算分 46,870円</td> </tr> </table>	重度加算費	施設種別 (月額)	知的障害	25%加算分 46,870円
重度加算費	施設種別 (月額)														
知的障害	25%加算分 46,750円														
重度加算費	施設種別 (月額)														
知的障害	25%加算分 46,870円														

諸 費			<table border="1"> <tr> <td>児施設</td> <td>30%加算分</td> <td><u>56,090円</u></td> </tr> <tr> <td>第二種自閉症児施設</td> <td>25%加算分 30%加算分</td> <td><u>46,750円</u> <u>56,090円</u></td> </tr> <tr> <td>盲児施設</td> <td>25%加算分 30%加算分</td> <td><u>44,530円</u> <u>53,400円</u></td> </tr> <tr> <td>ろうあ児施設</td> <td>25%加算分 30%加算分</td> <td><u>40,650円</u> <u>48,800円</u></td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児療護施設</td> <td></td> <td><u>56,090円</u></td> </tr> </table>	児施設	30%加算分	<u>56,090円</u>	第二種自閉症児施設	25%加算分 30%加算分	<u>46,750円</u> <u>56,090円</u>	盲児施設	25%加算分 30%加算分	<u>44,530円</u> <u>53,400円</u>	ろうあ児施設	25%加算分 30%加算分	<u>40,650円</u> <u>48,800円</u>	肢体不自由児療護施設		<u>56,090円</u>
	児施設	30%加算分	<u>56,090円</u>															
	第二種自閉症児施設	25%加算分 30%加算分	<u>46,750円</u> <u>56,090円</u>															
	盲児施設	25%加算分 30%加算分	<u>44,530円</u> <u>53,400円</u>															
	ろうあ児施設	25%加算分 30%加算分	<u>40,650円</u> <u>48,800円</u>															
肢体不自由児療護施設		<u>56,090円</u>																
カ 強度 行動 障害 特別 処遇 加算 費	(略)	(略)	<p>算式(3)</p> <p>強度行動障害特別処遇加算費月額保護単価<u>223,210円</u>×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>															
キ 重度 重複	(略)	(略)	<p>算式(4)</p> <p>重度重複障害児受入加算費月額保護単価<u>31,700円</u>×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p>															

諸 費			<table border="1"> <tr> <td>児施設</td> <td>30%加算分</td> <td><u>56,240円</u></td> </tr> <tr> <td>第二種自閉症児施設</td> <td>25%加算分 30%加算分</td> <td><u>46,870円</u> <u>56,240円</u></td> </tr> <tr> <td>盲児施設</td> <td>25%加算分 30%加算分</td> <td><u>44,620円</u> <u>53,560円</u></td> </tr> <tr> <td>ろうあ児施設</td> <td>25%加算分 30%加算分</td> <td><u>40,760円</u> <u>48,910円</u></td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児療護施設</td> <td></td> <td><u>56,240円</u></td> </tr> </table>	児施設	30%加算分	<u>56,240円</u>	第二種自閉症児施設	25%加算分 30%加算分	<u>46,870円</u> <u>56,240円</u>	盲児施設	25%加算分 30%加算分	<u>44,620円</u> <u>53,560円</u>	ろうあ児施設	25%加算分 30%加算分	<u>40,760円</u> <u>48,910円</u>	肢体不自由児療護施設		<u>56,240円</u>
	児施設	30%加算分	<u>56,240円</u>															
	第二種自閉症児施設	25%加算分 30%加算分	<u>46,870円</u> <u>56,240円</u>															
	盲児施設	25%加算分 30%加算分	<u>44,620円</u> <u>53,560円</u>															
	ろうあ児施設	25%加算分 30%加算分	<u>40,760円</u> <u>48,910円</u>															
肢体不自由児療護施設		<u>56,240円</u>																
カ 強度 行動 障害 特別 処遇 加算 費	(略)	(略)	<p>算式(3)</p> <p>強度行動障害特別処遇加算費月額保護単価<u>224,190円</u>×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>															
キ 重度 重複	(略)	(略)	<p>算式(4)</p> <p>重度重複障害児受入加算費月額保護単価<u>31,900円</u>×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p>															

	障害児加算費																																		
	ク(略)	(略)	(略)	(略)																															
(3)	ア	(略)	(略)	(略)																															
	点	算式(1)～(3) (略)																																	
数	体	保育士等加算費保護単価表(措置児童1人当たり月額)																																	
	分	<table border="1"> <tr> <td>措置児童数</td> <td>50人まで</td> <td>51人から60人まで</td> <td>61人から70人まで</td> <td>71人から80人まで</td> <td>81人から90人まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A欄</td> <td>基本分</td> <td>円 26,520</td> <td>円 25,830</td> <td>円 25,230</td> <td>円 24,570</td> <td>円 23,940</td> </tr> <tr> <td>B欄</td> <td>加算分</td> <td>円 2,320</td> <td>円 2,250</td> <td>円 2,210</td> <td>円 2,130</td> <td>円 2,070</td> </tr> <tr> <td>措置児童数</td> <td>91人から100人まで</td> <td>101人から110人まで</td> <td>111人から120人まで</td> <td>121人から130人まで</td> <td>131人から140人まで</td> <td></td> </tr> </table>						措置児童数	50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで		A欄	基本分	円 26,520	円 25,830	円 25,230	円 24,570	円 23,940	B欄	加算分	円 2,320	円 2,250	円 2,210	円 2,130	円 2,070	措置児童数	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで	
措置児童数	50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで																														
A欄	基本分	円 26,520	円 25,830	円 25,230	円 24,570	円 23,940																													
B欄	加算分	円 2,320	円 2,250	円 2,210	円 2,130	円 2,070																													
措置児童数	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで																														
自由	由																																		
児	施																																		

	障害児加算費																																		
	ク(略)	(略)	(略)	(略)																															
(3)	ア	(略)	(略)	(略)																															
	点	算式(1)～(3) (略)																																	
数	体	保育士等加算費保護単価表(措置児童1人当たり月額)																																	
	分	<table border="1"> <tr> <td>措置児童数</td> <td>50人まで</td> <td>51人から60人まで</td> <td>61人から70人まで</td> <td>71人から80人まで</td> <td>81人から90人まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A欄</td> <td>基本分</td> <td>円 26,640</td> <td>円 25,940</td> <td>円 25,350</td> <td>円 24,690</td> <td>円 24,060</td> </tr> <tr> <td>B欄</td> <td>加算分</td> <td>円 2,330</td> <td>円 2,260</td> <td>円 2,220</td> <td>円 2,140</td> <td>円 2,080</td> </tr> <tr> <td>措置児童数</td> <td>91人から100人まで</td> <td>101人から110人まで</td> <td>111人から120人まで</td> <td>121人から130人まで</td> <td>131人から140人まで</td> <td></td> </tr> </table>						措置児童数	50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで		A欄	基本分	円 26,640	円 25,940	円 25,350	円 24,690	円 24,060	B欄	加算分	円 2,330	円 2,260	円 2,220	円 2,140	円 2,080	措置児童数	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで	
措置児童数	50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで																														
A欄	基本分	円 26,640	円 25,940	円 25,350	円 24,690	円 24,060																													
B欄	加算分	円 2,330	円 2,260	円 2,220	円 2,140	円 2,080																													
措置児童数	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで																														
自由	由																																		
児	施																																		

設
基
本
分
措
置
費

A 欄	基本分	円 23,280	円 23,050	円 22,870	円 22,610	円 22,440
B 欄	加算分	2,060	2,010	2,010	1,990	1,950
措置児童数		141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A 欄	基本分	円 22,250	円 22,100	円 21,990	円 21,880	円 21,790
B 欄	加算分	1,970	1,940	1,920	1,910	1,910
措置児童数		191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基本分	円 21,670	円 21,610			
B 欄	加算分	1,910	1,880			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left[\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{乳幼児数} \end{array} \right]$$

設
基
本
分
措
置
費

A 欄	基本分	円 23,390	円 23,150	円 22,970	円 22,710	円 22,540
B 欄	加算分	2,070	2,020	2,020	2,000	1,960
措置児童数		141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A 欄	基本分	円 22,350	円 22,200	円 22,090	円 21,980	円 21,890
B 欄	加算分	1,980	1,950	1,930	1,920	1,920
措置児童数		191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基本分	円 21,770	円 21,710			
B 欄	加算分	1,920	1,890			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left[\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{乳幼児数} \end{array} \right]$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。

乳幼児保育士等加算費保護単価表

	A 欄	B 欄
基本分	20,090円	1,770円

算式(4)～(7)
(略)

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。

乳幼児保育士等加算費保護単価表

	A 欄	B 欄
基本分	20,180円	1,780円

算式(4)～(7)
(略)

イ 点数分 以外の 分	(ア) 重度 肢体 不 自 由 児 加 算 費	(略)	(略)	重度肢体不自由児加算費月額保護単価 56,090円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児措置児童数
	(イ) 通 園	(略)	(略)	通園指導費月額保護単価 47,990円×その月初日の措置児童数(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以

イ 点数分 以外の 分	(ア) 入所部 の別に 定める 基準に よる肢 体不 自 由 児 重 度棟の 措置児 童 加 算 費	その児童 の看護及 び日常諸 経費等	重度肢体不自由児加算費月額保護単価 56,240円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児措置児童数
	(イ) 通 園	通園部 の措置 児童	その児童 の看護及 び施設運

	指導費		外の施設の場合、民間施設加算費として 4,270円を加算した額とする。)		指導費	営に必要な事務費等	外の施設の場合、民間施設加算費として 4,290円を加算した額とする。)
	(ウ) (略)	(略)	(略)		(ウ) (略)	(略)	(略)
(4) 肢体不自由児療育費	(略)	(略)	(略) 算式(1)～(2) (略) 算式(3)(保育士等加算費分) 保育士等加算費月額保護単価 <u>20,090円</u> ×その月初日の措置児童数 ただし、乳児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。 乳幼児保育士等加算費月額保護単価 <u>20,090円</u> ×その月初日の措置乳幼児数 (注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。	(略)	(4) 肢体不自由児療育費	(略)	(略) 算式(1)～(3) (略) 算式(3)(保育士等加算費分) 保育士等加算費月額保護単価 <u>20,180円</u> ×その月初日の措置児童数 ただし、乳児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。 乳幼児保育士等加算費月額保護単価 <u>20,180円</u> ×その月初日の措置乳幼児数 (注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1項及び第2項に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。
			算式(4) (重度肢体不自由児加算費分) 重度肢体不自由児加算費月額保護単価 <u>56,090円</u> ×その月初日の措置児童数(すべての措置児を重度棟に入所されているものとみなす。)				算式(4) (重度肢体不自由児加算費分) 重度肢体不自由児加算費月額保護単価 <u>56,240円</u> ×その月初日の措置児童数(すべての措置児を重度棟に入所されているものとみなす。)
			算式(5)～(7) (略)				算式(5)～(7) (略)

(5)
第一種自閉症児施設基本分措置費

(略) | (略) | (略)
算式(1)~(3)
(略)

保育士等加算費保護単価表(措置児童1人当たり月額)

措置児童数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A欄	基本分	円 <u>70,610</u>	円 <u>69,650</u>	円 <u>68,620</u>	円 <u>67,600</u>	円 <u>66,580</u>
B欄	加算分	<u>6,270</u>	<u>6,190</u>	<u>6,080</u>	<u>6,010</u>	<u>5,900</u>
措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A欄	基本分	円 <u>66,200</u>	円 <u>65,880</u>	円 <u>65,550</u>	円 <u>65,160</u>	
B欄	加算分	<u>5,880</u>	<u>5,860</u>	<u>5,820</u>	<u>5,790</u>	

算式(4)~(6)
(略)

重度自閉症児加算費保護単価表
(措置児童1人当たり)

(5)
第一種自閉症児施設基本分措置費

(略) | (略) | (略)
算式(1)~(3)
(略)

保育士等加算費保護単価表(措置児童1人当たり月額)

措置児童数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A欄	基本分	円 <u>70,930</u>	円 <u>69,960</u>	円 <u>68,930</u>	円 <u>67,900</u>	円 <u>66,870</u>
B欄	加算分	<u>6,300</u>	<u>6,230</u>	<u>6,110</u>	<u>6,050</u>	<u>5,930</u>
措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A欄	基本分	円 <u>66,500</u>	円 <u>66,180</u>	円 <u>65,840</u>	円 <u>65,450</u>	
B欄	加算分	<u>5,910</u>	<u>5,890</u>	<u>5,840</u>	<u>5,820</u>	

算式(4)~(6)
(略)

重度自閉症児加算費保護単価表
(措置児童1人当たり)

			区分 保護単価（月額）					区分 保護単価（月額）		
			25%加算分	<u>46,750円</u>				25%加算分	<u>46,870円</u>	
			30%加算分	<u>56,090円</u>				30%加算分	<u>56,240円</u>	
			算式(7) (略)					算式(7) (略)		
(6) 重症 心身 障害 児療 育費	(略)	(略)	(1) (略)				(1) (略)			
			算式(1) (略)					算式(1) (略)		
			算式(2) (指導費分) 指導費月額保護単価 <u>229,630円</u> ×その月初日の措置児童数					算式(2) (指導費分) 指導費月額保護単価 <u>230,680円</u> ×その月初日の措置児童数		
			算式(3)～(6) (略)					算式(3)～(6) (略)		
(7) 教 育 費	(略)	(略)	(略)				(略)			
			算式(1)～(3) (略)					算式(1)～(3) (略)		
			算式(4) 特別加算費年額保護単価 <u>58,900円</u> ×特別支援学校の高等部第1学年入学 措置児童数					算式(4) 特別加算費年額保護単価 <u>58,500円</u> ×特別支援学校の高等部第1学年入学 措置児童数		
(8) }	(略)	(略)	(略)				(略)			
(10)	(略)	(略)	(略)				(略)			

(略)				(略)			
(11) 特 別 育 成 費	(略)	(略)	(略) 算 式(1) (略) 算 式(2) 特別加算費年額保護単価 <u>58,900円</u> ×高等学校第1学年入学措置児童数	(11) 特 別 育 成 費	(略)	(略)	(略) 算 式(1) (略) 算 式(2) 特別加算費年額保護単価 <u>58,500円</u> ×高等学校第1学年入学措置児童数
(12) }	(略)	(略)	(略)	(12) }	(略)	(略)	(略)
(16) (略)				(16) (略)			
(17) 就 職 支 度 費	(略)	(略)	(略) 算 式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 <u>79,000円</u> ×その月の就職による措置解除児童数 算 式(2) (略)	(17) 就 職 支 度 費	(略)	(略)	(略) 算 式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 <u>77,000円</u> ×その月の就職による措置解除児童数 算 式(2) (略)
(18) (略)	(略)	(略)	(略)	(18) (略)	(略)	(略)	(略)

別表3 (略)

表4-1 (略)

別表4-2 (略)

別表3 (略)

表4-1 (略)

別表4-2 (略)

別表5 障害児施設事務費の保護単価（児童1人当たり）表

1 一般分保護単価

(1) 知的障害児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	439,070	429,780	420,500	415,570	409,200	402,830	393,140	383,360
11～20	295,180	288,880	282,590	279,320	274,950	270,560	263,940	257,380
30人まで	228,360	224,060	219,780	217,600	214,570	211,590	207,150	202,600
31～40	207,610	203,630	199,650	197,610	194,860	192,070	187,980	183,830
41～50	188,200	184,410	180,590	178,620	175,990	173,320	169,360	165,350
51～60	181,980	178,240	174,530	172,600	169,990	167,390	163,550	159,650
61～70	175,730	172,120	168,530	166,670	164,110	161,570	157,870	154,110
71～80	167,600	164,170	160,710	158,860	156,470	154,050	150,510	146,910
81～90	163,420	160,050	156,660	154,910	152,580	150,210	146,720	143,180
91～100	157,370	154,100	150,830	149,110	146,830	144,540	141,180	137,730
101～110	156,480	153,230	149,980	148,310	146,030	143,750	140,400	137,020
111～120	155,710	152,470	149,250	147,540	145,280	143,030	139,700	136,320
121～130	154,930	151,700	148,500	146,790	144,550	142,320	138,960	135,610
131～140	153,710	150,570	147,450	145,810	143,610	141,440	138,160	134,870
141～150	153,320	150,130	146,940	145,260	143,050	140,820	137,490	134,160
151～160	152,250	149,070	145,880	144,260	142,060	139,860	136,480	133,160
161～170	151,160	148,000	144,830	143,260	141,010	138,830	135,550	132,180
171～180	150,080	146,940	143,810	142,130	139,990	137,850	134,550	131,260
181～190	148,910	145,800	142,690	141,080	138,930	136,770	133,500	130,230
191人以上	147,830	144,730	141,660	140,030	137,880	135,760	132,530	129,310

(注)「10人」及び「11～20人」の単価は、知的障害児施設を本体施設とし、障害者支援施設（障害者自立支援法施行後もなお従前の例により運営している身体障害者更生施設を含む。以下この別表5において同じ。）を併設する場合に適用すること。

(1) - 2 知的障害児施設

(障害者支援施設を本体施設とし知的障害児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	147,380	144,720	142,020	140,650	138,760	136,920	134,110	131,320
11～20	150,220	147,200	144,150	142,540	140,430	138,300	135,210	131,980

(2) 第二種自閉症児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
40人まで	229,160	223,770	218,350	215,850	212,680	209,710	204,900	199,990
41～50人	218,600	213,570	208,510	206,140	203,050	200,230	195,620	190,980
51～60	209,350	204,580	199,810	197,510	194,580	191,810	187,410	182,910
61～70	200,060	195,510	190,980	188,760	185,980	183,300	179,050	174,780
71人以上	190,800	186,470	182,170	180,090	177,380	174,820	170,720	166,640

別表5 障害児施設事務費の保護単価（児童1人当たり）表

1 一般分保護単価

(1) 知的障害児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	440,790	431,470	422,150	417,200	410,810	404,410	394,640	384,830
11～20	296,400	290,070	283,730	280,450	276,060	271,650	265,000	258,390
30人まで	229,330	225,010	220,690	218,500	215,460	212,470	207,990	203,420
31～40	208,490	204,490	200,500	198,450	195,690	192,870	188,760	184,590
41～50	189,020	185,210	181,360	179,380	176,760	174,060	170,080	166,050
51～60	182,770	179,030	175,290	173,350	170,730	168,120	164,260	160,330
61～70	176,510	172,890	169,260	167,390	164,820	162,290	158,560	154,780
71～80	168,350	164,900	161,430	159,550	157,170	154,740	151,170	147,550
81～90	164,150	160,760	157,360	155,600	153,240	150,860	147,360	143,800
91～100	158,070	154,790	151,500	149,770	147,480	145,170	141,790	138,330
101～110	157,180	153,910	150,650	148,970	146,670	144,380	141,010	137,620
111～120	156,400	153,150	149,910	148,200	145,930	143,670	140,310	136,910
121～130	155,640	152,380	149,160	147,440	145,190	142,950	139,570	136,200
131～140	154,390	151,240	148,090	146,460	144,250	142,060	138,760	135,460
141～150	154,000	150,800	147,590	145,910	143,690	141,450	138,090	134,740
151～160	152,930	149,730	146,530	144,900	142,690	140,480	137,070	133,740
161～170	151,830	148,660	145,480	143,900	141,640	139,430	136,150	132,770
171～180	150,750	147,610	144,450	142,780	140,610	138,450	135,150	131,830
181～190	149,570	146,460	143,330	141,710	139,550	137,380	134,100	130,810
191人以上	148,500	145,390	142,290	140,650	138,490	136,370	133,120	129,870

(注)「10人」及び「11～20人」の単価は、知的障害児施設を本体施設とし、障害者支援施設（障害者自立支援法施行後もなお従前の例により運営している身体障害者更生施設を含む。以下この別表5において同じ。）を併設する場合に適用すること。

(1) - 2 知的障害児施設

(障害者支援施設を本体施設とし知的障害児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	147,840	145,160	142,450	141,080	139,180	137,320	134,490	131,690
11～20	150,800	147,750	144,690	143,070	140,940	138,800	135,700	132,460

(2) 第二種自閉症児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
40人まで	230,130	224,720	219,280	216,740	213,560	210,560	205,710	200,780
41～50人	219,550	214,480	209,420	207,010	203,910	201,060	196,430	191,750
51～60	210,260	205,470	200,660	198,350	195,410	192,600	188,190	183,670
61～70	200,930	196,360	191,810	189,580	186,770	184,080	179,790	175,500
71人以上	191,630	187,300	182,960	180,870	178,150	175,560	171,450	167,330

(3) 知的障害児通園施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	143,810	140,670	137,530	135,890	133,740	131,550	128,280	124,990
31～40人	130,580	127,750	124,900	123,400	121,420	119,470	116,530	113,510
41～50	116,720	114,200	111,690	110,390	108,640	106,910	104,260	101,630
51～60	104,930	102,670	100,420	99,250	97,650	96,070	93,700	91,370
61～70	100,240	98,080	95,920	94,820	93,290	91,800	89,570	87,320
71～80	95,500	93,460	91,410	90,360	88,930	87,540	85,350	83,260
81人以上	90,850	88,920	86,980	85,980	84,610	83,290	81,250	79,240

(注) 肢体不自由児、難聴幼児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定まる月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設である肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

(4) 盲児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	211,550	207,330	203,120	200,950	198,000	195,090	190,710	186,290
31～40人	189,600	185,780	181,970	179,950	177,310	174,690	170,710	166,740
41～50	168,570	165,140	161,740	159,980	157,580	155,230	151,660	148,110
51～60	163,030	159,750	156,430	154,760	152,430	150,130	146,630	143,190
61～70	157,800	154,560	151,360	149,680	147,420	145,190	141,820	138,490
71～80	152,630	149,500	146,390	144,760	142,560	140,410	137,120	133,870
81～90	147,470	144,430	141,390	139,810	137,680	135,580	132,390	129,210
91人以上	142,300	139,340	136,400	134,900	132,820	130,750	127,710	124,610

(4)-2 盲児施設

(盲児施設を本体施設とし、ろうあ児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	437,010	427,770	418,490	413,690	407,260	400,800	391,090	381,410
11～15	328,110	320,850	313,590	308,740	303,920	299,110	291,810	284,570
16～20	274,290	268,170	262,060	258,020	253,900	249,840	243,760	237,640
21～25	251,390	246,080	240,720	237,200	233,620	230,030	224,690	219,410
26～30	212,780	208,360	203,940	200,950	197,980	195,090	190,710	186,290
31～40	191,340	187,310	183,320	180,580	177,960	175,280	171,270	167,310
41～50	178,300	174,500	170,700	168,110	165,600	163,100	159,300	155,490
51～60	164,050	160,570	157,130	154,830	152,500	150,200	146,720	143,310
61～70	158,710	155,360	152,000	149,740	147,480	145,260	141,860	138,540
71～80	153,560	150,260	147,000	144,770	142,580	140,390	137,080	133,850
81～90	148,340	145,150	141,980	139,830	137,700	135,610	132,410	129,240
91人以上	143,160	140,070	136,980	134,920	132,840	130,780	127,720	124,610

(3) 知的障害児通園施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	144,480	141,330	138,160	136,520	134,360	132,150	128,860	125,560
31～40人	131,180	128,330	125,470	123,950	121,970	120,020	117,050	114,030
41～50	117,260	114,730	112,200	110,890	109,130	107,390	104,740	102,080
51～60	105,420	103,150	100,880	99,710	98,100	96,510	94,130	91,790
61～70	100,710	98,540	96,370	95,250	93,720	92,210	89,970	87,710
71～80	95,940	93,890	91,840	90,770	89,340	87,930	85,730	83,630
81人以上	91,270	89,330	87,380	86,360	85,000	83,670	81,610	79,600

(注) 肢体不自由児、難聴幼児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定まる月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設である肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

(4) 盲児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	212,430	208,190	203,960	201,780	198,820	195,880	191,480	187,040
31～40人	190,400	186,570	182,740	180,710	178,060	175,410	171,420	167,430
41～50	169,290	165,860	162,430	160,660	158,250	155,890	152,290	148,720
51～60	163,740	160,440	157,110	155,420	153,080	150,770	147,250	143,800
61～70	158,500	155,250	152,020	150,330	148,080	145,820	142,440	139,090
71～80	153,310	150,170	147,030	145,390	143,180	141,020	137,720	134,450
81～90	148,130	145,070	142,010	140,420	138,280	136,170	132,970	129,770
91人以上	142,930	139,960	137,010	135,500	133,400	131,320	128,270	125,150

(4)-2 盲児施設

(盲児施設を本体施設とし、ろうあ児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	438,770	429,450	420,130	415,310	408,860	402,370	392,590	382,870
11～15	329,430	322,140	314,850	309,980	305,150	300,320	292,960	285,690
16～20	275,420	269,280	263,140	259,060	254,920	250,850	244,740	238,600
21～25	252,380	247,050	241,670	238,110	234,520	230,910	225,550	220,250
26～30	213,660	209,220	204,780	201,780	198,800	195,880	191,480	187,040
31～40	192,150	188,110	184,100	181,350	178,700	176,010	171,980	168,000
41～50	179,060	175,240	171,420	168,820	166,300	163,780	159,960	156,140
51～60	164,750	161,270	157,800	155,490	153,150	150,840	147,330	143,910
61～70	159,400	156,040	152,660	150,380	148,110	145,880	142,460	139,130
71～80	154,240	150,930	147,640	145,400	143,220	141,000	137,680	134,430
81～90	149,000	145,800	142,600	140,440	138,300	136,200	132,990	129,800
91人以上	143,800	140,690	137,580	135,510	133,420	131,350	128,280	125,150

(4) - 3 盲児施設

(ろうあ児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、盲児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	175,100	172,150	169,200	167,670	165,610	163,560	160,470	157,400
6 ~ 10	142,620	139,930	137,230	135,840	133,950	132,080	129,230	126,450
11 ~ 15	130,010	127,420	124,850	123,530	121,720	119,930	117,260	114,540
16 ~ 20	125,580	123,020	120,450	119,090	117,290	115,540	112,830	110,160
21 ~ 25	121,860	119,370	116,870	115,590	113,820	112,070	109,500	106,910
26 ~ 30	116,940	114,500	112,050	110,780	109,060	107,370	104,810	102,260

(5) ろうあ児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	210,470	206,260	202,040	199,870	196,940	194,040	189,590	185,220
31 ~ 40	188,650	184,850	181,040	179,060	176,410	173,780	169,790	165,860
41 ~ 50	167,720	164,310	160,940	159,220	156,860	154,470	150,860	147,320
51 ~ 60	162,370	159,060	155,740	154,070	151,760	149,440	145,970	142,520
61 ~ 70	157,190	153,980	150,750	149,090	146,860	144,590	141,240	137,870
71 ~ 80	152,110	149,000	145,880	144,250	142,060	139,910	136,620	133,370
81 ~ 90	147,070	144,050	141,010	139,480	137,350	135,210	132,050	128,880
91人以上	142,010	139,060	136,100	134,550	132,510	130,450	127,390	124,290

(5) - 2 ろうあ児施設

(ろうあ児施設を本体施設とし、盲児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	434,120	424,850	415,570	410,710	404,310	397,900	388,210	378,490
11 ~ 15	324,360	317,390	310,430	306,770	301,980	297,120	289,770	282,600
16 ~ 20	272,380	266,500	260,620	257,560	253,490	249,430	243,270	237,140
21 ~ 25	237,810	232,660	227,550	224,900	221,310	217,720	212,390	206,990
26 ~ 30	210,530	206,300	202,100	199,850	196,940	194,020	189,620	185,220
31 ~ 40	188,660	184,880	181,060	179,100	176,450	173,780	169,790	165,860
41 ~ 50	167,770	164,360	160,960	159,250	156,850	154,480	150,870	147,320
51 ~ 60	162,360	159,060	155,760	154,060	151,750	149,450	145,990	142,520
61 ~ 70	157,220	153,980	150,760	149,120	146,860	144,620	141,250	137,870
71 ~ 80	152,130	149,020	145,880	144,260	142,080	139,900	136,640	133,370
81 ~ 90	147,080	144,050	141,010	139,490	137,330	135,210	132,060	128,880
91人以上	141,990	139,040	136,100	134,560	132,530	130,460	127,420	124,290

(4) - 3 盲児施設

(ろうあ児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、盲児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	175,470	172,500	169,560	168,010	165,930	163,890	160,780	157,700
6 ~ 10	143,080	140,370	137,660	136,250	134,370	132,480	129,620	126,840
11 ~ 15	130,470	127,870	125,280	123,960	122,140	120,340	117,650	114,920
16 ~ 20	126,080	123,480	120,900	119,550	117,740	115,970	113,240	110,560
21 ~ 25	122,330	119,830	117,320	116,020	114,260	112,500	109,910	107,310
26 ~ 30	117,400	114,950	112,490	111,220	109,500	107,800	105,230	102,660

(5) ろうあ児施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	211,360	207,130	202,900	200,700	197,760	194,840	190,380	185,970
31 ~ 40	189,450	185,630	181,810	179,820	177,160	174,500	170,490	166,550
41 ~ 50	168,450	165,020	161,620	159,900	157,530	155,130	151,500	147,930
51 ~ 60	163,080	159,750	156,420	154,720	152,410	150,090	146,590	143,130
61 ~ 70	157,890	154,670	151,410	149,740	147,510	145,230	141,850	138,470
71 ~ 80	152,790	149,660	146,520	144,880	142,680	140,530	137,220	133,950
81 ~ 90	147,740	144,690	141,640	140,090	137,950	135,810	132,630	129,440
91人以上	142,640	139,680	136,710	135,150	133,100	131,030	127,960	124,830

(5) - 2 ろうあ児施設

(ろうあ児施設を本体施設とし、盲児施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	435,870	426,560	417,240	412,320	405,900	399,460	389,730	379,940
11 ~ 15	325,670	318,670	311,680	308,010	303,170	298,320	290,910	283,710
16 ~ 20	273,510	267,600	261,700	258,630	254,540	250,460	244,250	238,100
21 ~ 25	238,790	233,650	228,490	225,830	222,230	218,620	213,250	207,830
26 ~ 30	211,420	207,180	202,940	200,680	197,760	194,820	190,410	185,970
31 ~ 40	189,460	185,660	181,830	179,860	177,180	174,500	170,490	166,550
41 ~ 50	168,500	165,070	161,640	159,940	157,520	155,140	151,510	147,930
51 ~ 60	163,080	159,750	156,440	154,730	152,410	150,100	146,610	143,130
61 ~ 70	157,920	154,670	151,430	149,780	147,500	145,250	141,860	138,470
71 ~ 80	152,810	149,680	146,530	144,900	142,710	140,520	137,240	133,950
81 ~ 90	147,740	144,690	141,640	140,110	137,940	135,810	132,640	129,440
91人以上	142,620	139,660	136,690	135,160	133,110	131,040	127,990	124,830

(5) - 3 ろうあ児施設

(盲児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、ろうあ児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	174,860	171,950	169,030	167,520	165,480	163,490	160,350	157,390
6～10	142,560	139,860	137,160	135,730	133,870	132,000	129,170	126,380
11～15	130,200	127,640	125,070	123,730	121,940	120,160	117,470	114,800
16～20	126,570	124,000	121,410	120,040	118,250	116,450	113,750	111,050
21～25	121,160	118,650	116,140	114,830	113,100	111,370	108,760	106,100
26～30	117,530	115,080	112,630	111,390	109,680	107,970	105,390	102,810

(6) 難聴幼児通園施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	209,290	204,780	200,240	197,850	194,680	191,510	186,830	182,110
31～40	191,370	187,240	183,110	180,940	178,070	175,160	170,910	166,600
41人以上	173,770	170,040	166,340	164,430	161,830	159,230	155,390	151,480

(注) 肢体不自由児、難聴幼児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定まる月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設である肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

(7) 肢体不自由児療護施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	236,260	231,380	226,500	223,950	220,590	217,220	212,090	207,010
51～60	231,810	227,010	222,210	219,720	216,410	213,070	208,130	203,050
61～70	227,440	222,720	218,010	215,550	212,300	209,060	204,120	199,180
71人以上	222,990	218,380	213,800	211,410	208,240	205,060	200,220	195,400

2 加算分保護単価

(1) 小規模施設加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	54,390	53,160	51,940	51,290	50,420	49,580	48,340	47,050
11～20	27,140	26,530	25,930	25,590	25,170	24,740	24,130	23,490
30人まで	17,960	17,570	17,190	16,950	16,700	16,470	16,030	15,650
31人以上	14,360	14,050	13,740	13,570	13,350	13,140	12,790	12,490

(注) 「10人」及び「11～20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(5) - 3 ろうあ児施設

(盲児施設又は障害者支援施設を本体施設とし、ろうあ児施設を併設する場合)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	175,230	172,320	169,390	167,860	165,820	163,820	160,680	157,690
6～10	143,010	140,300	137,590	136,160	134,290	132,400	129,560	126,750
11～15	130,660	128,080	125,500	124,160	122,360	120,570	117,860	115,190
16～20	127,070	124,480	121,870	120,500	118,690	116,890	114,180	111,460
21～25	121,650	119,120	116,600	115,280	113,540	111,800	109,180	106,510
26～30	118,000	115,550	113,080	111,840	110,110	108,390	105,810	103,210

(6) 難聴幼児通園施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	210,280	205,730	201,170	198,770	195,580	192,400	187,700	182,960
31～40	192,260	188,110	183,960	181,780	178,900	175,970	171,700	167,370
41人以上	174,580	170,830	167,110	165,190	162,570	159,970	156,110	152,170

(注) 肢体不自由児、難聴幼児が知的障害児通園施設を利用する場合には、受入施設である知的障害児通園施設の定員及び級地区分で定まる月額単価を適用すること。また、知的障害児が肢体不自由児通園施設を利用する場合には、知的障害児通園施設の月額単価を受入施設である肢体不自由児通園施設における定員及び級地区分に応じて算定すること。

(7) 肢体不自由児療護施設

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	237,330	232,430	227,530	224,940	221,570	218,180	213,030	207,930
51～60	232,860	228,040	223,220	220,720	217,390	214,020	209,050	203,950
61～70	228,470	223,730	219,000	216,530	213,260	209,990	205,030	200,070
71人以上	224,000	219,370	214,750	212,370	209,190	205,970	201,110	196,270

2 加算分保護単価

(1) 小規模施設加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	54,670	53,430	52,200	51,550	50,670	49,820	48,580	47,280
11～20	27,280	26,660	26,060	25,720	25,300	24,860	24,250	23,600
30人まで	18,050	17,660	17,280	17,040	16,790	16,550	16,110	15,720
31人以上	14,440	14,130	13,810	13,640	13,430	13,210	12,860	12,550

(注) 「10人」及び「11～20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(1) - 2 小規模施設加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	108,870	106,420	103,970	102,690	100,960	99,270	96,730	94,190
6 ~ 10	54,390	53,160	51,940	51,290	50,420	49,580	48,340	47,050
11 ~ 15	36,200	35,400	34,590	34,170	33,580	33,030	32,180	31,350
16 ~ 20	27,140	26,530	25,930	25,590	25,170	24,740	24,130	23,490
21 ~ 25	21,710	21,220	20,730	20,480	20,110	19,750	19,280	18,760
26 ~ 30	17,960	17,570	17,190	16,950	16,700	16,470	16,030	15,650

○盲児施設（障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合）
 ○ろうあ児施設（障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合）
 (注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(2) 職業指導員加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	47,000	45,950	44,910	44,350	43,660	42,950	41,870	40,760
11 ~ 20	23,420	22,900	22,380	22,100	21,740	21,420	20,880	20,330
30人まで	15,460	15,140	14,820	14,690	14,420	14,160	13,860	13,520
31 ~ 40	12,420	12,140	11,880	11,760	11,560	11,360	11,090	10,810
41 ~ 50	9,230	9,050	8,850	8,750	8,620	8,480	8,280	8,070
51 ~ 60	8,340	8,170	7,990	7,920	7,780	7,640	7,460	7,270
61 ~ 70	7,370	7,210	7,070	6,990	6,880	6,780	6,630	6,470
71 ~ 80	6,440	6,300	6,180	6,130	6,020	5,910	5,770	5,650
81 ~ 90	5,520	5,410	5,300	5,240	5,130	5,030	4,950	4,850
91 ~ 100	4,600	4,500	4,400	4,340	4,290	4,210	4,130	4,010
101 ~ 110	4,300	4,210	4,110	4,030	3,960	3,930	3,840	3,740
111 ~ 120	3,970	3,880	3,800	3,780	3,700	3,610	3,550	3,430
121 ~ 130	3,620	3,550	3,470	3,470	3,410	3,340	3,270	3,180
131 ~ 140	3,330	3,260	3,190	3,170	3,120	3,070	2,990	2,940
141 ~ 150	3,060	2,990	2,910	2,900	2,860	2,800	2,740	2,650
151 ~ 160	2,930	2,870	2,810	2,790	2,750	2,700	2,640	2,570
161 ~ 170	2,850	2,790	2,720	2,690	2,640	2,570	2,540	2,470
171 ~ 180	2,760	2,700	2,630	2,600	2,550	2,500	2,450	2,370
181 ~ 190	2,640	2,600	2,540	2,510	2,460	2,420	2,370	2,320
191人以上	2,510	2,440	2,410	2,390	2,360	2,320	2,250	2,210

(注) 「10人」及び「11~20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(1) - 2 小規模施設加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	109,410	106,940	104,490	103,190	101,450	99,750	97,200	94,650
6 ~ 10	54,670	53,430	52,200	51,550	50,670	49,820	48,580	47,280
11 ~ 15	36,380	35,580	34,760	34,340	33,750	33,190	32,340	31,500
16 ~ 20	27,280	26,660	26,060	25,720	25,300	24,860	24,250	23,600
21 ~ 25	21,820	21,320	20,830	20,580	20,210	19,850	19,380	18,860
26 ~ 30	18,050	17,660	17,280	17,040	16,790	16,550	16,110	15,720

○盲児施設（障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合）
 ○ろうあ児施設（障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合）
 (注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(2) 職業指導員加算分保護単価

(知的障害児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	47,210	46,160	45,110	44,550	43,860	43,140	42,050	40,940
11 ~ 20	23,520	23,000	22,480	22,200	21,840	21,510	20,980	20,420
30人まで	15,530	15,210	14,890	14,750	14,490	14,220	13,920	13,580
31 ~ 40	12,480	12,200	11,940	11,820	11,620	11,420	11,150	10,860
41 ~ 50	9,280	9,090	8,890	8,790	8,650	8,520	8,320	8,110
51 ~ 60	8,390	8,210	8,030	7,960	7,820	7,690	7,500	7,310
61 ~ 70	7,410	7,250	7,100	7,030	6,920	6,820	6,660	6,510
71 ~ 80	6,480	6,340	6,210	6,160	6,050	5,950	5,800	5,680
81 ~ 90	5,560	5,440	5,330	5,270	5,160	5,060	4,980	4,880
91 ~ 100	4,620	4,520	4,420	4,360	4,300	4,230	4,150	4,030
101 ~ 110	4,320	4,230	4,130	4,050	3,980	3,940	3,860	3,750
111 ~ 120	3,990	3,900	3,810	3,800	3,720	3,630	3,570	3,460
121 ~ 130	3,640	3,560	3,490	3,490	3,430	3,360	3,280	3,190
131 ~ 140	3,340	3,270	3,210	3,180	3,130	3,090	3,000	2,960
141 ~ 150	3,070	3,000	2,930	2,920	2,870	2,810	2,760	2,660
151 ~ 160	2,940	2,880	2,820	2,800	2,760	2,720	2,650	2,580
161 ~ 170	2,870	2,810	2,740	2,710	2,660	2,600	2,560	2,490
171 ~ 180	2,790	2,730	2,650	2,620	2,570	2,520	2,470	2,390
181 ~ 190	2,670	2,620	2,560	2,530	2,480	2,440	2,390	2,340
191人以上	2,530	2,460	2,430	2,410	2,380	2,340	2,270	2,230

(注) 「10人」及び「11~20人」の単価は、知的障害児施設と障害者支援施設を併設する場合に適用すること。

(2) - 2 職業指導員加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	94,090	92,020	89,940	88,840	87,410	85,960	83,830	81,600
6 ~ 10	47,000	45,950	44,910	44,350	43,660	42,950	41,870	40,760
11 ~ 15	31,290	30,590	29,900	29,550	29,040	28,570	27,870	27,130
16 ~ 20	23,420	22,900	22,380	22,100	21,740	21,420	20,880	20,330
21 ~ 25	18,710	18,290	17,890	17,680	17,390	17,120	16,710	16,250
26 ~ 30	15,460	15,140	14,820	14,690	14,420	14,160	13,860	13,520

○盲児施設（障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合）

○ろうあ児施設（障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合）

(注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(3) 盲児施設、ろうあ児施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	24,650	24,130	23,620	23,360	22,990	22,610	22,110	21,590

(4) 知的障害児通園施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	53,320	52,190	51,080	50,510	49,720	48,930	47,780	46,610

(5) 盲児施設、ろうあ児施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
5人	円 37,630
6 ~ 10	18,810
11 ~ 15	12,540
16 ~ 20	9,400
21 ~ 25	7,520
26 ~ 30	6,270
31 ~ 35	5,360

(2) - 2 職業指導員加算分保護単価

(盲児施設、ろうあ児施設)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	94,510	92,420	90,320	89,230	87,800	86,340	84,190	81,960
6 ~ 10	47,210	46,160	45,110	44,550	43,860	43,140	42,050	40,940
11 ~ 15	31,430	30,730	30,030	29,680	29,170	28,690	27,990	27,250
16 ~ 20	23,520	23,000	22,480	22,200	21,840	21,510	20,980	20,420
21 ~ 25	18,800	18,380	17,970	17,750	17,470	17,200	16,780	16,320
26 ~ 30	15,530	15,210	14,890	14,750	14,490	14,220	13,920	13,580

○盲児施設（障害者支援施設又はろうあ児施設と併設する場合）

○ろうあ児施設（障害者支援施設又は盲児施設と併設する場合）

(注) 本体施設であっても併設施設であっても同額

(3) 盲児施設、ろうあ児施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	24,770	24,240	23,730	23,460	23,090	22,710	22,200	21,680

(4) 知的障害児通園施設の幼児加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	53,550	52,420	51,310	50,730	49,940	49,150	47,980	46,810

(5) 盲児施設、ろうあ児施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
5人	円 37,530
6 ~ 10	18,760
11 ~ 15	12,510
16 ~ 20	9,380
21 ~ 25	7,500
26 ~ 30	6,250
31 ~ 35	5,350

(6) 心理担当職員配置加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	35,940	35,140	34,350	33,820	33,290	32,760	31,960	31,170
11 ~ 20	17,970	17,570	17,170	16,910	16,640	16,380	15,980	15,580
21 ~ 30	11,980	11,710	11,450	11,270	11,090	10,920	10,650	10,390
31 ~ 40	8,980	8,780	8,580	8,450	8,320	8,190	7,990	7,790
41 ~ 50	7,180	7,030	6,870	6,760	6,650	6,550	6,390	6,230
51 ~ 60	5,990	5,850	5,720	5,630	5,540	5,460	5,320	5,190
61 ~ 70	5,130	5,020	4,900	4,830	4,750	4,680	4,560	4,450
71 ~ 80	4,490	4,390	4,290	4,220	4,160	4,090	3,990	3,890
81 ~ 90	3,990	3,900	3,810	3,750	3,690	3,640	3,550	3,460
91 ~ 100	3,590	3,510	3,430	3,380	3,320	3,270	3,190	3,110
101 ~ 110	3,260	3,190	3,120	3,070	3,020	2,970	2,900	2,830
111 ~ 120	2,990	2,920	2,860	2,810	2,770	2,730	2,660	2,590
121 ~ 130	2,760	2,700	2,640	2,600	2,560	2,520	2,450	2,390
131 ~ 140	2,560	2,510	2,450	2,410	2,370	2,340	2,280	2,220
141 ~ 150	2,390	2,340	2,290	2,250	2,210	2,180	2,130	2,070
151 ~ 160	2,240	2,190	2,140	2,110	2,080	2,040	1,990	1,940
161 ~ 170	2,110	2,060	2,020	1,990	1,950	1,920	1,880	1,830
171 ~ 180	1,990	1,950	1,900	1,870	1,850	1,820	1,770	1,730
181 ~ 190	1,890	1,850	1,800	1,780	1,750	1,720	1,680	1,640
191人以上	1,790	1,750	1,710	1,690	1,660	1,630	1,590	1,550

(7) 看護師配置加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	46,120	44,980	43,830	43,070	42,310	41,540	40,400	39,250
11 ~ 20	23,060	22,490	21,910	21,530	21,150	20,770	20,200	19,620
21 ~ 30	15,370	14,990	14,610	14,350	14,100	13,840	13,460	13,080
31 ~ 40	11,530	11,240	10,950	10,760	10,570	10,380	10,100	9,810
41 ~ 50	9,220	8,990	8,760	8,610	8,460	8,300	8,080	7,850
51 ~ 60	7,680	7,490	7,300	7,170	7,050	6,920	6,730	6,540
61 ~ 70	6,580	6,420	6,260	6,150	6,040	5,930	5,770	5,600
71 ~ 80	5,760	5,620	5,470	5,380	5,280	5,190	5,050	4,900
81 ~ 90	5,120	4,990	4,870	4,780	4,700	4,610	4,480	4,360
91 ~ 100	4,610	4,490	4,380	4,300	4,230	4,150	4,040	3,920
101 ~ 110	4,190	4,080	3,980	3,910	3,840	3,770	3,670	3,560
111 ~ 120	3,840	3,740	3,650	3,580	3,520	3,460	3,360	3,270
121 ~ 130	3,540	3,460	3,370	3,310	3,250	3,190	3,100	3,020
131 ~ 140	3,290	3,210	3,130	3,070	3,020	2,960	2,880	2,800
141 ~ 150	3,070	2,990	2,920	2,870	2,820	2,770	2,690	2,610
151 ~ 160	2,880	2,810	2,740	2,690	2,640	2,590	2,520	2,450
161 ~ 170	2,710	2,640	2,570	2,530	2,480	2,440	2,370	2,300
171 ~ 180	2,560	2,490	2,430	2,390	2,350	2,300	2,240	2,180
181 ~ 190	2,420	2,360	2,300	2,260	2,220	2,180	2,120	2,060
191人以上	2,300	2,240	2,190	2,150	2,110	2,070	2,020	1,960

別表6~7
(略)

別紙様式1~様式3号の3
(略)

(6) 心理担当職員配置加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	36,690	35,300	34,500	33,970	33,430	32,900	32,100	31,300
11 ~ 20	18,340	17,650	17,250	16,980	16,710	16,450	16,050	15,650
21 ~ 30	12,230	11,760	11,500	11,320	11,140	10,960	10,700	10,430
31 ~ 40	9,170	8,820	8,620	8,490	8,350	8,220	8,020	7,820
41 ~ 50	7,330	7,060	6,900	6,790	6,680	6,580	6,420	6,260
51 ~ 60	6,110	5,880	5,750	5,660	5,570	5,480	5,350	5,210
61 ~ 70	5,240	5,040	4,920	4,850	4,770	4,700	4,580	4,470
71 ~ 80	4,580	4,410	4,310	4,240	4,180	4,110	4,010	3,910
81 ~ 90	4,070	3,920	3,830	3,770	3,710	3,650	3,560	3,470
91 ~ 100	3,660	3,530	3,450	3,390	3,340	3,290	3,210	3,130
101 ~ 110	3,330	3,200	3,130	3,080	3,040	2,990	2,910	2,840
111 ~ 120	3,050	2,940	2,870	2,830	2,780	2,740	2,670	2,600
121 ~ 130	2,820	2,710	2,650	2,610	2,570	2,530	2,470	2,400
131 ~ 140	2,620	2,520	2,460	2,420	2,380	2,350	2,290	2,230
141 ~ 150	2,440	2,350	2,300	2,260	2,220	2,190	2,140	2,080
151 ~ 160	2,290	2,200	2,150	2,120	2,090	2,050	2,000	1,950
161 ~ 170	2,150	2,070	2,030	1,990	1,960	1,930	1,880	1,840
171 ~ 180	2,030	1,960	1,910	1,880	1,850	1,820	1,780	1,730
181 ~ 190	1,930	1,850	1,810	1,780	1,760	1,730	1,690	1,640
191人以上	1,830	1,760	1,720	1,690	1,670	1,640	1,600	1,560

(7) 看護師配置加算分保護単価

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	47,190	45,200	44,050	43,280	42,510	41,750	40,600	39,450
11 ~ 20	23,590	22,600	22,020	21,640	21,260	20,870	20,300	19,720
21 ~ 30	15,730	15,060	14,680	14,420	14,170	13,910	13,530	13,150
31 ~ 40	11,790	11,300	11,010	10,820	10,630	10,430	10,150	9,860
41 ~ 50	9,430	9,040	8,810	8,650	8,500	8,350	8,120	7,890
51 ~ 60	7,860	7,530	7,340	7,210	7,080	6,950	6,760	6,570
61 ~ 70	6,740	6,450	6,290	6,180	6,070	5,960	5,800	5,630
71 ~ 80	5,900	5,650	5,500	5,410	5,310	5,210	5,070	4,930
81 ~ 90	5,240	5,020	4,890	4,810	4,720	4,630	4,510	4,380
91 ~ 100	4,720	4,520	4,400	4,320	4,250	4,170	4,060	3,940
101 ~ 110	4,290	4,100	4,000	3,930	3,860	3,790	3,690	3,580
111 ~ 120	3,930	3,760	3,670	3,600	3,540	3,470	3,380	3,280
121 ~ 130	3,630	3,470	3,380	3,330	3,270	3,210	3,120	3,030
131 ~ 140	3,370	3,220	3,140	3,090	3,030	2,980	2,900	2,810
141 ~ 150	3,140	3,010	2,930	2,880	2,830	2,780	2,700	2,630
151 ~ 160	2,950	2,820	2,750	2,700	2,650	2,610	2,530	2,460
161 ~ 170	2,770	2,650	2,590	2,540	2,500	2,450	2,380	2,320
171 ~ 180	2,620	2,510	2,440	2,400	2,360	2,320	2,250	2,190
181 ~ 190	2,480	2,370	2,310	2,270	2,230	2,190	2,130	2,070
191人以上	2,360	2,260	2,200	2,160	2,120	2,080	2,030	1,970

別表6~7
(略)

別紙様式1~様式3号の3
(略)

